対立し、十四日付の期限付回答を求めた。
戦術委員会では、十三日指令第一三四号をもつて、
第一波　一七日　二四時間スト
第二波　二〇日、二一日四八時間スト
第三波　推移を判断しておつて指令
という実力行使をもつて対決することを決定した。
十四日の期限付回答は満足できるものでなく古
河炭連傘下各支部は十七日二四時間ストに入つた
一方炭労連では、方城、上山田飲食問題をめぐつ
て調査団の報告をキソに六回にわたつる交渉を行

つてきたが、十一月十四日、会社は希望者の強行募集
を宣言したので決裂した。
戦術委員会は、この情勢を検討し、指令第一三六号を
もつて十一月二〇日炭鉱連傘下・九州地方支部が二
四日時限ストに入るよう決定

二十四時間スト

二十日、二十四時間ストに突入した。
尚また[illegible]まちと九炭労指揮
により[illegible]
[illegible]新入[illegible]
[illegible]行となる。

No. 172

情報

九州炭労

1959年 11月17日

飯★ ★野

退職勧告・指名解雇の挙に出るか

組合斗争体制の強化を図る・・・

業を煮やした飯野資本は、十日遂に十六日迄一方的希望退職募集措置を強行、組合は間髪を入れず四八ストライキを敢行し、大衆行動、決起大会をもつて会社幹部に対して不当性を追求し、又看視隊を編成昼夜兼行で阻止の行動を警戒している。組合は個々の組合員一人ひとりの意識強化を図るため、教宣、学習活動等をもつて企業整備反対斗争の意識盛上げに努力した。その結果、二〇〇名の予定者に対して組合が把握している応募者は十六日現在で二割弱という低い線である。

同組合としては今后の会社の悪行々為や退職勧告、指名解雇を警戒するため、斗争体制の強化を図り対処することが確認された。又十五日は北松地区総決起大会が開かれ、地域共斗体制の確立がなされた。

◆

「長崎県下の仂く者の共斗盛上る」

秋晴れの十五日（公休日）飯野支部松浦グランドに於て、午前十一時より長崎県炭労北松地区共斗の主催で開かれ、飯野の企業整備反対斗争を県総評傘下組合員の力強い激励の言葉と歌う、民族独立行動隊のうたごえは、飯野の全町を震わせ斗いの意慾はいやが上にも盛り上つた。

長崎、佐世保、北松各地区より貸切りバス九台を連ね六〇〇人の動員を行い、安保改定阻止、飯野の決議、飯野企業整備反対共斗体制の確立並に会社抗議等が決定され、斗争宣言を採択、デモ行進をもつて抗議文の手交に会社におもむいたが、いち早く会社幹部は遁走してモ抜けの殻だつた。

大会終ろ后、各単産の斗争経験の交流を行い、今后の斗争の資料に供し大会を終つた。このように仂く労仂者の結集は層を厚くし、抵抗体としての強化が日増に目立つてきた。

応募者は僅か二割程度か

締切日の十六日昼現在、組合が把握した応募者は予定数二〇〇名に対して僅かに二割程度に過ぎない。更に組合としては次に来る退職勧告、指名解雇、又は会社の悪行々為である肩叩き勧誘を阻止するため、九州炭労の企業整備反対斗争実施要綱に基いて体制強化を図り、会社の狂暴化した強行措置に対処することになつた。今迄の斗いの実際から斗争意識が漸次高まり、学習活動によつて労仂者としての階級意識を高め、斗う意欲を向上させている。このような盛上りは従来の斗争にみられない傾向であり、九州炭労としては特別オルグ団の派遣を当分延期しその指導の任に当ることになつた。

期斗

炭界不況で応じられません（16日正午期限付回答）

会社側に誠意全く見られず 17日スト突入・・・・

十月十四日要求書提出以来今日迄、数回に亘る団体交渉を続けて来たが、会社は常に炭界不況、経営逼迫を口実に、全く誠意はみられず、十六日正午迄の期限付回答要求にも、左記の如き同様な内容を並べて具体的回答は得られず、各支部は今日十七日より、期末手当要求獲得、近代化に三井・日鉄二瀬・雄別・三菱など各社に出されている企業整備撤回要求でストライキに突入した。

尚、回答内容は、三井・雄別・杵島、と同じく、北炭を除く他社は左記回答文書と殆んど同文、

回答書

三井

十一月十二日付、昭和三四年上期々末手当に関する貴申入書拝承致しました。同手当支給に関しては、先般来交渉の席上種々御説明申上げた通り、当社の経営状態は極めて逼迫し、年内の賃金支払すら事欠く状態にあり、期末手当の支給の如き経理的余裕は持ち得ませんので、その事情御賢察賜りたく御回答申上ます。

貝島

昭和三四年下期々末手当に関する貴要求に関しては、先般来交渉の席上御説明申上げた通り石炭産業は未曽有の危機に直面し、又当社としては各社に比し、極めて経理状態は悪く、貴方の要求には絶対に応じかねたい実情にあります。しかし年末を控えている現在、何がしかの形で善処いたしたいとは考へていますが、金融事情逼迫の折柄、今にわかに具体的成案を得られない現在にありますので、暫く御猶予いたしたく右回答いたします。

北炭

昭和三四年下期々末手当に関しましてはこれが支給につき誠意を以って検討中でありますが、現下未曽有の炭界不況下にあって、人員整理を行うことなく、この不況を乗り切らんとするためには、当社の基盤も又従前の事態をこえる努力を払らわなければ

らない状態にあります。
従って期末手当の支給額提示についても、慎重に検討を要しますが、当方といたしましては、遅くとも、年内支払の時期迄には、充分間に合うように考え方をまとめ、誠意をもって貴方と話合い、妥結いたしたき

所存であります。
貴方に於かれましては今だ多くの日時をあます現在、徒らに最後回答を求める如き態度を取らず、あくまでも平和的解決をはかられる様、念願してやみません。
あえて貴方の猛省をうながします。　以　上。

No. 173

情報

九州炭労

1959年 11月23日

新屋敷に企業整備を提案

組合は既得権確保で斗争を展開

新屋敷炭鉱では二枚方移行についての労働条件を、八月以降生産協議会を続けていたが、会社はこれを機会に賃金と基準外賃金の引き下げ、労働時間の延長を中心に合理化案を提示してきた。即ち、会社側は出炭低下で資金繰りが困難になったので本年四月から二万トンの出炭計画をたて、現在の平均賃四三〇〇円から四〇〇〇円に切り詰め総支払いを三百万円程度削減する意向である。

提案内容

（一）業形炭鉱にともなう二枚方採炭移行に関し、賃金提出実施中の現場事項により標準作業量を左記の通りに改定並びに設定の件

1 二枚方採炭標準作業量

⑴ 標準作業量は一サイクル制とし、一サイクル当り四七・四工とする。

⑵ サイクル当り均賃は三一四〇〇円とし名人の賃金は均等割とする。

⑶ 一サイクルは払長一三〇米、進行一・五米を以つて払長断続に伴うサイクル当り工数及びサイクル当り均賃は別途協議する。

⑷ 採炭の基準内作業の範囲は次の通りとする。

イ 立柱、抜柱、カッペ送り、清掃（柱間は〇・六米）及び材料渡し

ロ 移設

ハ 穿孔、装填

ニ 充填（有効巾一・三米）

ホ 大前、大梁ステープル取扱

ヘ 三角残炭掘進し及カッター前掘取り

ト カッター直截及積込

チ その他の作業（天井不良による天井囲い及びその他）

⑸ 検収規定は別に定める。

⑹ 最低保証給は基準賃金の八〇％とする

発行規定は廃止、又は改訂する。

イ 採炭運搬による払跡正（搬採及び修正）に関する規定は改訂

ロ 採炭残業に関する規定は廃止

ハ カッターマン賃金に関する規定は廃止

2 掘進標準作業量

⑴ 賃金決定基準別表掘進標準作業量の工基準工数の⑴穿孔、発破工数を次の如く改正する。

種類	一人当m²	工数
石炭	9.09	0.11
頁岩	5.55	0.18
砂岩	4.08	0.245
花崗岩類	3.22	0.31

但しこの穿孔、発破工数は丸拡適用とし他の場合は八〇％とする

⑵ 作業条件補数を次の如く改訂する。

イ ホイスト巻数変数

35m～100m……20　100m以上は10m増す毎に0.5増し

⑶ 附帯条件を次の如く改訂する。

イ ⑸⑹⑺は別に検収規定を設ける。

ロ ⑵の材料搬数の項目に関して次の如く挿入する

但しその運搬距離は人力にて50m以上運搬の場合、若しくは坑道傾斜等にて困難な場合

ハ 一部充填、一部無充填の場合における充填工数に対しては無充填指数は付さない

ニ 最低保証給は基準賃金の八〇％とする（但し八時間）

⑷ 検収規定を次の如く定める。

イ 定める規格に合致しないものについては、その不足分が断面に於て五％以上である時は不足分を断面比により補修分を差し引く

ロ 中心及び勾配逆止標準に対してはその誤差が三〇粍以上である時、その欠陥分の断面比例により差引く

ハ 枠入不良は入替を原則とするも入替えない時の枠代は支払しない

ニ 検収時の整理不良は整理所要時間賃金を差引く

ホ 継ぎ枠の検収は1/2とする

⑸ 既製断面を修正する（特定十五度分の余堀を除く断面）

⑹ 枠入工数の未決定分を新設する。

3 保坑標準作業量

⑴ 保坑作業は個人と日給払とし保賃金は基準賃金の本人給として、名人の賃金は均等割とする。

⑵ 諸前他の細分に関しては賃金決定基準別表⑹の一部について次の如く改正する。

イ 附帯条件

⑴ ⑷項に関して次の如く挿入する。更に掘拡せる部分については実際に近い値とする。

⑵ ⑸⑹⑺は掘進標準に定める検収規定に準ずる

⑶ 保坑の枠入工数は白枠当しを含む、新枠承認の枠入工数は枠入工数の八〇％とする。

⑷ 掘進による硬積みは禁止する

⑸ 切上工数は実際切上量に対して支払う

⑹ 最低保証給は基準賃金の八〇％とする

4 業形新炭縦りの標準作業量

イ 二枚方標準作業量を基準とするも、二枚方操作決定迄保留

前記各項は二枚方実施日（十二月一日）実施する。

5、巻メ・黒石両層の採炭標準作業量

(1) 二枚層標作決定後引続き検討する。

(2) 実施期日は採炭開始時（四月一日）よりとする

二 時間

採炭、掘進及び関連職種は七時間（残業二時間）とする。関連職種は別途協議。その他は従来通り。

三 採鉱内番・外番の職種を新設する。

基準賃金は本人給にて内番は四八〇円、外番四一六円とする

四、生産能率賞与を次の如く改訂する

直轄一人当り能率が一六屯以上である時、一六屯に対して一五〇円、〇、二屯増す毎に二〇円増しとする

2、他は従来通りとする

五 特殊作業賃金の一部を次の如く改訂する

1、火薬取扱手当

掘進 竪坑の場合 十本以上一方当り十円

採炭の場合 五十本以上一方当り十六円

百本以上一方当り二十二円

2、捲揚賞与

① 捲揚函数並に支給額は別表通りとする（歩留り低下のため）

一日捲揚函数	一方当り賞与	
	内運	その他
1080－1090	17	10
1100－1119	18	11
1120－1139	19	11
1140－1159	20	12
1160－1179	21	13
1180－1199	22	13
1200－1219	23	14
1220－1239	24	15
1240－1259	25	15
1260－1279	26	15
1280以上	27	16

② 他は従来通り

二、三、四、五各項の実施期日は二枚層[illegible]決定（十二月一日）よりとする。

六、請願二枚層及獅子駒坑の件

1、請願二枚層

① 協定期間を三ヶ年延長する

② 本坑との関連事項は別途協議する

2、獅子駒坑

① 準鉱二坑区につき租鉱権の設定による採掘とする

② 本坑との関連事項は別途協議する

以上の諸計画は二枚層一六、〇〇〇屯、巻メ黒層四、〇〇〇屯、計二万屯が確保されないときは全面的に変更せざるをえない。

組合の態度

1、坑内条件悪化によるシワよせを簡単に労働者に押しつけて、ヤマの生命維持をはかることには基本的に反対である。石炭産業の合理化が独占炭鉱の中小炭坑を圧迫することによって行われている情勢や薄層採掘移行という困難な自然条件の変化による等の企業がおかれている状態については十分に考慮して斗いがすすめられねばならないが、現在の労働条件はゆずらないという基本方針で対処しなければならない。

2、会社提案の主旨は本質的に企業合理化によるものであることは変らないが、提案内容のなかでも当然設定されなければならない二枚層の採炭の標作、賃金協定中の修正条項にもとずく標作改訂等が含まれているので、これを全面的に合理化案であるとして会社提案を拒否することはできない。

われわれに一方的におしつけられているシワよせは当然排除されなければならないと同時に、薄層移行という現実の中では生産計画の達成のために協力を惜しむものではない

A、提案理由とされている賃金協定書中の免責条項に基く標作の設定並に改訂については、これを行う。

イ、二枚層払採炭標作は当然設定されなければならない。薄層の変化、作業方式の変更等を考慮して適正な標作決定を行う。なお標作設定については労働時間、残業、運搬の条件にも関連してくるのでこれも合せて検討する

ロ、掘進・保坑の標作決定については賃金協定書標作改訂条項と照し合せて検討する。

B、内番、外番の職種設定は従来からの交渉事項であるのでこれの解決に当る

C、薄層移行を理由として提案している生産能率賞与・時間外労働賃金の改訂には反対する

D、賃金協定期間を本年十二月末までとすることは明らかに一年間の賃金の釘付けである。われわれは新賃金要求を断念することはできないので現協定書中の標作改訂のであることを明確にする。

No. 174
情報
九州炭労
1959年 11月 23日

山口鉱山

三年計画で首切り賃下げ！

一七日会社側団交を申入れてくる…

山口鉱山（小城・別府）では、細川鉱区（住友との調印）問題で行き詰り、さきに譲渡された三菱鉱区の代金三八〇〇万円の坑和銀行からの融資が困難になり、予定していた船島・新岸筋の開発が不可能になった。従って会社は、人員整理と労働条件切下げにより自己資金を捻出し、残鉱の採掘をえて新坑開発にのり出そうというたくらみで、一七日の交渉で三ケ年の経営方針を決定し次のように希望退職、給与切下げを提案してきた。

九州炭労では、鉄野・新屋敷・山口に加えられている攻撃に対しては、大手の企反斗争の基本方針に従い斗いをすゝめていく。

会社提案内容

一、出炭について

月間二七、〇〇〇トン　年間三二四、〇〇〇トンを確保し個人能率を十八～二〇トンにする

二、人員は

職・鉱員の比を、一対七とし

現在　職員　二九六名を二二六名とする。

鉱員一六四八名を一、五〇一名とする。

三、コストについて

三四年上期実績は、三六六五円で、本社負利子その他を含め原価は、四三五七円であるので、八％引下げ計画は原価三六四四円にし、販売単価を三七〇〇円とし、トン当り五六円の黒字にする。

四、企業費　として年間五〇〇〇万円〈七〇〇〇万円にする。

五、1、病院・配給所・電保などを独立採算制とする

2、指導担当者を募集する

3、本社の縮少をする

4、賃金・諸給与の規制を行う

5、その他の諸経費を節減する。

古河好間企反二〇日妥結

一九〇名を四山に配転…

配置転換（好間鉱坑内事情に基く必要人員の確保）と、古河五山の増員要求をめぐる古河の企反団交は一四日決裂、一七日は二四時間ストに突入。一八日は会社側より事ム折衝の申入れがあつて、二〇日午前六時四五分妥結した。妥結内容は次のとおりである。

組合一七三・会社三三九で対立

一七日の二四ストの翌日、会社側から事ム折衝の申入れがあつたが、事ム折衝では具体的に討議はせず、一九日午後二時より団交に切かえた。団交は徹宵で行われ、二〇日午前六時四五分で解決に達し妥結した。

妥結に至るまでの双方の主張は

好間鉱斜坑終掘に伴う人員縮減案

	組合	会社
坑内夫	九四四名	八八五名
坑外夫	四七六名	三七二名
計	一、四二三名	一、二五七名

以上のように、余剰人員が組合案一七三、会社案三三九でまとまらなかったものである。

妥結内容

好間から大峯に	二五
〃　目尾に	四〇
〃　下山田に	三五
〃　峰地に	三五
〃　合成機械部門に	五五
計	一九〇

一九〇名は各山元の必要増員要求とは相違するが、受入体制の確立によって、安全保安と労働強化排除のために、今後斗うことをきめている。

飯野企友

二〇日代表折衝決裂

新提案は従来のむしかえし

飯野支部の企友斗争状況は既報（一一七、一七二号）のとおり、十日ついに一方的に希望退職を募集したが、二〇日会社側は代表交渉を申入れてきた。その主張はいままでの云分をくりかえすだけで、何等進展はみなかった。組合は大衆動員を強め会社側のうごきを封ずるとともに内部体制を固めている。

会社小委員会を提案

一六日会社は希望退職者が予定数に達せぬためか、代表交渉を申入れてきたので午后六時より代表交渉を行なった。会社はオ二次希望退職募集と事態解決のための小委を提案したが、組合側は希望退職を一方的に強行して事態解決という一方的な主張に対して、希望退職募集を中止して会社は提案を再検討することを主張し、交渉はもの別れとなった。

そのあとさらに、一七日午前一〇時と午后六時より事ム折衝が行われたが、会社は会社提案の一切を再検討して小委員会にだしたいと表明、組合は再検討した案が提案されても、会社の態度如何では交渉に応じない事を明らかにして交渉を打切った。

現在の希望者数

二〇日会社は内部検討を行ったとして小委員会を申入れたので、組合はこれに応じたが会社の「新しい提案」というものが全く従来の主張をくり返すのみで、希望退職を認めてもらいたいというものであり、誠意のある提案とは受けとりがたいので、交渉は直ちにもの別れとなった。

現在希望退職者は会社案の二七三名（労務・臨時含む）に対し、労務・臨時・職員で三[illegible]のもようである。

情報
No.175
九州炭労
1959年11月24日

最賃制の確立・社会保障の拡充を

「失業反対・臨時制度撤廃九州地方集会（於八幡）開く」

情報一六七号で報じたように、「失業反対・臨時制度撤廃九州地方集会」は、十一月二日、八幡市公民館で開かれた。福岡以外の各県評代表二〇名を加えて、百名以上の単産・地区労・単組の代表が参加し、炭鉱、独占資本の高度成長過程で大量に創出された失業者と、これをテコにした中小企業労働者・臨時工・社外工の劣悪な労働条件と生活状態をうきぼりにした。討論を通じて、この低賃金構造を打破るために、生きる権利を保証させることの当然さにもとづいて、最賃制を確立し、社会保障制度を拡充するために統一して斗うことが、さしせまった問題であり、政策を転換させる――安保改定を阻止する――重要な柱になることを確認しあった。

炭労関係からの出席は、九州炭労・西鉄臨時組合の代表と地区労及び中小オルグになっている炭労出身者のみで、集会のなかでも、炭労をはじめとする大単産のとりくみの弱さが斗いの弱点としてだされた。

安保改定阻止の重要な柱

――基調報告の指摘したもの

県評古賀四郎評次長が開会を宣したのが九時半すぎ。全日自労と自治労代表を議長に選び、主催者代表（福岡県評）・地元地区労（八幡地区局長）・共産党代表）のあいさつがあったあと、県評田村オルグから次のような一般報告がおこなわれた。

「報告は、この失業反対・臨時制度撤廃の斗いは、安保改定阻止の斗いときってもきれない関係にあり、その重要な内容の一つだと考えている。

なぜなら、岸内閣と日本の独占資本は、一千万にのぼる膨大な失業者・不完全就業者及び労働者階級内部の身分差による内部矛盾の存在によって、低賃金と無権利状態を半永久的におしつけ、それによって再び海外進出をアメリカの虎の威をかりながらやりとげようと考えているからである。

福岡労働者の集会は、四年前からひらき、一昨年までの集会では、斗いの経験を交流し、その後の斗いをすすめるうえで大きな役割をはたしたが、不充分な点もあった。全体として身分差別に対する斗いが中心で、臨時制度そのものと正面からとりくむ態度がよわかったからだ。

その後、合理化の波のなかで貴重な斗いを続けてきた。世界の大勢が平和共存の方向にむかっているのに、日本では逆行した軍事強化の政策がとられている情勢のなかで、総評は秋季の斗いを設定し、臨時大会を開いて、安保と合理化に対して斗う体制をかためた。

これらの斗いを通じて、労働者階級を中心にした国民の斗争として統一行動で政府と独占資本の政策を転換させることなしには、臨時下請制度の撤廃も大量失業の解決もありえないという教訓をえた。

もちろん、このことは決して現在斗われている、臨時工の本工化、下請化反対、ではだめだということではなく、逆に実力をかけ、成果をあげつつあるこれらの斗いを、さらに独占と政府の失業と差別政策に集中発展させて、安保斗争と結合させることによって、情勢を大きくかえるということである。

この斗いは、むしろ本工労働者が中心となって指導する任務がある。臨時・失業者も方向をつかむ必要がある。この観点から討論ねがいたい。

臨時工の本工化に成功

一般報告に続いて、各単産から次のような基礎の報告がおこなわれた。

鉄鋼＜「八幡製鉄における社外工を中心にした状態と鉄連の対策」――鉄連九州
炭鉱＜「炭鉱労働者の臨時夫・組夫の組織化と斗い」――遠賀地区
金属＜「中小企業における合理化と労働者の実態」――全国金属福岡地本
造船＜「臨時工の常傭切かえ斗争」――長崎造船分会
自治体＜「地方自治における臨時職員問題」――自治労福岡六市連
失業＜「全日自労の失業反対斗争の現状」

以上の報告のなかで、臨時工を本工にした成果がいくつか示された。

特に長崎造船では、すでに二五年に臨時工を本工組合のなかに組合員として組織化し、その後、数回にわたって若干ずつ常傭切替えをやってきたが、昨年九月に基本的に臨時工制度を廃止する立場で、常傭切替えを要求することを決定した。

その後半年以上の交渉のなかで若干名の回答はなされたが進展せず、本年八月、団交にうつしスト権を確立し、スト突入という段階のなかで、五〇〇名（要求一、三三三）の常傭化を斗いとっている。

鉄鋼・金属・自治体からも同様の例がいくつか示されたが、そのほとんどが、長期の斗いに影響され、かずけられたことが報告された。

独占の政策にかみあう組織化を

このように局部的に成功しているにもかかわらず、あらたな問題が生れてきている。

（うらにつづく）

北九州の機械工場には、大企業の下請をやつて、本工は全くいなくて、臨時と社外工のみというものである。
また、臨時の組織化にはあるていど成功しても、社外工の組織化はほとんど進展していない。

このような各単産報告をもつて、午前中を終り、午後は向坂逸郎（九産労顧問）から「戦後における低賃金労働の実態とその再編成過程」について講演があつたあと討論をおこなつた。

討論の焦点の一つは、低賃金を固定化し、全体をひくめて搾取をつよめるためにうちだされてきた業者間協定が、特に未組織の部分にひろまつてきている状態のなかで中小企業労働者、臨時工、社外工の組織化をどうすすめるかということだつた。

大企業の本工労働者にある。自分のことでない。という考え方のなかで、臨時工、社外工、中小労働者の側に反撥があるのだから、やはり、中小労連、臨時工協議会といつた方向で組織する方がよいという意見もだされた。

これに対して、独占の低賃金政策と対決するためには本工も含めて、階級として斗いが発展するには、是非産業別に統一していくこと、その場合に大企業の本工労働者の役割が決定的であることが全日金属を中心に多くの参加者から強調された。

もちろん、系列化されないほんとの中小企業において、合同労組という方向で地区労が中心になつて組織化することも重要な側面として指摘された。

最賃制、社会保障
階級的統一要求をかゝげよう

討論のもう一つの中心は、失業反対、臨時制度撤廃をかちとるために、組織化とあわせて、斗いの目標をどこに設定するのか、何が統一できる要求かということであつた。

職場報告のなかでもすでに提起されていたが、たしかに臨時工の本工化の斗いは職場内の差別を薄めてきた。しかし、自治労であらわれているように、臨時職員をなくす反面しかできた臨時員を、あらたに当面は、業務の民間委託というやり方をとつてきている。

こゝに示されているように、失業者が存在する限り、労働者に値しない低賃金がうみだされ、労働者階級は分断され、斗争力はよわめられる。

これを打破するためには、最低賃金制が確立され、失業者についても生活保障がされることが不可欠だし、この要求を全労働者階級が斗いの柱としてかかげねばならない。

自労が、炭鉱を中心に失業者を組織化し、生活保護、失対賃金といつた自らの要求のなかで斗つていくなかでの経験及び、全日金属が北九の中小機械工場で業者間協定をふんさいするため、それぞれの企業の初任給ひきあげを地域にもりあげた経験のなかで、最賃制の確立と社会保障制度の拡充が全日的に斗われる必要が自覚されていつたことがキソとして発展された。

討論の集約点

討論は、このように労働者として生存していく権利が日本ではほとんど保証されていないことを明らかにし、これをギリギリに斗いとることの必要性が強調された。しかし、この権利要求が階級全体としてひろがつていない矛盾をみきわめ、これを克服していくために、敵の政策と対決する方向をはつきりさせていくことが必要であるということが示された。

これらの討論を議長団が次のように集約した。

1、独占の政策は失業を創りだすことを基礎にして、低賃金構造をうちたてている。われわれが生きる権利をもつているということを出発点にして、最賃制の確立、社会保障制度の拡充を二本の柱として斗いを進めることが、独占の政策と対決することだ。

2、斗いをやりぬくためには、階級的観点にたつた意識に全体をかえねばならん。このためには、斗つていくなかで改革を指導することが必要だし、企業内対決、全国で統一的に斗える方向に、それぞれの斗いを明確に位置づけていくべきことが明らかにされた。

3、失業反対、臨時制度撤廃の斗いをすすめるにあたつて、安保改定阻止の斗いが根底に発展させられることが、階級的統一をつよめ、斗いを有利に展開することになることが指摘された。

4、全日金属から提起された最賃制度保障同盟という形での統一斗争推進母体の結集については、中央集会に提案する。

高松臨時夫組合の結成

遠賀地区から報告された炭鉱での主要は、高松の臨時夫、日炭の系列会社である二島海運・三島炭業、大辻の臨時夫をそれぞれ組織化したことであつた。このうち高松臨時夫組合結成の経過を報告しておく。

高松労組が三二年七月組織対策委を構成し組織化に着手した。七月末に常備・日雇を含めて結成され十二月に労協調印。

三三年には賃金引上げに成功し、機構改革を理由にした常傭一九名の首切りをはねかえした。

三三年末には親組合の長期安定要求にあわせ「会社は原則として臨時突発的な作業以外に臨時を使用しない。従つて今ある臨時の減少につとめる」をともに斗い、要求はかちとられた。

その結果、二四名が本鉱員に切替えられ、今後も切替えられていく。

こうした斗いをへて、三四年七月十二日開いた第二回大会で、炭労加盟を満場一致で決定した。炭労として初めてのケースであるが、十一月二日加入が決定し、臨時夫組合は炭労の一員として統一行動のできることを誇りたかく思つている。

組織労働者の仲間が自らのものとして斗つた成果だ。

No. 176
情報
九州炭労
1956年 11月 24日

会社の肩叩きは絶対許せぬ！

九全労傘下支部の実情

××××××××××

三菱資本は、方城、上山田鉱縮少に伴う九州全山よりの希望退職募集を提案してきたが、菱炭連は、炭労中斗指令にもとずき精力的に団体交渉を行ってきた。

十一月十四日、会社は、これ以上希望退職の募集をのばすことは出来ないとして、遂に交渉は決裂し、会社は二十日より一方的に希望退職募集を強行してきた。

これに対し、中斗は二〇日一番方より二四時間ストを指令すると共に、菱炭連とともに各山にオルグを派遣して会社の肩叩き阻止の活動を行い、斗争体制の確立をはかる行動を起した。

××××××××××

オルグ各山に入る

菱炭連中斗、山本（大夕張）中川（美唄）工藤（芦別）江田（菱炭連）橋田（菱炭連）中村、西村、秋藤、柏木（以上九全労）各氏がオルグとして一九日より三菱九州各山に入り、各支部の決起大会や代議員会等に参加し、斗争体制の確立に努力した。

九州地方本部でも鶴田厚生部長を高島、崎戸に、小竹菱対部長を上山田、光永労竹部長を方城に派遣、更に常駐オルグを各山に配置し現地指導に当っているが、当地方本部に入った各支部の実情は次のようになっている。

方城支部、臨時大会で方針決定

五五〇名の人員整理を提案されている方城支部は、一一月二〇日臨時組合大会を開き、会社の肩叩きに対しては、大衆抗議を行い、はね返すことを決定した。

一方、会社では二一日希望退職の掲示を出すと共に退職金試算表を個人宛に郵送したり、或は傍系会社への就職斡旋等についてのP.R.を行ってきた。又、社宅内では、区長を中心として肩叩きをやる準備をしているもようである。

方城支部は、これに対して組合事務所内に相談所を設け、問題をかゝえている組合員とじっくり相談をして一人でも仲間が不幸にならないような体制をつくっている。又、会社の肩叩きに対しては、監視班を編成して社宅を廻り、区長が勝手に動けないようにしている。

崎戸、肩たゝきに抗議集会

一一月一九日、崎戸支部東峰居住区分会では、横井区長に対する抗議集会を開催した。

問題は、横井区長が今まで再三にわたって肩叩きをするなという要望をしたのに、それを無視して組合員をよびつけてやめるように仕むけたということである。

抗議集会には、東峰社宅の組合員、家族が百名以上集り、居住区分会の役員を中心に、区長の不誠意な態度に抗議した。

主婦の一人は「区長と協力して仕事をしていた人に区長がやめろと云っているのはどうしても分らない。区の詰所に行けば、区長から肩叩きをされるような気持が、皆の中に集まっている。こういうことでは区長しての役目はつとまらんと思うからやめてほしい。う区長を信用している人は誰もいません」と切々と訴えた。

集った人々も口口に不誠意な行動ばかりする横井区長はやめてくれ。いくらあやまってもすぐ同じ事をするこんな人が区長なら組合員や家族は安心できない、と抗議した。これに対し、区長も遂に「区の皆さんに信用されないでは私の役目はつとまらないので、やめさせてもらうよう上司に進退伺いを出します」と確約続いて区の詰所にきていた労竹課長代理に対し抗議を行った。

労竹課長代理は「人事権は会社にある。こゝで横井区長の辞任をきめるわけにはいかない。皆さんの要望は考慮する。希望退職は組合員から云ってくるのだけを云うのではない。今回の横井区長の行動もこの範囲からはずれたものとは思わない」と横柄な態度を示し、組合員、家族から激しい抗議をうけた。

結局、横井区長が、組合員、家族の前で労竹課長代理にやめさせてくれと頼む一幕もあり、最終的には、この問題については、会社組合の団交に移すこととなった。

二〇日の二四時間ストライキには各坑毎に決起大会を開催し、斗いの決意を固めている。

古賀山、会社の新聞折込みを一括返上

古賀山支部は、社宅常会等を開き教宣活動を進めているが、十一月二一日、会社が新聞折込みで退職手当の基準表や、傍系会社への就職斡旋のP.R.等を行ったのに対し、組合のみで、その新聞折込みを全部回収し、抗議集会を開いて会社に一括返上した。

その席上、一主婦は、「首をきる者の首をまっ先に切れ」と怒りをぶちまけた。翌二二日には、職場懇談会の幹事と炭婦協役員との合同会議を開き、企及斗争について、菱炭連オルグから全国情勢をきゝ、斗いの本質について理解を深めた。

以上

No. 177
情報
九州炭労
1959年
11月25日

炭労中斗委斡旋案拒否を決定

……組合運動を守る声明発表……

一三日、職権あっせんの態度を表明した中労委中山会長は、一四日以降労使双方をよび、あっせんに入り、二一日あっせん案を提示した。それから四日目の二四日午后十一時炭労は「あっせん案を拒否」する事を決定した。

炭労中斗のあっせん拒否の理由は左記の通りであるが、その主要な理由はあっせんのもつ中味が組合活動を否定し、一〇万人首切りの合理方針を認める結果を導くことになるためである。

炭労の団交申入れを会社拒否

あっせん案が提示されてから、炭労中斗は再三にわたって会社側に対し、「あっせん案に入れられていない問題等に対して、会社の方針を明かにしたうえで、炭労の方針を決定するので、そのために団交を申入れたしか、会社は回答を延引、ついに二四日午后五時、団交に応じられぬ旨の回答を行ってきた。

七万人首切り体制に応じられぬ

二四日午後九時、会社回答を検討し今后の方針を決定するため中斗委員会を開いた。討議は午後十一時までつづけられた結果、〝中労委あっせん案を拒否〟を決定した。

(1) あっせん案第一項（職場規律の確立）は組合活動家を排除することが会社再建の根本だという会社の思想の表現であり「生産阻害のもとを排除する」ということで、組合活動を封殺するだけでなく、活動家の解雇を許すことになるし、組合運動を弱化させる。

(2) 第三項（退職希望者が目標数に達しない場合の措置）は会社提案の数字を組合に義務づけし、組合員の自由意志によらない退職を強制することになるだけでなく予定人員に達しない場合は、あっせん案の裁定した基準に基いて、組合が弱い組合員の解雇を促進することになる。さらに現在係争または保留中の企業整備ならびに石炭協会から発表した七万人解雇体制を認めることにもなり、石炭産業の自立的発展のための対策確立にはならない。

(3) 第四項（十人の指名解雇者の処置をトップ会談で決めること）は企業整備と同時解決でなければ解決にならない問題であり、方法を示されただけでは不満である。

五山は早出残業拒否

中斗は更に戦術については討議したが、三池支部は従来どおり週二日の二四スト、砂川、美唄、芦別（北海道）田川、山野（九州）は三池支部の二四スト日早出残業の拒否　を十一月二六日より行う（それまでは従来通り）同時に、~~非常対策の~~一斉休暇を実施する~~予定であ~~る。以上の戦術は~~廿日~~全支部（三鉱連）のケツキ大会を一斉に行い、体制を強化方針の確立をはかることになっている。

異常なまでの長期斗争

戦術採用の理由は直接三池支部に攻撃が加えられていることから判断して、異常なまでの長期斗争の体制が要求されるその上にたって、すべての条件にたえうる戦術として採用されたものである。

二五日、中斗ひらく

尚、二瀬支部の問題は、二瀬支部の山元体制とこれをつつむ九州地方の体制によって決定されるものであって、機械的に三池支部にあわせるべき問題ではないことを確認し、今后中斗は雄別企業斗争、三鉱企斗の強化と年末斗争の関連と強化について二五日会議をひらく。

一〇、三〇九州炭労地方委員会

九州炭労は十月三〇日午後一時、福岡市の九全労会館において第五回地方委員会をひらき、あっせん案拒否から生れる中斗指令消化のために会議招集を行なった。

又、あっせん案拒否の連絡をうけた三池支部は「組織を守る決戦体制を固めるため」[illegible]分会、[illegible]分会、の斗争体制の一斉再点検をおこなっている。

二四日からは九州拠点共斗第一次オルグ二四名をむかえ、炭住区分会に配置し炭住活動をふかめ、指名解雇者発表された場合第二次拠点オルグ五〇〇名の受入れ体制作業を進めている。

〔別紙二〕

中労委あっせん案

三井鉱山の今回の争議はとくに三池を中心としてきわめて険悪な状態にある。本来、石炭の問題については、こんどの如き問題をも含めて政府の根本的な対策に期待すべきものであるが、当面の切迫はこれを待つ余裕を与えないので、ついに職権あっせんのやむなきにいたった。争議の核心はけっきょく人員整理の問題に集約されるわけであるが、この点にかんする労使双方の主張は最後まで歩みよりをみず、連日の調整もついに完全な結果をみるにいたらなかった。しかしながら事態はこれ以上のせんえんを許さないので、ここに第三者としての見解をあっせん案として提示する。

この斡旋案はこのような事情のもとで成立したものであり、かつあっせん者としては、現状における最善の案と考えるので、労使ともこの線で事態を収拾するよう要望する

一、生産阻害のもとを排除することは再建の根本と思われるので、会社、組合は協力して職場の規律を確立し、生産目標の達成につとめること

二、人員整理については会社原案の数字（三池については一二一〇人）の実現を期し、十日の期限をもつて希望退職者の募集を行うこと、し、この募集について組合はこれを妨害しないこと。

三、退職希望者が予定人員に達しない場合には、本社と炭労および三鉱連との間で別途協議すること、し、この協議が整わない場合には中山中労委会長の裁定によって裁定すること

四、四人の懲戒解雇者並びに六人の懲戒解雇を申し入れられた者については、今回に限り本社、炭労並びに三鉱連の三者のトップ会談に移して協議すること。

五、退職者については公共の職業訓練所の活用をはかるほか、会社においても極力就職のあっせんにつとめ、関係会社への吸収についてはとくに配慮すること。

六、給与の遅配が重なっているので、なるべくすみやかにこれを完全支給にもどすように会社において努力することあっせん者としては十二月分からの完全支給を期待する

七、立ち上り資金として一人平均一万円（税込み）を支給すること。

声明

「別紙二」

三井鉱山の人員整理をめぐる中労委中山会長のあっせん案提示以来、われわれは平和的解決を希念して、団体交渉の申入れをおこない、本日まで会社の態度について注目してきた。だが三井鉱山は本日午後五時三〇分団体交渉の拒否を通告してきた。

三井斗争の焦点は、三池の活動家を指名解雇の対象とするか否かにあった。わが炭労は事態を平和的に解決するため組合員の自由意志による退職を拘束せず、生産回復にも協力するとの大巾譲歩をおこない、石炭産業の現状と将来の展望にたって、国民各位の期待にこたえるべくあっせんにのぞんだ。われわれのこの態度は、大会決定からみるならば、最大限の譲歩である。

しかるにあっせん案は、組合破かいと、大量首切りの要素をふくんでおり、到底受諾できないものである。

われわれが、かってないこの大量首切りを容認するならば、それはたんに、三池にとゞまらず、更に指名解雇反対で斗っている日鉄二瀬の斗争を見殺させ、ひいては、日本の労働運動にはかりしれない損害をもたらすであろう。

このように重大であればこそ、三井の経営者は政府と独占資本の支持をえて団体交渉を拒否したのである。今回の人員整理が企業の再建のためではなく組合破かいに真の目的があることは明瞭である。

経営者は「力の政策」が成功するだろうとうぬぼれている。独占はその意図を公然と明らかにした。栗木社長は流血の惨もさけないと記者団に語っている。このことは国家権力を利用し、労働組合の弾圧を用意していることを明らかにしたものである。

斗争が激化してくるならば、炭労全体の介入、三鉱連内部とくに三池の分裂に全力をそゝぐであろう。だが事こゝにいたっては、断乎として斗争を継続する以外にない。われわれは分裂政策を恐れない。われわれは斗いのなかでの団結をつよめ、統一を前進させるであろう。

先日の臨時大会は炭労斗争と安保改定阻止の斗いと結合して斗うことを決定した。

われわれは、全労働者のこの決断を信頼し、あらゆる困難をのりこえて斗いぬくことを声明する。

全組合員とその家族の奮起をうながし、日本のすべての労働者の支援を期待するものである。

一九五九年十一月二十四日

日本炭鉱労働組合中央斗争委員会

以上

炭労中斗発第一四〇号
一九五九年一一月二五日

日本炭鉱労働組合中央斗争委員会
斗争委員長　原　茂

各地方本部
各資本別　斗争委員長殿
各支部

企業整備反対並びに期末斗争推進に関する指令

一、斗いの性格と展望

(一)、今日、炭労の合理化反対斗争は、資本主義のもとにおける階級対立の激化をあますところなく明らかにしている。炭鉱労働者がおかれた条件は極めてきびしい。この困難な条件の中で、炭労の現在の斗いは、日本の労働運動と炭鉱労働運動に画期的なものとなる。

(二)、「わが国は戦後二回にわたって、大きな景気変動を経験したが、この失敗を三度くり返すならば、日本の資本主義の前途に憂いを生ずるであろう」とこの春の日経連臨時総会で述べた前田専務理事は去る一〇月一六日の総会で再び「安保斗争とならんで炭労斗争は重要である。石炭は八～一〇万人の整理が必要だ。もしこれに失敗するならば、我が国の資本主義体制に動揺をきたす恐れがある。これは一業種の問題でなく、全産業の問題として関心をもたなければならない。政府もこれに積極的に対処せよ」と六〇〇人の資本家を前にして協告している。支配階級は炭労斗争の帰趨を資本主義体制の問題としてとらえている。このことは、三井に対する積極的な支援（三三億の融資等）と中山斡旋案拒否の態度に出てきたことによっても立証された。

(三)、斗争の特質が以上のようなものである限り、中山斡旋案が労働者側に有利なものとなるはずはない。重要なことは中山斡旋案が、三井に関するだけでなく今後五ケ年における一〇万人の整理を容易にし、運動を根底からくつがえし、組合破壊に通ずるものである限り、斗いに妥協はない。炭労第一三回臨時大会は、安保改定阻止と炭労斗争を全労働者の問題とし、斗うことを決定し、具体的に行動として展開されている。しかしながら、体制はまだ十分ではない。今次斗争の帰趨は、二つの階級にとって、重大な影響をもっていることは明らかであり、このことが、全労働者に理解されなければならない。その条件は逐次成熟しつゝあるものと判断する。

二、三井斗争

(一)、斡旋案提示後の基調

斡旋案の提示後、直ちに執行委員会を開催、その対策について検討の結果、次の方針を決定した。

1、斡旋案の内容は単に解雇の段階において、我々が主張した諸要求について、何らうけ入れられていないことはきわめて不満であるが、斡旋案が提示された現時点において、会社が提案している全項目について、その態度を明らかにさせる必要がある。

2、斡旋案の内容は、極めて抽象的であって、その措置は措置についての具体性をもっていないので、会社の考え方を明らかにさせる。

3、今次企業整備反対斗争を推進するに当って、特に世論の動向を考慮し、会社側に有利な口実をあたえてはならない。従って、その対策について検討をさせなければならない。

以上の判断から、速やかに、団体交渉を再開、斡旋案提示の現段階における会社の態度を明確にさせる。第二一回中央斗争委員会（一一月二一日）は右方針を確認、三鉱連を通じて団体交渉の申入れを行った。

(二)、団体交渉申入れ後の基調

1、団体交渉申入れに対する会社の態度は、二日を経過するも、態度を明らかにしないため、二三日、交渉団会議を開催、斡旋案提示後の会社の態度について、検討の結果、このまま事態の推移を許すべきではないとの結論に達した。よって二四日正午を期限として、団体交渉申入れに対する回答を要求した。

2、二四日十七時三十分、会社は正式に団体交渉に応じないという態度を通告してきた。

(三)、斡旋案に対する態度

1、斡旋案の主文にも指摘されているように、今次争議の根底が人員整理に集約されているにも拘らず、政府並に当事者の具体的対策は、殆んどみるべきものでなく、極めて特殊の少数者の救済をもって糊塗せんとするに止っている。従って二五年以来、七回にわたって大量の人員整理を強行し、その犠牲によってのみ会社の安定をはかられた事実を、体験している組合としては、将来の保障なき失業を救済することはできない。

2、第一項は会社が終始一貫して強く主張してきた生産阻害者（組合活動家）を排除（指名解雇）することが会社再建の根本であるという考え方を許容する表現であり、「生産阻害のもとを排除する」という口実のもとに、正常な組合活動を封殺し、正常な組合活動家の解雇を強行するであろうことが予想される。即ちこのことは、団結権と団体行動権の否定につながるものと思料する。

3、第二、第三項は、会社提案の数字を組合に押しつけ、組合員の自由意志によらざる退職を強制することになる。即ち予定人員に達しない場合は、労使間の判定状況を経て、斡旋後の試案に移され客観的基準（老令者、病弱者、出勤不良者等）によって肉体的にも精神的にも、解雇の強圧に抵抗し得ない組合員の解雇を組合自らが推進することになる。

4、第四項は組合の要求に基く職場活動家の解雇問題であるから、生産体力を具体的に提起して、今次争議の収拾を計ろうとする組合側の方針に、重大な障害の芽を残すことになる。従って、今次企業整備と同時解決こそが必要であり、方法論の提示のみでは、本質的解決に

はならない。

四、今回の斗争戦術決定の理由

1、第一五回大会が自己批判した戦術について、その行使は固定的なものであってはならない。敵の出方に対応して弾力自在なことを必要とする。という基本原則が斗いの中に生かされなければならない。

2、代表交渉においても、中労委斡旋においても、敵の攻撃は、明らかに三池に集中されていることは事実である。このような敵の攻撃に対しては、我々にも又三池を拠点として、斗いを組織する。

3、斗いの全局から判断して、今次企業整備に対する・三井資本の態度は、労使の話し合いによる円満解決を放棄し、力をもって組合を破壊するという狂暴な態度に変ったことを、改めて認識する必要がある。したがって斗いに妥協はない。我々の目的を達成する日まで、長期に亘って、物心両面の斗う体制の確立を必要とする。

4、三井資本が、三池以外の支部にも指名解雇という攻撃をかけてきた場合、三池と同様の戦術をもって対決する。

5、我々のこれからの斗いはますますはげしくするどくなる。従って戦術も又固定的なものではない。斗いの戦術的展望は、三池の斗いを中心に、三鉱連としての、統一対決が求められ、最終的に炭労全体がストライキをもって三井資本に対決することにおく。この体制は、斗いを通じて全組合員に思想として消化され、行動として発展するまでねばりづよい努力が、各級機関においてなされなければならない。

6、前項の斗争体制確立のため、各支部の積極的行動は当然のことであるが、指令第一二六号に基くオルグ交流路についても、積極的にこれを実施する。

右のような斗いの展望に立って、超長期斗争に対応できうる三鉱連全体の斗争体制の再確立をはかり、敵よりも一日長く斗い、かつ打撃を与え、目的を達成するため三池支部の重点斗争に戦術を結集、斗争体制を不動のものとして確立、斗争を推進する。

三、三社連斗争

三社連と協議の上、戦術委員会がこれを決定する。

四、三菱斗争

菱炭鉱は「方城、上山田鉱閉山に伴う九州全山よりの希望退職者を一一月二一日より、月末までを目途として行う」との会社通告に抗議し、企業整備案の白紙撤回をかちとるために、一一月二〇日、中斗指令第一三六号により九州地方全支部の二四時間ストライキを実施すると共に、九炭労の指導のもとに、強制的な勧誘行為を阻止し、退職者の説得を行うため、果敢な大衆行動を組織して斗いを展開しているが、全体の斗争の高まりを必要とする情勢において、更にこの行動を強化する。ストライキについては、今後の斗争の推移にもとずき、改めて指令する。

五、技術斗争

是認連は中斗指令第一三九号に基く、実力行使を前提ととして、一一月二三日午後九時より団体交渉を行い、会社側の一方的希望退職募集の即時中止と、企業整備提案の白紙撤回を求めたが、席上会社側は、例故のように去る一八日申入れてきた、希望基準から更に六項目を抽出し、該当者の希望退職勧告及び優先指名解雇の決意を表する旨、その態度を明らかにしてきた。このような会社の態度は組合に対する脅迫的挑戦であり、三鉱連、日鉄二瀬にかけられた攻撃と同質のものと断ぜざるを得ない。従って、我々は実力をもって対決する以外に道はないとの方針を決定した。

六、二瀬斗争

指名解雇に反対して一〇月一四日以降無期限二時間一斉ストライキを決行している二瀬斗争について、今回の三鉱連戦術転換に伴う戦術については激しい斗いを続けている現地の意向が充分に尊重されなければならない。従って、今日の戦術については、改めて戦術委員会が指令する。

七、統一斗争体制

(一) 解雇拒否の理由として、当面団交に我々の見解を明らかにした。特に本質的な問題として

① 職場における組合活動の拘束

② 経営権の確立　一〇万人生産体制の強行

このように労働運動を規制し、その基本的権利を侵害する重要な問題を含んで解雇案が提示されたことは、石炭資本のみならず、総資本の合理化と、組合破壊の方向を明らかにしたものであり、我々の斗いは、総資本の真正面に立たされていることを、深く認識しなければならない。三井資本に対する三三億の斗争資金の融資もかれらの体制を物語るものである。既に至近数日で明らかにしたが、一一月六日からの、労使代表交渉において事態の平和解決のため

① 希望退職の撤回

② 生産回復協力

という我々のギリギリの線の条件を提示したが、三井資本は我々の誠意と努力を頑なに拒否した。このような資本の動向を分析するならば、斗いはまさしく妥協のない長期的な斗いに転化したことを炭労組織全体が適確にとらえる必要がある。

(四) 企業整備反対斗争の中核にある三井、二瀬の斗争をはじめ、三菱、雄別があり、その他の支部においても期末斗争があり、炭労傘下全支部が、行動の段階にあるこれらの斗争はその当事者においては同質なものであることと、更に前項にのべた今次企業整備反対斗争の性格、組織全体に及ぼす影響が斗いを通じてよりよく組合員に理解され、企業整備反対の統一路線をもって、炭労全体のストライキ体制が強化され、堂々と決行できうる体制を確立しなければならない。当面我々は全組織をあげて第一九次統一行動（一二月一〇日）には二四時間ストライキを決行し、以後さらに行動をつみ重ねることによって、統一斗争体制の確立をはかり、最終的には炭労統一ストライキを以って石炭資本に対決する。

八 期末手当斗争

(一) 才二三回臨時大会に提案した、期末斗争方針は、企業整備反対斗争の関連については、現在企斗推進中の企業連、特に三井・三鉱は、期末手当斗争によって企反斗争方針を変更しないことを確認すると共に、期末手当斗争を単に生活要求として平面的に把握することなく、あくまでも企業整備反対斗争の腕ちゅうにおける斗いとして立体的にとらえて斗いを組織する。

(二) 戦術については大手の大多数の企業連が、企反斗争を続けている中で、従来とつたカンパ方式による斗いは困難であり、体制上にも問題があるので、全組合員が家族を含めて、強い意志統一をもつて、一斉に立上る戦術として、全体斗争として斗いを推進することを決定した。

(三) 現時点に於ける情勢は、北炭をのぞく炭資本は、大炭との格差設定をしようとして結束を固めていることは明らかである。このことは

① 炭協に加盟していない特殊事情

② 経営理念

等の諸要素がからみあつて、相当根強いことは否定できない。

(四) 大会決定による才一二六号指令の方針に基いて、全体斗争をもつて、期末斗争を推進した場合、賃の問題を起点として、北炭との格差設定という、炭資本の目的と真向から対立を余儀なくされ、格差排除の斗いは、組織全体の多大な出血を強要される結果となる。

(五) 以上の情勢判断から方針を変更して従来通りのカンパ方式（三井、三鉱は除く）をもつて戦術を一社重点ストライキとする。才三十三回中央斗争委員会（十一月二十五日）は斗いの基調に基き、今後の斗いの具体的方針を次の通り決定した。よって左記指令する。

記

一、三井斗争

(一) ストライキ突入支部、期日、規模、方法

1、三池支部は現行ストライキを継続実施せよ

2、三鉱連傘下五支部は十一月二十八日以降、毎週（火、金曜日）四十八時間のストライキはこれを中止し、時間外労働を拒否せよ

3、三鉱連傘下五支部は十一月二十八日以降毎週二回行われる三池のストライキと併行して、一時間一斉休憩を確実に実行せよ

(二) 三鉱連の行動

三鉱連は速やかに傘下各支部にオルグを派遣し、本指令の消化と、斗争体制の確立をはかると共に、企業連内におけるオルグ交流、特に九州、北海道交流オルグを実施して、九州北海道、並びに各支部間の相互理解を深めるよう、積極的に行動せよ

二、雄別斗争

(一) ストライキ突入支部、期日、規模、方法

1、雄労連傘下各支部は十一月三十日、一番方より二十四時間ストライキ

2、十二月四日以降、毎週（火、金曜日）四十八時間ストライキ

3、会社が指名解雇を実施した場合は、別途指令する

(二) 雄労連の行動

雄労連は、速やかに事態の説明と体制確立のためオルグを傘下各支部に派遣せよ

三、三鉱連傘下並びに雄労連傘下各支部の行動

(一) 各支部は平常日の監視態勢を強化すると共に、スト突入日は残ケツキ大会、大衆動員等を計画的に行い会社側の干渉勧告など一切の行動を排除するため積極的に行動せよ

(二) 会社が指名退職、勧告及び、指名解雇を行つた場合は直ちにその経過を、地方本部を通じて中央本部に報告せよ

四、期末斗争

(一) 十一月三十日から十二月三日までを指令の下部理解、周知徹底期間とする。

(二) 重点ストライキ突入の期日を十二月四日とし、突入企業連（支部）は戦術委員会が決定指令する。

五、全体斗争

(一) ストライキ指標

安保改訂阻止、企業整備反対、期末手当獲得

(二) ストライキ突入支部

炭労傘下全支部（中小支部は地方本部において指導せよ）

(三) ストライキ突入の期日、規模、方法

十二月十日一番方より二十四時間ストライキ

② (四) 指令才一二六号で実施している各支部の一時間一斉休憩はこれを十一月二十八日以降、中止せよ

理由を明確に

(五) 各支部の行動

各地方本部の指示に基き行動せよ

(六) 総評才八次統一行動（十一月二十七日）に決行する二十四時間ストライキの指標は、期末手当戦術の変更により指標を

① 企業整備反対 ② 安保改訂阻止

とする。従つて突入支部から北組を除く

六 保安要員

従来の慣行に従い各支部において自主決定せよ

七 各地方本部の行動

各地方本部は派遣オルグ団と協議、スト突入中の行動並びに一二六号で指令したオルグ等については具体的に計画実施せよ。

八 地方オルグの招集及びオルグ派遣

(一) 地方オルグの招集

各地方本部は十一月三十日地方委員会を招集せよ

(二) オルグ派遣

地方委員会出席並びに斗争の現地指導のため次のオルグを派遣する。

九州地方、 山賀、深山、直江、渡辺（昭）、土屋、杉山
高塚、丸岡、柴田、山田、黒岩、潮田、石田、高木
大内、小田、谷口、木永
北海道地方 岡、相沢、東海林、佐々木、木下、岡田
小川、佐々木、牧野、竹下、大西、原泉、野宮、佐藤
常磐地方、 渡辺（卯） 高橋、菅波

以 上

No. 178
情報
九州炭労
1959年 11月25日

連日抗議と宣伝活動を行う！

東京派遣オルグ報告第一報…

中斗指令第一二六号において決定された、中央オルグ団九州一〇〇名（北海道八〇、常盤二〇）は、一一月一六日東京に集結し、連日座り込みと抗議を各本社に対して行う一方、東京都民に対しアッピールを行っている。以下派遣オルグの活動の概況であるが、二四日にはバス二台ニユースカー一〇台、トラツク四台で都内パレードを実施する。

一六日・東京に集結

十一月十六日午前十時、九州七六名、北海道八〇名、常盤二〇名合計一七六名のオルグ団は、炭労本部会議室に集合、原委員長より中央の斗争状況の説明があり阿具根、大矢、大河内議員の激励のあいさつをうけ、渡辺組織部長よりオルグ団の任務、行動上の注意や方法の細部に亘つて説明をうけた。その後オルグ団の班編成を行い、午前中を終る。

午後は一班は三井本社、二班は日鉄本社に抗議、座り込みを行つた。

三井本社に抗議

三井抗議は、当初交渉団人員数でもめ、会社は五名を主張、炭労側は山元実態をよく知つてもらうためには最低二〇名だと主張したが、最終的には、三井五、古河一、明治一、三菱一、西日本二の十名の代表者。会社側は長谷川総務部長外三名と決定した。

吾々は「第一次合理化のときは、不満であつたが、希望退職を認めて協力してきた。しかるに時日を経ずして第二次合理化の追い打ちをかけ、しかもこの案は組合を根底からゆるがすものであり、絶対飲めることはできない。しかも賃金遅払いをなし、坑道遮断の悪らつな行為をなし、その反面では首切り資金三〇億の準備や、銀行筋でビラをまくという。金がないという会社の言分は納得できない。速やかに首切案を白紙撤回せよ」と追及、会社側は「私等には回答できる権限がないので、組合の意思を上司に伝える」の一点ばりでラチがあかず、抗議文（別紙）を手渡して交渉は終つた。その後本社前で午後五時まで坐り込みを行つた。

解雇撤回を日鉄本社に要求

二班の日鉄本社抗議は鉄鋼ビル五階にあるので、全員五階まで上り、稗島次長外三名、炭労側一〇名代表に陪席二〇名で交渉を行つた。指名解雇を撤回せよと迫つたが、会社側は、山元所長に権限の一切をまかせているので、当地では何ともいえないと逃げるのみ、抗議文を社長に渡す約束をさせ引揚げた。その後五階で全員坐り込みを行う。

その外三班三菱本社、四班雄別本社に対し同様抗議を行い、坐り込みをやつた。

第五班は労金オルグ

この外、第五班は労金オルグとして、資金面確保に活躍している。労金オルグは労金とタイアップして労金融資力増強のため、炭労斗争の実態をよく知つてもらい労金融資を通じて協力を要請するのであるが、オルグが行つて翌日早速五〇万円を労金予金した事業所もあるので効果をあげている。オルグ団としては、資金確保の重要性を認識し、坐り込みの方はある程度犠牲にしても、労金オルグには万全を期する方針で（十八日より労金オルグは十三名増員）各オルグも午後十時、十一時まで可能な限り多くの単産をオルグしている。

政府に対する抗議は、社党議員の協力をえて十七日午前中、総理、通産、労働大臣と抗議団五〇名で抗議を行い、政策に対する我々の要望をのべ、別紙の抗議文を手渡して終つた。

総評抗議団と合流

十八日は総評抗議団一〇〇名（五〇〇名動員予定）と合流、三井に抗議を行う。抗議団代表二四名、会社側総務次長、課長が来たが、前回同様で何ら結論は得られず、白紙撤回まで抗議を続けることを宣言して終り三井ビル中庭で三〇〇名全員デモを行い、一班は引続いて坐り込み、二班は雄別本社に坐り込みを行つた。

一九日は予定通り一班三井、二班日鉄に坐り込みをしていると、通行人から「炭労はストばかりしている」とか「会社がつぶれて失業するよりもし」とか三井の赤字は、労働組合の責任だという考え方で、会社の責任をいう者も居らず、一般の人が炭労斗争をどうみているかがわかり、世論へのアッピールに欠けていることが痛感される。各単産に対するオルグ活動と共に一般に対するオルグ活動も、もつと積極的になすべきことをオルグ団は話合つている。

二〇日は、総評大会第二日目、一二班は大会傍聴に行く、炭労原委員長の挨拶のとき、会場は水を打つたように静かになり、異様な空気が感ぜられたが、この気持は各オルグも後で語つていた。熱のこもつた委員長の声のみが会場を流れる。各単産がいかに炭労斗争に関心をもち、真剣に考えているか、各オルグも明日からより力を入れて行動する決意を新たにしていた。

日比谷公園をデモ

二一日は、東京都内で五ケ所で決起大会があるので、一班は上野公園、二班は新宿地区の大会に参加、炭労斗争の山元における実態を報告し、日比谷公園までのデモは先頭に立つて、午後から降つた雨の中をデモつ

だ。二二日は休養、二三日は各社とも祝祭日で休みのためビラまきを行い、九州は東京駅、有楽町駅を中心にビラ配布を行った。

二四日は小バス二台、ニコースカー大型四台、小型六台、トラック四台、計十六台で東京都全域をパレードする。以上

No. 179

情報

九州炭労

150 180 1807

1959 年 11 月 27 日

田代君残りを頼みます

年末にむけ労働者の一大攻勢を展開！

第九・一〇次統一行動を斗い抜こう

二六日午后一時より総評九州炭鉱ブロック共斗会議常任斗争委員会が福岡市においてひらかれた。会議は総評第一三回臨時大会を中心として、各単産の斗いの現況が報告されたあと、第八次全国統一行動、特に福岡県における県内行動と対県交渉について意志の統一を行つた。そのあと今後の炭鉱斗争の方向について常任斗争委員の討議が重ねられ、一二月二日炭鉱共斗会議のための方針書原案とすることの確認を得た。

一二月二日は福岡市教育会館において共斗会議がひらかれる。

第十次はゼネストで

一〇月一四日総評常任幹事会で炭鉱を中心とする斗いを全国に発展させるため、関東、名古屋、関西に炭鉱をおくことを決定し年末にかけて激しく斗われる全逓の権利斗争、安保、炭労会叉斗争の推進を図ることになつた。このため炭鉱議案を全国大会議案に追加した大会第一日目岩井局長は「支援斗争について今後どう発展させるか、総評としては一二月で打切る考えはないことを明らかにし、今後三つの柱を中心に斗うことをのべた。

二日目、第一〇次統一行動にむけて安保阻止と単産要求とを総合、全逓の実力行使を中心に全体的に大衆行動を高め、ILO批准促進、安保、会叉を中心に大阪名古屋、関東に全国オルグを配置することを決定した。大会は炭労会叉状態も微妙な段階におこなわれたが、炭労支援カンパを万場一致確認、第九、一〇次全国統一行動は、民間はスト、官公労はストに匹敵する実力行使を決議した。

総評常幹全貝オルグへ

常幹を二四日再び開き、炭鉱斗争推進のための全貝配置につくことになり、長期斗争を斗い抜く体制を固めた。太田議長、岩井局長も九州に配置され、あわせて賃金対策も四名の常幹が当り、大体見通しがついた。又、ILO批准促進のためFTほかアジヤ諸国に藤田宝木、野々宮三氏が派遣されることになつた。

全逓新聞配達人まで当局手配

一一月はじめに中央委を開催、年末斗争を決戦として斗うことを確認した。当局側は、ILO理事会が決定を来年にもちこしたから政府に有利であると判断しているが、ジュネーブで開かれたILO結社自由委員会は、早期批准を決定している。ともかく、政府当局は「全逓の中央部は強いが、下部は弱い」と判断し、一二月中に組合の体制をこわす方針でのぞんでいる。その一つとして一二月一杯、時間外、休日労働拒否を郵便局単位に申入れ、手当等で体制をゆらがせる。それができないときは、就業命令を出し、場合によっては郵便法を処罰を考えている。年末には三〇〇万人の非常勤を、学校、農安、市当局、町内会、青年団、新聞配達人に依託しようとしている。年賀郵便は一〇億三千万通を予定しているが、官庁、銀行等には一二月二三日前にポストに入れるようよびかけている。

一二月中旬に最高の斗い

組合と組合員は現在の体制を年末まで堅持し、斗えば勝てるという確信をもっている。いままで一番弱いといわれていた「近畿」「東北」は飛躍的に体制が高まっている。全国的にみれば九五～九八%の体制で進んでいる。

◇一二月一日～一月一五日　残業、休日労働拒否

◇一一月二五日～一一月二七日　非常勤職員増員斗争を組織し、統括局（福岡の場合福岡の中央郵便局）、各県各一〇と交渉。

◇一二月一日　郵政省との集団交渉。

◇一一月二七日　第八次統一行動として福岡の場合三局を指定し、時間内三〇分くいこみ職場大会。

◇一二月一〇日第九次統一行動は一時間くいこみ職場大会を全国で二〇〇局を指定する予定。

◇一二月一五日～一月一〇日の最繁忙期年次有給休暇を一人二日間全部とる。

◇一二月二一日～二五日の間に最高の休暇斗争、時間内職場大会と鉄郵関係（鉄道関係を専門とする郵便業務）の斗いを組む。

国交確約まで斗う

この斗いの成果は、一二月中旬頃から当局が「経済的」なもののみ解決しようとしてくるかもしれないが、本年は国交の確約がなければ斗いは中止しない。総評第一〇次統一行動を中心に各単産の協力をぜひともえたい。政府の考え方を改めさすためにはどうしても全体の斗いに発展しなければならない。

国鉄・志免に首切りは許さない

志免に対し当局は現在人員の三分の二（現在人員三、三〇〇）で整理したいと提案してきた。組合は一昨々年大坑を組紙に出したあと、年間一、七億の黒字を出しているにもかゝわらず、今次の提案に激しい怒りを感じている。組合は

これから始まり

① 政策決定による綜合闘争

② 現地に自主性を認めること（支部の要求を本部に入れること。）

③ 希望退職は毎年やっている（停年制はないが、逐次高令者が退職する意味）ので、見すいた希望は認める。

④ 合理化による一切の首切は認めない。

以上の方針で斗っている。

失業者県内行進はじまる

一一月一一日失業者代表福岡一七、佐賀一が上京全国から三、〇〇〇人が集まり、労働、厚生、大蔵各省と交渉した。現地では一〇〇万人の失業と貧困をなくす署名運動を展開しているが、第二次署名を現在行っている。

止め

一方県内（福岡）行進は二四日県の南北から、共闘交渉にむけて出発、福岡市ではこれに呼応して、自労二五、炭労五を中心に坐りこみをはじめた。

二七日の対県交渉に重点

対県交渉は自労と生活を守る会が中心となって二〇日より行っている。

生活保護関係では、生活保護ではくえない一人一〇〇〇円の越冬金が交渉の重点となり、県当局は臨時的、恩恵的なもので措置しようとしている。このことは二七日の対県交渉の主要点となる。

つぎに、緊急就労事業の三五年四月以降の問題と失対枠の問題が重要である。（緊急事業は四月以降は計画がなくこの失業者が自労の失対枠に流れこむ）

政府就労枠けづる

自労は毎年一一、一二月の二ケ月間に四九日就労していたが、本年は政府が二ケ月で四三日という方針をだしたので、県当局は政府との交渉には見切りをつけ、収入において（失対失業保険を含め）減少しないようにするという方針のようである。同時に年末手当斗争中の交渉にはいることになる。

教組、教委交渉打切り狙う

現在、北海道、京都、福岡、神奈川の四県に勤評規則がない。（岩手は延期）

福岡においては県教委との会談を現在（二六日）まで六回行っているが、県教委は「話合う必要はない」という態度で終始している。

第七回が二七日行われるが、教組はどんなことがあっても「話合い」を打切らない方針でのぞんでいるが、教委はさきのように時期があればと狙っている。これが一二月一〇日の県議会開催時に公算が大きい。もし二五日すぎれば年を越すことになる。しかし、もし、教委が交渉を打切った場合、教組としては、

一〇割斗争を予定

◎ 地教委、校長交渉を行うとともに正午よりの統一行動を拠点共斗会議を背景として、一万人の動員をもって教育委員の退陣、勤評阻止要求を行う。

② 勤評実施を決定した場合、実施の四日前に、三〇〇人の動員で教委と徹夜交渉を行う。

③ 教育委員長、教育委員の自宅前に二四時間坐りこみ交渉をおこなう。

④ 給与条令改正阻止のため、発案委員に対して阻止要求をおこなうと共に、発案、賛成委員のリコール（註、の条令が出来ても五分の一で阻止できる。②リコールは地区の1/3で成立例えば大牟田の場合1/3とれれば、大牟田選出の自民党委員は失格となる）を、選挙地盤をみて行う。

⑤ 教組は条令実施四日一〇割休暇斗争を行う。

以上の方針がのでられたあと、第九次統一行動は午后二時三〇分以降統一行動に入ることが発表された。

大牟田　ストに反対しパン屋のびる

大牟田地区では拠点共斗本部の指示を完全消化するため努力しているが、更に全体の団結を強めるため炭労（三池）の方針にあわせてゆくため戦術会議が予定されている。

化学関係で東圧、三菱の闘争、炭労要求が妥結し、合成が二六日から四八ストに突入している。

一般的な情勢として、八日の拠点全国集会の際、大牟田で一部の商店が反対ストのため休業したことについて、アンケートをとったことがある。商工会議所は一部役員が市民の声といつわり、中労委、会社に上京陳情したことなどがあり、それらの中心の六店をボイコットした。各店とも八日の行動について反省しているようすがあるが、そのうちの一店（パン）は三池生協の牛乳販売、学校給食を一手にやっているので、ボイコットは致命的な打撃となった。店主はもともと革新的な面もあったが、再建本部（反対運動本部）の組織部長であり、本人は組織部長が何をするのか知らないという。このまゝでは生きてゆけないので態度を明らかにするといって、二七日には三池労組と話合い、二八日には大地評と話合うことになっている。

筑豊　第八次一万六千を動員

反失本部を田川から一一月一五日飯塚地区にうつし、教宣活動を重点的に実施している。現在までチラシ三万五千・ビラ四万、横断幕一五本をつくっている。又、三鉱問題をアッピールし住民大会開催のため、一四日より一八日まで市内情宣を行い、一二月五日住民大会を開催する予定となった。

県内行進には直鞍五〇、田川四〇、山田一五、嘉飯四〇が二六日飯塚市に集結し、行進を開始する。

二七日の第八次全国統一行動日には、直方市民グランドに三千人を動員、田川においては同日一万の動員で大会を行う。山田でも三千人が午前十時から大会を開催する。

鉄連も八次に参加

第八次全国統一行動の事[illegible]

炭労　二四時間スト

国鉄　門司地本二ヶ所（刈田、久保田）一時間時間内くいこみ職場大会。

全逓　福岡三ヶ所、佐賀二ヶ所、長崎三ヶ所で三〇分間時間内くい込み職場大会。

電通　時間外職場大会

専売　三〇分時間内くいこみ職場大会及び三六協定拒否（残業拒否）

教組　一五時より市町村集会

自治労　職場集会及び決起大会

合化　期末手当斗争中の組合二四スト、その他は一時間時限スト。

全鉱　時間内一時間くいこみ職場大会。

日通　賃斗をからめ一三時より一五時間スト、二八日二四スト、二九日以降七二スト

金属　期末斗争中の組合二四スト、その他は二時間時限スト。

港湾　一二時より四時間スト及び三六条拒否。

日労　対県集団交渉

炭職　職場毎一斉大会

全駐労　八時より二時間時限スト

動力車　（元機労）東小倉時間内職場大会

（注）（この記事は会議での発言を記録）
九州炭労教宣部で見出しをつけ、若干の文章上の表現を変えたところもありますので、各単産、地区責任者の御了解をおねがいします。

以　上

No. 180

情報

九州炭労

1959年 11月 27日

早良支部、賃下げ合理化案提示さる

～山元体制を固め反撃～

早良支部（福岡市姪の浜）に二三日賃下げ二千五百円の賃下げ案が示された。山元斗争委員会はあくまで白紙撤回の方針をきめ斗う体制固めを行っている。提案された内容は次記の通り会社側に立っているが、炭労支部中唯一の新鉱一本で組織された組合の早良は、他社他山にみられぬ完全統一の斗いが組まれる

会社提案内容、

① 坑内直接夫の固定給を一方当八〇円減ずる。
坑外夫、間接夫の拘ム時間を拘束九時間とする。（十時間働いて残業一時間であり、残業の金額を出す場合は従来の八分の一が九分の一となる）
直接請負者の賃金に対応する請負時間を十一時間とする（従来十時間で二時間分残業を取っていたが一時間分しか残業がとれない）

② 基準外割増金を二〇%とする。（公休、直勤、早出、残業は三〇%であったのを二〇%にすることである）

③ 特殊休日割増金…　年末・年始・盆・四〇%　（従来六〇%）
山神祭・メーデー、二〇%　（従来五〇%）とする

④ 有給休暇の実施日数を次の通りとする

直接夫	その他	日数
二三六方	二四六方	八日（従来十日）
二一九方	二二六方	六日（従来八日）

⑤ 職員基準外について
残業三時間まで支給なし、（従来は二時間まで、但し職務給（内七〇〇、外五〇〇）
三時間以上一時間毎に一時間分支給（従来は二時間以上は最初の一時間より支給）
公休出勤手当は一定額とする。
A級　直接係員　六六〇円（従来は割増しで平均七九〇円）
B〃　間接係員　五九〇円（〃　六四〇円）
C〃　坑外〃　四七〇円（〃　八三〇円）
D〃　臨時〃　五〇〇円（従来は一定額で五二〇円）

⑥ 特別手当月額二〇〇円を十一月より全廃する

⑦ 外科診療は現行三〇〇円を七〇〇円とする、往診料は当面六二円五〇銭、夜間倍額を本人負担とする（従来の往診料は三〇〇円の中に含まれていたのを切りはなして全額本人負担となる）

この提案中の有給問題は三五年五月より、⑥の特別手当は一一月より実施し、そのほかの問題は早急に話合いもし話合いがまとまらないときは、一方的には実施しない態度を明らかにしている

二瀬の斗いに地労委うごく

―事情聴取（二六日）行なう―

一一月二五日午前五時福岡県地方労働委員会事ム局より、日鉄二瀬争議に関する事ム当局の事情聴取の申入れがあった。
組合側は直ちに午前六時戦術委員会を開き検討した結果、地方労働委員会の申入れについて応ずる態度を決定した。その内容は地方労働委員会公益側委員の事情聴取であるがため、積極的にこれに応じ会社の不当としているところを申しのべることにした。

斡旋聴取ではない

当日（二六日）引続き地方労働委員会の松田事ム局長並びに末冨同調整課長ら二名が、二六日午前一一時半頃来組し、事情聴取に関する問題について会談を行った。組合側の出席者は西沢中執、塚本組合長、中本書記長。
事情聴取に至った経過と事情聴取に対し次のように組合側より主張した。
二五日地方労働委員総会において、二瀬全友争議について経過報告がなされ、その取扱いについて公益委員に一任された。その結果地労委事ム局が事情聴取を行うことになった。（斡旋によるものでなく単なる事情聴取である）以上の点について、申入れがあったため次の会談を行った。

組合の主張

① 事情聴取内容
質問に答えながら斗争の経過、特に団交の決裂状況、ストの経過、組合員の生活実態、退職者の状況等について報告した。

② 組合の見解なり態度について次のようにのべた。(イ)、組合は会社の不当性について他社のように職制など全然考慮していない。団交も会社が決裂させた事

態の収拾に対する熱意に欠けている。
日鉄鉱業は両期黒字配当をしており、すでに五〇〇名をこえる退職者がでてると判断される現在も、指名解雇を撤回する考えもない、以上の点をのべた。

③ 団交については労使とも妥協なり譲歩なりが前提となるので、団交申入れができない状況にあると判断されるが、このようなとき地労委の事情聴取の努力に感謝する。会社が団交開催について提案してきた場合、又地労委より開催のあつせんがなされた場合、組合にはかつて充分検討した上回答したい。
以上の点をのべた。

④ 今後は地労委は会社より事情聴取を行うことになつているが、その結果を栗田会長、公益委員に報告し地労委としての態度又は行動が決定されることになろう。

現在のままで地労委に

組合は二六日戦術委員会を開き、地労委事情聴取に対する態度を検討し、現在の状況で斗いを進めることを再確認して、最終的な地労委の態度に対して対処してゆく。二六日は第七次七二時間ストに突入した。

新屋敷、山口企反対策委設置

多久炭地共統一斗争として取組む

新屋敷の企業整備案は生産を縮少して収支のバランスをはかる提案を一変し、積極的開発の方向をとる新提案にかわつたが、この新提案も労働者の犠牲によってこの現状下に黒字をうみだし、将来景気好転時における莫大な利潤や蓄積の基礎をきずこうとする点においては、旧提案とかわるところがない。又山口鉱山も新鉱区開発投資や賃金を首切り賃下げで絞りだそうとしており、この意図は現在の大手鉱山、飯野における提案の意図するものと同一である。

十一月二十五日、多久炭地共は、新屋敷、山口、古賀山の企反斗争の経過を検討したのち、以上三山を含めて左記のような対策委を設置することを決定した。

記

一、対策委の構成
1、新屋敷、山口、古賀山　各支部より二名宛（二名中一名は三役より選出する）
2、地区委員　二名
二、任務内容
地共労の指導下に、戦術、オルグ派遣、動員、その他一切の対策を樹立指示する。

情報

No.181
九州炭労
1959年12月2日

三池

会社・退職勧告状一五〇〇を発送

敵の短期にわれわれは長期で斗う

炭労の企業整備合理化、首切り反対斗争を中心にして強化する総評九州炭労共斗会議は、三井の首切り～指名解雇の段階にそなえて、九次・十次を全労仂者のゼネスト体制で斗うため、方針の下部浸透の徹底を図っているが、二日には福岡市中央公民館において、炭労共斗会議共斗委員会（三〇〇名）を開催する。

三井の首切りは、新聞紙上で報道されているように会社は「指名退職勧告書」を、三池の一、五〇〇人に対して発送した。

希退は切らず指名

三池では十一月二六日から再開した希望退職募集はそのまゝつづけ、会社は一二月一日から二日にかけて指名勧告書を郵送した。

組合が調査したところによると、荒尾郵便局（熊本県）で一日に三〇〇通、二日に三〇〇通を配達、大牟田局では一日に六〇〇、二日三〇〇を発送した。このことは大沢労ム課長が組合に対して指名勧告書を一四〇〇から一五〇〇位送った、ということで裏づけられる。尚、大沢課長は何故、一日二日とわけたのかという質問には準備の都合だ、といっている。

九日・組合総会

組合は一日夜職場・地域分会長合同会議を行ない、職場地域の第一を固める方策と対策をたてた。二日には各支部で総会を開いている。

組合は当面次の行動日程をたて、斗いをすゝめている。

十二月二日～三日　地域分会毎に決起大会
四日　決戦第一大会
五日～六日　解雇に対しての抗議
八日　指名勧告書一括会社へ返上
九日　組合総会

弾圧と挑発を社長工作

会社は栗木社長はじめの全首脳陣が現地大牟田にのりこみ指導しているが、ある組合員は「会社はよっぽど自信がないと見える。いま頃社長が山元幹部に発破かけなければならぬとは、会社に勝味はないな」といっていたが、会社は今次の指名勧告から指名解雇の段階を通じて「短期決戦」をもくろんでいるもようである。栗木社長はそのためか昨日（一日）福岡検察庁、県警本部等をたずね、弾圧体制の打合せをしている。挑発と弾圧、彼らの策とう手段にのることなく、われわれは長期に粘り強く斗う決意を新たにして、斗わねばならない。

雄労連・希退募集を撤回さす

人員補充は長計協定で

雄労連は中斗指令第一三九号にもとづく実力行使を背景として、一一月二三日午后六時より団体交渉を行ない、会社側の一方的希望退職募集の即時中止と企業整備提案の白紙撤回を求めたが、席上会社側は去る一八日申入れてきた希望退職実施基準からさらに六項目を提出し、該当者の強制希望退職勧告及び優先指名解雇の決意を有する旨との態度を明らかにした。―中斗指令第一四五号にもとづいて強力的に斗いをすゝめた結果、三〇日午前六時四五分希望退職募集を撤回させた。

会社再々に亘り交渉申入

二六日雄別会社側から、交渉の申入れを行ってきた。会社申入れは希望退職募集をやりたいが、思うように応募が上らないので、更に協力をねがいたいというフザケタものであった。組合はこの申入れに対して、九州には二瀬・三池という拠点があるが北海道に拠点をつくりたいなら会社の方針をつらぬけと拒否した。

雄労連中斗は当時全員オルグで山元に派遣されていたが二九日呼戻し、対策を検討したところ会社より更に交渉の申入れがあった。組合は希望退職募集の撤回が前提にならない限り団交に応じないと回答したところ会社はその方針でよいと答えたので交渉を再開した。

その結果次の協定に達した。

協定書

会社は十月二十日団交の席上における希望退職実施に関する提案を撤回し、次の通り協定する。

記

一、人員補充については長計協定に従う
二、生産回復については労使努力する

三四、一一、三〇。

「覚」

茂尻から雄別、尺別えの配置転換は、本人の希望に基いて、雄別、尺別における社宅並びに坑内事情から受入れの余地がある場合、三五年三月までに実施する。

従って配置転換終了後の人員計画については、三五年上期生産計画決定の際協議する。

「会社よりの書簡」

三四年十一月三十日社長より労連会長あて～

十月二十日団交席上における希望退職実施を本日をもって打切ります。なお貴方の理解をえられないまゝ一方的に実施したことについて、こゝに遺憾の意を表します。

以上

二瀬斗委　地労委団交あつせんをうく

一二〇名の解雇撤回を基本として

二瀬支部の企反斗争に福岡地労委公益側を代表して、事務局長ら労使双方に事情聴取を行つたことは前号で知らしたが、その后聴取結果を奥田会長、公益委員に報告し、団交あつせんを行うことを決定した。このあつせんに会社は直ちに応ずることを回答したが、組合は一日斗争委員会を開き、団交あつせんについての態度を協議した。

いまの体制のまゝ交渉

斗争委員会には古賀炭労事務局長、土屋中執が参加し中央情勢報告を行つたあと、全体的な観点特に三井斗争との関連について説明をした。委員会は長時間あつせんをうけるかどうか討議したが、その結果、団交に応ずることを決定した。但しあくまで一二〇名の指名解雇の完全撤回を基本として団交を行い、斗争体勢はあくまで現行の中斗指令の週七二時間ストを続行する。

以上の方針をもつて、本日（二日）代表者による事務折衝に入つた。

美豊労組の統一なる

二十五日第二組合全員が復帰…

古谷鉱業美豊炭鉱労働組合（山口県美祢市大嶺町）は、昭和三十二年秋の退手斗争の最中に第二組合を結成し組織分裂をおこした。それ以後第一組合は、賃金斗争、首切斗争と苦しい斗いを続けながら、共同斗争と組合復帰の運動を根気づよくつづけた結果、三十四年十一月二十五日全員戦列に復帰した。

古谷の労務政策は、小島の第二組合結成を画策、越王における炭労脱退等にみられるように、組織の破かいを目的に進められておりこのことは美豊にとっても例外ではなかった。

当時会社側はヒモつき幹部と会社職制の圧力で約七〇名の組合員をわれわれの戦列からひきおろし、美豊炭鉱拡大労組をつくり、以来分裂の中での斗いの苦しさは第一組合員、第二組合員双方にとっても大きかった。しかしその中で斗争をつゞけてきた第一組合員の決意は、斗いを放棄した第二組合員の魅力になつてきた。

われわれは同志の復帰により力をくわえた美豊労組の今後の斗いに大きな期待と援助をあたえたい。

西山口地方における中小炭鉱では、美豊をのぞき、すべて中立、全炭鉱加盟であり、今度の美豊の統一はこれらの組合員に大きなえいきようをあたえており、山口地区事務局ではさらに大きな統一への組織化に力をそゝいでいる。

No. 183
情報
九州炭労
1959年 12月 7日

飯野
臨機応変・長期柔軟ストへ
十二月三日以降戦術転換

××××××××

飯野支部では、希望退職阻止のため一ヶ月有余にわたり、完全八時間、完全一時間一斉休憩の戦術をとって斗い、その間短時間二四スト、四八ストを交えて会社側と対決してきたが、予期に反して二〇〇人の予定人員を上廻る二〇七名の大量希望退職者をだすにいたった。従って今後は人員、配転、賃金、坑木を重点とした斗いを推進することになるのでその戦術を検討し、長期柔軟戦術を決定した。

×××××××

毎週木曜に二四スト

十二月二日の戦術委員会は

1、現在の完八・完一戦術は三十五%の出炭減という驚威的成果をあげ、十一月は逆に出炭が半減するにいたった。

このため資金繰になやむ会社を決定的においつめたが同時に、会社をしてこの戦術に対抗してロックアウト一部坑口閉鎖もしくは一部職場の下請化等の対抗策の採用を決意するにいたらしめた。

2、しかし十二月の声をきく今は、坑木と切はなし賃金、配置問題等を部分的に解決することは、組合員の戦術からみても、困難であるから一切を総括した解決が必要である。

3、この場合短期解決の方向をとることは何ら譲歩案の提示を迫られ、又大手、中小共にさきがけて期末手当の突破口を作ることになるので長期戦の基本をくずさず、闘斗の全体斗争の推進をもみるべきである。

との結論に達し、十二月三日以降完八、完一ストを中止し、今後は毎週木曜一回二十四時間スト（第九次統一行動をも考慮し）に切換え、交渉の推進に応じて随時強力なストを打つとの臨機応変かつ柔軟な長期戦術を採用することにした。

この戦術転換をみた組合員の間では、真剣に斗ってきたただけに、

1、こゝまで追い込んだのに何故戦術転換の必要があるのか

2、戦術は常に逐次強化さるべきであるとの固定観念がある。

2 執行部はよろめいているのではないか

3、短期解決は果して不利か

等の鋭い批判がだされたが、執行部ならびにオルグの説得活動によって諒解しいよいよ局面を盛上げ来るべき決戦段階にそなえる。

会社賃下げ九%提案

十二月四日午後八時よりの団交で会社側は、ストライキを中止して次の会社提案をみとめよと主張した。

一、賃金[illegible]のため九%切下げを提案した。

二、配置転換

(イ) 内部の配転をやる。
採炭から掘進、支柱え一二名

(ロ) 同様 坑外より直轄（掘進、仕繰）え一一名

三、運搬の定員制を廃止し、適正人員の再配置をやる

四、(イ) トラック輸送、石炭積込 貨車荷卸 坑木整理は一括して下請とする

(ロ) 浴場 発電所は一家請負とする

(ハ) 工作の一部を外注とする

五、臨時夫を在籍鉱員に切りかえることは全く考えていない

六、立上り賃金については全く考える余地はない

七、賃金については十二月から実施したい。

これに対する組合の態度は、斗争委員会をひらき前のように戦術を変更し次の指令を発した。

実力行使指令

一九五九年一二月三日
日本炭鉱労働組合九州地方本部
斗争委員長 丸岡吉夫

飯野支部斗争委員長殿

実力行使指令

合理化反対斗争の第一段階として展開した希望退職阻止の斗争は奏効せず、遺憾ながら二〇〇名を上廻る退職者をだした。

今後の問題は、人員充足、賃金、坑木問題を重点として会社側の譲歩をまとめる交渉を推進することになるので、この情勢に対応する今後の戦術を慎重に討議の結果、九州炭労戦術委員会は次のように決定した。よって右指令する

記

一、十二月三日以降残業拒否、一斉休憩の戦術は別途指令するまで中止する。

二、十二月四日以降毎週木曜日二十四時間ストライキを実施せよ。

三、交渉の推移に応じて随時戦術を強化する

四、保安要員については従来の慣例にしたがって処理せよ。

以上

山口鉱山

企業整備提案！

賃下げ六%・首切り八〇名

既報（情報ニ七四号参照）のように山口鉱山（小城・別府）では、新鉱区開発資金を首切りと賃下げで絞りだそうとして、一一月一七日の団体交渉で企業整備を提案していたが、一二月二日前回の提案では許されぬと、前提案を更に具体化して左記のように提案してきた。

会社提案

一、人員
1、希望退職者募集
イ目標人員　小城五四名　別府一〇名
ロ外募期間　協議の上期間を決定する
ハ募集条件　退職条件による（後述）
2、募集目標人員に達しない場合別途提案する
二、賃金（日収の六%減とする）
三、諸経費（月当）
1諸経費節減額　三〇一、〇〇〇円
内訳　イ社宅補修費減額　二〇五、〇〇〇円
ロ健康保険料改正による負担額増　八〇、〇〇〇円
ハその他　一六、〇〇〇円
四、其の他
1出勤率向上
2就業時間の明確化（タイムレコーダー）
3節電
4資材節減

希望退職条件

今次措置による希望退職者の取扱いは左記の通りとする。

記

一、募集期間並びに適用
本要綱は募集中に退職を申出でた者（停年退職者を除く）について適用する
二、退職手当金
鉱員退職手当規定第四条、第二項の第一号により計算された額
三、特別加給金
1基礎額　鉱員退職手当規定第七条による額
2日数
勤続満三年未満の者　三〇日分
三年以上五年未満の者　三五日分
五年以上十年未満の者　五〇日分
十年以上十五年未満の者　六五日分
十五年以上二十年未満の者　七〇日分
3餞別金として左の金額を支給する
坑内外成人男子　一律二万円
保護夫　一万円
4本措置適用期間後一年以内の停年退職予定者の特別加給金は次による
四ケ月以内に停年に達する者　前項（2＋3）計算額の四〇%
六ケ月以内に　六〇%
一年以内に　八〇%
四、停年特近者の特別措置
本措置適用期間締切時に於て一年以上五年以内の停年予定者の退職手当金は、勤続年数を停年まで勤務したものとみなし、その残期間を通算支給する（但しその期間については坑内加算はしない）
五、その他
1退職者一ケ月以内に帰郷する者（社宅居住の世帯主）については県内はトラック無償貸与、県外は貨車運賃一家族当り実費支給（但し三〇、〇〇〇円を限度とし証明書を必要とする）する。但し最寄駅までのトラック無償貸与する
2年次有給休暇残日数は買上げる
3支払は社宅明渡し（退寮）まで1/2　明渡しの際残額を支払う

三池

幹部活動家の殆んどに退職勧告

合計一四七一通……

三池労組に対する集中攻撃を準備していた三井の会社側は、二日早朝から五日までに十日を期限とする指名退職勧告状を各個人宛に、配達証明つき速達便で発送したが、六日夕刻技術委員会で回収数を正式に発表した。合計一四七一通、当初「三〇〇名」の職場活動家の解雇を表明していたのをはるかに上まわり、実際には活動家と目される者は七〇〇名近くに及んで居り、会社の意図した組合破壊のやり方に、ヤマは怒りにもえている

活動家七〇〇名に及ぶか

支部別 役職	宮浦	四山	三川	本所	港ム	合計
10月末在籍	3,454	2,828	5,162	2,038	1,337	14,819
勧告総数	344	259	575	157	136	1,471
政治局	2		4	1	2	9
執行委員	1	3	7	3	4	18
役員	23	23	78	28	21	173
旧役員	11	16	28	4	3	62
行動隊(役員以外)	31	15	33	5	18	102
婦人部役員	5			5	2	12
その他	271	202	425	111	86	1,095
党関係	32	21	46	29	23	151

社会党～120名
共産党～31名

（注）在籍数は組合専従者を除く　（S.34.12.6 発表）

一、役員というのは、地域分会長、職場分会長のことで、旧役員とは前地域分会長、前職場分会長のことである。

二、その他に属する一、〇九五名の中には、地域、職場の副分会長以下、班長、役員、専門部長迄も含まれ、活動家・幹部がこの内三〇〇〜四〇〇名を占めている。

三池労組組合員に亘っての分類は、現在調査中であり、若干日数を要するが、所謂活動家六〇〇人から七〇〇人に指名退職勧告状がだされている

三、執行委員一八名の氏名は次のとおり。

（宮浦支部関係）　中小田
（四山　〃　）　林尾・田中・井中
（三川　〃　）　谷崎・小西・西川・峯　西川
　　　　　　　　末吉・竹藤
（本所　〃　）　吉田・中山・前垣
（港務所　〃　）　古賀・角・柳沢・浦本

四、政治局

大牟田市議（月足・達尾・中川・小宮
荒尾　〃　（小森・坂本・橋本
柳川　〃　（伊藤
大牟田市教育委員（川畑

五、行動隊

行動隊は「三池親衛隊」と言われ、隊員一三〇〇人、隊員達は特に第二や職制攻撃の先頭に立ち、〃行動隊〃の腕章を誇りにしてきた。この役員が殆ど退職勧告をうけたことも、三井鉱山が「癌」の剥離を徹底的に貫ぬこうと狙う組織分断の意図を示すものである。

特別オルグ七日三池に

中斗指令第一二六号、一四〇号にもとづく特別指導オルグ二〇名は、七日正午三池労組に到着、労組本部で現状報告並びに炭労九州地区ブロック斗争会議大牟田斗争本部からの報告を受け、直ちに各支部に配置された。

以上

No.184
情報
九州炭労
1959年12月7日

職場にゼネスト体制をきづこう

―安保改定阻止破棄福岡県活動者大会―

××××××××××××××

一一月二七日・安保改定を阻止するための才八次統一行動は、才七次までにみられなかった大きなもりあがりを示した。労働者の実力行使を軸にして、全国六五〇ケ所で農民、知識人、学生、市民をまきこみ三五〇万の人々が参加した。この力におそれをなした政府自民党は、自らの不当な強引なやり方をおゝいかくすために、国会請願にいんねんをつけて弾圧にのりだしてきた。

この切迫した情勢のなかで、当面才九次統一行動（一二月一〇日）にむけてゼネスト体制をつくりあげ安保条約の改定を阻止し、破棄する斗争を発展させるために、福岡県安保共斗は、斗争発展のカギをにぎる職場地域の活動者を結集して大会を開いた。

××××××××××××××

七七団体三五〇名が参加

一二月六日・教育会館には、定刻の午後一時をすぎて次々に参加者がふえ、七七団体三五〇名の出席になったと発表された。

職場や地域において、自発的に連日の活動をすすめている労働者、農民、学生、婦人、市民がいろんな職場のなかでの活動の成果と問題点をもって斗いをさらに発展させようと集った。人々の決意が会場にみちあふれたなかで開催された。

福岡地区共斗事務局長の司会によって、議長団に県評・社会党・共産党から選出し、県共斗事務局の斉藤氏が県共斗の意図と現時点での問題提起を次のようにおこなった。

″斗いは発展した″

福岡県の安保共斗会議の性格について、現時点で再度思いおこすことが必要だと思う。

全国七〇〇ケ所に組織されている共斗会議の中で、阻止のみでなく破棄まで目標にしている点が特徴である。

六月に結成される時に、相当長期にわたる統一行動の組織であることを確認して出発したものである。

したがって、安保条約のキソになるサンフランシスコ体制に全面的に対決するという立場で、民主勢力の斗い——砂川裁判支援、日中・日朝の友好運動、原水禁運動など積極的に参加してきた。このなかで、地域を中心にして討論集会や最高裁実力行使支持決議をおこし、決議は七〇〇に達しているし、共斗組織も筑豊ブロック、三七地区、三〇余校区にできた。

こうした活動の成果は、[illegible]才一次と今次才八次の統一行動を比べるとはっきりしている。地区によってはメーデー以上の動員がうまれているし、福岡市の決起大会にも雨中に、労働者、学生を中心に五〇〇〇余が結集したが、三〇〇名の農民が新しく参加した点にあらわれている。

共斗の根をさらに下部へ

続いて、弾圧のかまえをとっている政府・自民党の動きにふれたあと、共斗の弱点として、幹事をだしていても討議に参加しない団体があること・文化人の参加がおくれていることなどあげ、これらを克服し、さしせまった事態をきりひらいて、改定を阻止し、さらに破棄にまでおいこむために、活動家がとりくむべき問題点として次のように指摘された。

安保問題がすべての斗いの政治的な焦点であることをあきらかにし、これだけの指標によってゼネストをうつ体制がつくりあげられるためには、職場と地域に共斗の組織を、行動の組織を一斉に確立すること・そのために組織の幹部と下部の活動家が意見を統一し、協力して、スト・デモ規制への抗議、調印阻止の行動を小規模でも可能なすべての戦術——討論会、デモ、署名、業者工作などで直ちにおこしていくこと・これらの活動こそ才九次統一行動を成功させ、斗いを力強い敵を圧倒するものに発展させるカギになる。

各代表の意見

共斗会議傘下の主要団体として、社会党・共産党・総評・農民・婦人・青年学生からそれぞれ意見発表がおこなわれた。

各代表は、それぞれの立場から共斗会議をつよめ・統一斗争を発展させるために活動家の積極的な参加を期待した。各代表の発言要旨は次のとおり（発言順）

◇ 共産党（大村氏）

安保共斗の組織したこの会議を全面的に支持して活動した。党は安保共斗の前段で平和と民主主義を守る共斗の時から統一戦線体として永続的に発展させることを主張し努力してきたが、この点を再確認することが状況になったと考える・広い統一の意見をもち全体から支持された指導部をもつことが敵にうちかつというのが大衆の要求だと思う。

しかし、斗いの過程で意見の不統一があった。たとえば合理化と安保との関係で共斗成立以来そうした面があった。そこで積極面と統一の面をいかして協力し、発展させてきた。そのために、さらに活動家を斗いに参加させることが必要だと考える。

◇ 総評（江崎氏）

石炭産業は才九次にもっともっとつよい実力行使をもって参加する。また福岡県では三池の首切り、教組の勤評、

全逓の１２・〇非常と国交両闘を中心にして、オ十次も厳しい斗いになると予想されるが、ほとんどが将来要求を解決してくるので、安保独自でゼネストをという形態に直面する。全国的に十次はよわいかまえになりそうだ。これを支えるのは下部の活動である

◇農　民

リコールや知事選の争議からいってみても、労働者だけでなく農民が斗いに参加する必要がはっきりしてきた。

そこで、農民団体に二〇％しか組織されていない現状からいって、農民に接触のある部分が斗争しようということで、12月２日に「安保改定阻止農民要求貫徹共斗会議」を結成した、社・共両党、総評、自治労、全農林、日教組が参加した。その上にたって、オ八次には福岡で三〇〇名の農民が参加した。もっと共斗を広げるためには、農村に職場をもった組合が、支部や分会を足場に農民のなかで活動する必要がある。

◇婦　人（炭住代）

地域で活動する場合、情勢が切迫しているので、あせりがでて、時間のかかるやり方（身近かな問題の根元として安保を解明する）を忘れがちになる。これでは失敗する

母親大会の決定を地域で実践するにも、組織労働者の側からの働きかけがないと婦人だけではなかなか進まない。たとえば、勤評問題も教組の人が安保とのつながりを積極的に説明する立場にたってもらえば、婦人も発言しやすい。そうした点では、民主団体の人が、ＰＴＡの会合に積極的に参加して活動してほしい。それがないと、反動の側から非政治的なよそおいをもった活動によってとらえられていく。

さらに、十二日におこなう「母と女の安保研究会」に周囲の人々を参加させるよう働きかけてもらいたい。

◇青　年（化学連書記長）

総評の青婦協を中心に十月初、青年学生共斗会議を結成し、十月末には一〇〇名をあつめて討論集会をした。学生はオ八次統一行動に市内四大学がストで参加したが、そのキソとしては徹底したクラス討論と宣伝をやってきた。

国会請願について、敵の攻撃の口実となっているが、正当な権利の行使だし、総評の労働者も多数参加した。今後も続ける方針を東京地評も支持した。これをわれわれも支持していくことが必要だ。

◇社　会　党（楢崎代）

（討論の途中で出席し、その前に意見発表がおこなわれた）

安保共斗にオブザーバーなどいう存在はありうべきでないと考えている。しかし、中央の国民会議結成当時は、社共両党の間に、敵のとらえ方（日本独占とアメリカ帝国主義）や統一戦線についての考え方に相違があったため不正常なかっこうで出発したと思う。その後の斗いでは、実際上、共斗がすゝんでいる。

要は、国会でロッキード問題、ベトナム賠償も安保改定の内容として中心的に追及してきたが、オ十次統一行動の時には、改定交渉打切りの決議をだす。日本独占が強化されているなかで、生産点でのたたかい・特に安保独自のストがうてるかどうかが焦点である。

職場・地域の代表的経験

討論に入るに先だって、職場・地域・地区段階における共斗として、すゝんだ経験をもっているところからそれぞれ報告がおこなわれた。

◇校　区（福岡市箱崎・宮崎）

三万の人口のほとんどが農業と商業に従事し、保守的な地域である。前回の市長選の時に民主勢力を結集しようとの動きが出発で、リコール、勤評の斗いを経て、安保問題にとりくんだのはこの夏。町民大会という名で安保の講演会をやり、三〇〇名ほど集ったなかで実行委員会を確立した。四・五人の活動家ではじめ町民大会二回、講演会三回をやってきて、活動家も三〇名位は常時動くようになり、現在では町単位のこんだん会にはいっている。それぞれの実情をいかして宣伝活動をすすめている。

◇職　場（高松労組）

地方選での民団協活動を通じて、農村へも入る反、中央斗を組織した。そのなかで行動を日常的でない、ストを内容あるものにするため、職場に共斗をつくることになった。社共両党、総評、主婦会、集合婦会、サークルなど組織のあるところから全てだすという方針で、まず一応支部に結成され、その後全般にひろがって、現在では現在では全般に共斗会議が結成された。そして、さらに末端職場―切羽などに行動の組織をつくろうとの方針をもっている。

◇地　区（田川）

警職法反対斗争のなかで、安保改定の地ならしだとの討議をおこなっていたので、警職法審議未了とともに安保共斗に発展させた。

岸内閣打倒が問題になった時討論と実践のなかではっきりさせた。経済的側面としての炭鉱合理化斗争を成功させるため、農民のなかに入りこんだ会をもったところ「ヤマがつぶれ首切りがなされても三菱の名は残してほしい。鉱害補償が安心だ」という意見がでた。労働者と農民の矛盾を克服する討論のなかで、安保改定阻止でこそ統一できるとの方針をだし、農民からも支持された。

賃金が凍結されて一時下火になったが、失業者の組織化、失業反対斗争にとりくむなかで、失業者も安保斗争に参加するようになってきている。

独自の活動強化をキソに統一をつよめる

以上の経験発表に続いて、どのように斗うことによってオ十次統一行動を成功させるか、弱点をどう克服するかを中心にして自由討論に入った。

発言には、学生、自労、芦屋町労協、高松炭口共斗、岩田屋平和会、福岡地区共斗、八幡製鉄、国労、教員、民商会などの活動家が次々にたつた。第八次統一行動の評価について、学生を中心にした行動を挑発にのるものとして批判するもの、それをみとめながら弾圧に反撃することの重要性を強調するものの間に若干討論がかわされたほかは、ほとんど、それぞれの活動にふれて自らこのような活動をするという決意が表された。

これらの討論を集約して、次のような「斗争決議」を万雷の拍手をもって採択し、民族独立行動隊のうたを合唱、西論着大会万才を三唱して午后五時半閉会した。ついて、この討論をキソに安保共斗幹事会を開催した。

斗争決議

一九五九年一二月六日、福岡県安保共斗会議に結集する全県労働者ならびに職場、地域で活動の第一線に立つ活動家と七団体三五〇名が大会に集まった。

われわれの過去一年間の合理化反対、勤評反対を含めた安保改定に反対する労働者階級の果敢な斗争は、国際情勢の有利な発展のなかで岸内閣の安保改定交渉の強行を一歩一歩追いつめて来た。

岸内閣はベトナム賠償問題で国民を納得させることができなくなると国会の審議権をふみにじってこれを強行採決した。

これに憤激した市民は「安保改定交渉をすぐ打ち切れ」というスローガンをかかげ、第八次統一行動には全国で三五〇万のストライキとデモの波をまき起し国会請願がおこなわれた。

わが福岡県下でも三〇万の統一行動と市中のデモが敢行され岸内閣の不法なやり方に対して厳重な抗議を行った。しかるに岸内閣はこれらの高まる国民の反対行動におびえながらもあくまで安保条約の改定の強行をたくらみ、アメリカ政府はアイゼンハウワーの声明にみられるように露骨に岸内閣を激励している。

彼らは、国民を納得させる代りに、装甲車と武装警官で国民の国会請願権をふみにじる暴挙にでた。

その上彼らは盗人たけだけしく、国会の威信を保つという口実をもうけて、国民のデモによる意志表示の権利を「デモ規制法」によって押しつぶし、無理無体に改定調印を強行しようとしているのである、

われわれはこの岸内閣の狂暴は、彼らの強さのあらわれではなく弱さと不正不義の正体がばくろされたものであると認める。このことはわれわれのねばり強い斗いの成果であり、正義がわれわれの側にあることの証明であると確信する。

しかし乍ら、なおかつ岸内閣は調印をあせっており、これを阻止するためには、従来に比して数倍する力を発揮してわれわれの運動を発展させねばならない段階になっている。

われわれは一一月二七日非常事態を宣言したが、本日の大会において、われわれはこの事態に際していかに斗いを進めるべきかについて真剣な討議を重ねた。

その結果、われわれは従来の斗いの成果の上に立ち、さらに次に、第十次の統一行動に第八次を上廻る力を結集して岸内閣の安保改定の調印に対決することを確認した。しかも、統一行動日だけが斗争の日ではない非常事態にある限りわれわれは日常職場・地域において、また農村、学園において、小デモ、小集会、署名、抗議、決議などあらゆる斗争形態を創意をもって運用し、行動隊、共斗組織を職場、町内にまで作りあげ、全県を調印打ち切れの運動の渦にまきこみ、下からの盛上りと決意のこもった真に国民的な斗いを進めることを決意した。

この運動の中でひとりひとりを調印阻止の行動に立上らせるために更に深く広い運動の浸透に努力し、さらに多くの民主勢力を結集し統一と団結を固め体制をととのえ、岸内閣の安保改定野望を粉砕するために、ゼネストを斗う力を確実に作りあげるであろう。

この立場に立ってわれわれは第九、十次の斗いをます生産点における安保改定阻止のための最高級の実力行使によって斗い抜き、それをつゝむ全県民のさまざまな行動をおこすために、相和する努力をかたむけることを誓った。

こゝに全県民にわれわれの決意をつたえ、共に斗われんことを心から訴えるものである。

右決議する。

一九五九年一二月六日

安保改定阻止廃止福岡県共斗大会

No. 185
情報
九州炭労
1959年 12月 8日

二瀬

七日団交再開さる
会社指名解雇撤回の意志なし

既報（情報一八二号）のように、二瀬斗争について、炭労委から労使双方に団交を再開するよう勧告（一一、三〇）されていたことは周知の通りである。

しかし、交渉について、会社側は「労使の自主交渉」を主張して、組合側のいう「炭労を含む正式な団交再開をしよう」の主張と一致しく話合いのつかぬまゝ、一二月三日よりの第八波七二時間ストに突入した。

こういう経過を辿るなかで去る七日、午前十時、会社側から炭労委会長勧告により団交を再会したいと云う回答を持って来たので、組合は、臨時委員会を開き討議をした結果、午後三時からの団交に臨むことになった。

団交では、労使双方より夫々の立場から、第五回団交決裂当時の状態及び交渉推進について主張した。その団体交渉過程に於て、会社側は「今回の企業整備は、質の問題ではなく、量の問題である」と極めて注目に値する発言を行った。これに対し、組合はすかさず追及し、「指名解雇を撤回しての話合いに応ずる用意があるかどうか」と迫ったが「現実の問題として話合いはできないのではないか」とあいまいな答弁をするのみで従来の考え方から一歩も前進していないばかりか、あく迄強行する態度を変えていないことが明白になった。

こう云った状態であったゝめ、その后交渉は進展をみることが出来なかったが、会社側は、今后の交渉推進について「次回より少数代表による団交を開きたい」との提案があった。これに対して組合も検討した結果、これに応ずるとの態度を決定して、その旨通告したが、その具体的な問題については八日事務折衝をもって決定するということで確認し、午后五時三〇分団交を打切った。

尚、当日、団交上に延一〇〇〇名（主婦を含む）の激励者を動員して団体交渉に対する側面的な支援を送ると共に、一方、交渉委員からは団交状況について中間報告するなどで連帯行動を発揮した。

労金預金増強

他を頼む前にまづやろう
斗いの勝利のために…

安保改定を背景に三井三池を始めとして炭労にかけられている企業整備反対の斗いは、三池の退職勧告状の配布と益々きびしくなって来ている。

今度の合理化には、政府も独占は態度を譲らず、「この斗いの敗北は日本資本主義の崩壊を意味する」と日経連専務理事も述べている様に、我々にとって一大決戦の場とも云えるであろうが、斗争の裏付けにはやはり資金対策は欠くべからざるものである。

敵よりも長期にわたり粘り強く斗うために、我々は我々の力でこの斗いを持続させなければならない。

中斗第一〇三号指令でも決定された資金対策について、九州でも目標二億円の割増定期の発行や社内予金切替運動と進められているが、その実質的運営が中々進行せず困難を極めている。炭労こそ率先してこの予金増強に努力せねばならないが、門司、若松、久留米、小倉では一〇〇%突破に対し、炭労関係地区は未だその目的に達していない。この負けられない斗いの勝利のために、今后皆んなで一層の努力を払おう。

割定関係34.11.30日現在報告書（消化額）

項目／支店名	消化目標額（A）	現在消化額			（内訳）炭労			その他			目標残
		件数	金額（B）	B/A%	件数	金額（C）	C/B%	件数	金額（D）	D/B%	
営業部	34,000,000	155	591,000	1.7	129	242,000	41.8	26	344,300	58.2	33,409,000
八幡支店	41,000,000	29	4,209,500	10.2	10	3,951,500	93.9	19	258,000	6.1	36,790,000
大牟田支店	30,000,000	41	1,059,000	3.5	23	737,000	69.6	18	322,000	30.4	28,941,000
飯塚支店	34,000,000	180	5,955,500	17.5	167	5,723,000	96.1	13	232,500	3.9	28,044,500
田川支店	24,000,000	95	515,000	2.1	36	280,000	54.3	49	235,000	45.7	23,485,000
門司支店	8,000,000	182	821,000	10.3		－		182	821,000	100	7,179,000
若松支店	3,000,000	5	39,000	1.3		－		5	39,000	100	2,961,000
久留米支店	5,000,000	576	396,000	7.9		－		576	396,000	100	4,604,000
小倉支店	8,000,000	6	104,000	1.3		－		6	104,000	100	7,896,000
山田支店	6,000,000	2167	1,423,500	23.7	2,112	1,205,500	84.7	55	218,000	15.3	4,576,500
直方支店	7,000,000	56	135,000	1.9	51	62,500	46.3	5	72,500	53.7	6,865,000
計	200,000,000	3422	15,248,500	7.6	2,558	12,206,500	80.1	896	3,042,000	19.9	184,751,500

No. 186

情報

九州炭労

1959年 12月 9日

三池

退職勧告状を一括返上デモ！

首を切る者の首を切れ…

八日午前十時より三池労組は鉱業所に三万五〇〇〇の組合員、家族が集まり、指名退職勧告状の為の大衆行動に入った。若林鉱業所長以下部課長四十数名は、前日の七日より山の上クラブに逃げこんだまゝついに姿を表わさなかったので、午后から山の上クラブに押しかけ、支部毎に波状デモをかけた。千両箱につめた勧告状一四七一通を燃える炎の中に投げこみ、首を切る無能経営者の首を切れという合言葉で、勧告状が届いた瞬間ショックを受けた一部の者も団結の強さを再認識し、白紙撤回の決意を深めた。当日の決起大会並びに返上デモの模様は次のとおりである。

会社山の上クラブに逃避

大牟田市内・外公園と延命公園に集結した三池労組組合員、主婦、かけつけた各炭単産代表約三万五千人は、八日午前十時三池鉱業所表門へ向けて整然と出発、鉱業所前でセキを切ったように盛んなジグザグを行い十時半全員の入場を終った。赤ん坊を背負った母親や幼児を背車にした父親の姿も多い。

指名退職勧告状一括返上の大会は「炎ほる仲間」の合唱で始まり、宮川組合長、南場主婦会長の挨拶につゞき炭婦・炭労・総炭ブロック・社・共両党・河野三鉱連事ム局長、弁護団代表の激励の挨拶があった。

宮川組合長が「昨七日から行動隊と共に抗議したが、会社幹部は山の上クラブに閉じこもり、有刺鉄線でバリケードを張った門を堅く閉ざして我々に会おうとしない。本日勧告状を叩きかえして、次に来る指名解雇を完全に粉砕するという意志統一をこゝで更にかためたい。全ゆる挑発をさけて長期にねばり強く斗い抜くために、勧告をうけた者もうけなかった者も固いスクラムを組もう」と固い決意をのべ、又南場主婦会長も「退職勧告状が入っている千両箱がカラッポになる最后の日まで、一滴の水も洩れないよう団結を固めましょう」と訴えた。

次に岐谷総評九州地炭ブロツク代表、杉山炭労オルグ団代表、丸山総炭オルグ団代表が各々、炭労は全国にオルグを派遣して三池の斗いを訴えており、安保阻止の斗いを中心とする全日本の労働者階級の三池支援の態勢は日毎に高まっていると激励した。

炭婦書記長は経過報告を行った後、「戦術委員会と主婦会三役と上部団体の代表で山の上クラブに行き、閉じこもっている連中をこゝへ引っぱりだして来たい」と緊急提案を行ない、割れるような拍手に送られて代表団はクラブへ行った。

団交申入れを黙殺

代表団は固く閉ざされた山の上クラブ前で一時間に亘り団体交渉を求めた、ニユースカーをすえマイクで「我々は暴力団ではない。労働協約にもとづいて正式に団交を申し入れにきた。退職勧告について話し合いたいから内へいれてほしい」とくりかえし呼びかけたが、静まりかえった内部からは一言の反応もなく、塀の上から籠城の会社幹部に呼びかける組合代表の顔にカメラを向けるイヤガラセを行った。宮川組合長はマイクを通じて「我々は一時間にわたって面会を求め、団交を求めたが聞きいれられなかった。更に五分間だけ待つが、返事がなければ退職勧告状を返上したものと認めるし」と、不誠な会社の態度にたまりかねて宣言したがそれにも音沙汰なく、〇時二十分代表団は三万五千人の待機している鉱業所裏庭へ引き返し、実状を報告した。

社・共弁護団も激励

代表団が山の上クラブに団交申入れに出発した後、待機中の組合員・主婦に対して、急ぎ東京からかけつけた田中稔男代議士、三池出身の河野三鉱連事ム局長、大渕共産党県委員長、矢田部弁護士等が激励の挨拶を行った

無能経営者に退職勧告状

午后から千両箱にいれた勧告状を担いだ行動隊を先頭に各支部毎に山の上クラブへ押しかけた。何千本というアカハタとアズキ色の主婦会旗の波、栗木社長や首林鉱業所長宛の退職勧告状の入った封書をかたどるプラカード（表は三井鉱山無能経営者　栗木幹様、裏には優良鉱員一同と大書きしてある）がつゞいた。ユーモアを交えた仮装のユトリにひきかえて組合員や主婦の緊張した表情はかくせない。たき火のまわりにミコシのようにプラカードや千両箱を何回も押し上げ乍らまわり、それを火の中に投げこんだ。燃える千両箱を見守る主婦の目は口惜し涙とかたい決意で光っていた。

午后三時半流れ解散で終了。

大炭五一八九斗発大五八号「三池オルグに関する指示」記は、左記のように変更された。

1、「指名解雇がでた翌日」の翌日とは、新聞報道等によって各単産がバラ〳〵にやるのでなく、日時については、炭斗本部の指示によって統一して行う。

2、5五〇〇名のオルグ団を二泊三日の予定の二泊三日は、現地の情況によって多少延期させることがありうる（二日程度）

期末斗争

15.000円の回答出る

話にならずものわかれ

古炭連傘下六支部は、中斗指令一四三号により、一二月四日一番方より期末手当獲得の無期限ストライキに突入しているが、スト突入五日目一二月八日に会社より代表交渉の申入れがあった。
最初、会社は八日午後一〇時より縮少交渉をもちたいといっていたが、結局、八日午後一一時五分より九日午前三時二五分まで代表交渉を行った。

会社は、この交渉で一万五千円の回答を出したが、あまりにも要求とかけはなれていて話にならず、遂に交渉はものわかれとなった。

会社〝再考できぬ〟と答弁

代表交渉のメンバーは、炭労＝古賀、時重、白目（古炭連会長）の三名、会社＝大谷、松本石炭経協専務理事の二名、合計五名で、八日午後一一時五分より交渉を行った。

この交渉で、会社は従来通りの条件で一万五千円を出すと回答した。

しかし、このような額では問題にならないので、午後一一時五〇分、休憩に入り、九日午前〇時一〇分より交渉を再開して、会社の再考を促した。〇時二五分より休憩に入り、午前三時一五分、三度目の代表交渉に入ったが、その中で会社は、再考はできないと言明し遂に午前三時二五分、交渉はものわかれとなった。次回団交の期日は未定である。

以上

二瀬 再開された団交進展せず

既報のとおり、二瀬支部の指名解雇を中心とする企業整備についての団体交渉は、一二月七日、会社の一方的な指名解雇を強行しようとする態度のため、全然進展せず代表団交に移る事務折衝を八日に行った。

この事務折衝で、八日午後二時より代表団交に入ることを決定した。

午後二時より組合側交渉委員として直江中執、安利中執、二瀬支部三役、給与部長、生産部長、四支部の支部長が出席して団体交渉を行った。

この団交では人員問題及び、安定賃率についてが中心となった。しかし人員問題では、会社は指名解雇撤回の意志はなく、従来の主張をくりかえすのみで進展せず、安定賃率については、会社は抽象的に発言するのみで具体性が全然なく、組合より資料を示せと主張した。

午後六時三〇分、会社は資料整理をするから時間をもらいたいと申入れ、休憩に入った。

その後、午後八時から再開、又休憩、再開と交渉はひきつづき行われているが、内容はあまり進展をみせていない。

以上

No. 187

情報

九州炭労

1959年 12月 11日

安保阻止第九次統一行動たかまる！

社党・交渉打切りを国会に上提

一二月一〇日、安保改定阻止全国才九次統一行動が、炭労、合化の二四時間ストを軸に労働者階級の生産点における実力行使が、それぞれの労働組合の力に応じて行なわれた。院内においては、統一行動に呼応して、社会党が「安保改定交渉打切り決議案」を衆院本会議に上程させた。

以下、総評九州地協共斗会議に結集する才九次統一行動の状況と、一部既報（情報一八四号）の安保改定阻止破棄福岡県活動者大会の結語を追加してしらせる。

活動者大会の結語

安保改定阻止福岡県活動者大会（一二・六）は既報の通り県下一二六団体の、職場、地域の活動家二五〇名の参加によってひらかれたが、大会は大要次のように討議がまとめられ、大会はこれを承認した。

安保阻止が当面の政治的結節点

第九次、第一〇次に向けての安保阻止の斗争と行動が調印を許すか、阻止するかについて決定的影響をもっている。従って討論は安保阻止のため、どうしてゼネスト体制をつくり上げるかということに集中するという立場から討議した。

安保一本でストを

第九次までは各組合の独自要求でスト体制が組める。しかし第一〇次以降は、安保一本でストをしなければならない単組が多くなってくるので、第一〇次を第九次以上の規模で組織することは困難になってくる。安保一本でもストがうてるよう全力をあげていく必要がある。

このため共斗を県、地区ともに拡大しなければならないがその基礎は職場、地域での斗争と組織にある。

斗いは指令だけではない

職場、地域での共斗をつくる場合、明確にしておかなければならない問題－組合や上部組織の指令だけではできない。斗う意志と自覚をもった者が中心になって組織するという立場が確立される必要がある。そうでないと安保でゼネストをやることはむつかしい。

安保の斗いが進んでこそ…

統一行動の日だけ行動が行われるというのでは不充分である。職場、地域の共同斗争を中心に日常的に行動が行われ、統一行動に結集するようにしなければならない。

勤評や合理化などの要求と斗いをおしすゝめて行けば安保とつながるという考え方はあらためねばならない。安保の斗いが進んでこそ諸要求と斗争も進むと考え、今こそ安保の斗いを発展させねばならない。

第八次統一行動の国会請願デモ問題と関連して、統一行動は整然と統一的に行わなければならない。統一行動と共斗の統一を乱すことは斗わねばならない。統一はますます強化されねばならない。その中心として、社、共の統一が重要である。国民会議で共産党がオブザーバーとなっていることはあらためられる必要がある。

九州拠点第九次に呼応して

阻止体制固める

安保改定阻止第九次統一行動は炭労、国鉄、全逓、動力車、合化など総評四五〇万人を中心に広く国民層を含んで展開された。

東京では後楽園競輪場で都労連の主催で五万人が集って集会がもたれ、国会に対しては大阪、兵庫などから上京した代表団、安保批判の会、人権を守る婦人の会、農民代表が請願をおこなった。

九州拠点第六次行動の状況

総評九州拠点スロツプ共斗会議傘下はこの日、福岡、佐賀、長崎の三県を中心として全九州の拠点第六次統一行動を展開した。

炭労大手一二社三三山、中小炭七山組合員九万人が、二四時間ストに突入したほか、主要単産の状況は次の通りであった。

〈福教組、高教組〉午後二時半授業打切り、地域集会参加

〈国鉄〉全職場の非番者集会（一時間、一万五千名参加

〈自治労〉各県庁の課長交渉、午後五時までのうち、一時間職場大会、六十名参加）

〈西鉄〉臨時大会

〈全逓〉午前八時三〇分～九時三〇分職場大会（福岡県内では、福岡市郵便局、貯金局、門司、折尾郵便局）

〈全電通〉全職場休憩時間中の職場大会。

〈合化労連〉一時間以上くいこみ職場大会

〈全　鉱〉二時間以上のストライキ

〈全日通〉正午より全職場一時間職場大会、一，五〇〇名参加。

〈全農林〉全職場出勤時二時間の職場大会、千名が参加。

〈全専売〉工場のみ、休憩時間中の職場大会、一，五〇〇名参加。

〈全国金属〉半日以上スト実施予定。

（うらへつづく）

【全駐労】支部毎の退勤時の総決起大会、二、六〇〇名参加

【全日自労】午後から半日のストライキ、対県、対市町村交渉、二万五千名（全員）が参加。

【全医労】各病院毎の時間内一時間の職場大会、一二〇〇名が参加。

【全炭鉱】全支部一斉二～三時間のストライキ。

【動力車】全職場一斉に、休憩時間中の職場大会。

なお、午後五時頃より、大牟田、福岡、飯塚をはじめとする主要各地区、北九（八幡四千、黒崎千、戸畑千、小倉千、門司、若松各五百で、計八千名を動員）久留米等で、地区総決起大会、ちょうちん、タイマツによるデモを行う。

【佐賀県】各単産毎の生産点における実力行使と併行し、地区毎の総決起大会。唐津＝二、五〇〇名が参加し、午後五時よりタイマツデモ。佐賀市＝主婦の集いを中心に、婦人だけのちょうちんデモ。七〇〇名が参加。杵島、伊万里＝午後五時より総決起大会。

【長崎県】生産点における実力行使と併行し、午前十時より、地公労中心の対県交渉を行う。

嘉飯山地区で一万五千

夜、ちょうちんデモ

嘉飯地区共斗会議は、午後一時、二瀬支部前広場に自動車を結集して「安保、合理化、失業反対」のタスキをかけニュースカーを先頭に、穂波町－桂川町－碓井町－若菜町－三井山野支部を廻って、町の人々に安保反対にカを結集するよう訴えた。

午後三時からは、忠隈支部、二瀬高雄一坑支部を会場にして「安保改定阻止総決起大会」を開催した。

この日、全逓時間内職場大会を成功させるため、炭労、教組など八単産が支援にかけつけたが、午後三時半から、飯塚郵便局中庭で当局に対し抗議集会を開いた。

これは七日以降の郵便物が約一万三千通（局側発表）が滞貨しているのを、全逓嘉飯山支部は「局側の責任において処分するよう」要求したところ、当局が管内の一八地区に非常勤者を配置したものである。この違法について抗議した結果、「今後は組合側と話し合って遅れた郵便物をさばく」と答えた。

銀輪デモ筑豊炭田をまわる

直鞍地区で貝島支部、新入支部、目尾支部をはじめ、全日自労の半日スト、県職、教組の職場集会、研究集会、地区労主催の自転車デモが行われ、オ八次を上まわる統一行動が行われた。

田川、山田でちょうちんデモ

田川地区は午後五時から市役所前広場で、田川地区総決起大会を開き、大会終了後、ちょうちんデモを市内一周に行った。

山田地区も同じく午後五時から下山田小学校々庭で安保阻止総決起大会を開き、午後六時から、ちょうちんデモに移った。

（他の地区の情況は後報）

以上

三池

指名解雇状一、二七七発送さる！

八日、三万五千名の怒りの動員で一四九二通の指名退職勧告状を一括返上、九日には臨時大会をひらいて斗争体制を固めた三池労組に、一〇日指名解雇状が発送された。その数は一、二七七通（退職勧告状の一、四九二との差については調査中――一一日正午現在）で、一六日以降は出社におよばず、という内容をもつものである。

総評九州地方共斗会議は、この情勢に対して五〇〇名のオ二次オルグ団を一四日大牟田に派遣するよう指示した・炭労はこの指示にもとずいて直ちに各支部に指示した（詳細は九斗発五一八　九斗発オ五八号、一一月二五日参照）

指名解雇状の発送状況は、宮浦＝二九一、四山＝二〇八、三川＝五二二、本所一四一、港ム一一五　計一二七七である。

No. 189
情報
九州炭労
1959年 12月 14日

三池 14日五〇〇名のオルグ団入る

斗いの巾と厚みを加える

三池の斗いは指名解雇の段階に入った。会社はロックアウトの準備などを着々すゝめ、指名解雇をめぐる各種の挑発を仕組んでいるが、組合は個々の挑発をハネ返し、長期ねばり強く斗う体制を日毎に固めている。一五日より十日間三池より九州各山へ斗争の実情報告のため六名のオルグが派遣され、又北海道からも八名のオルグが三池、二瀬、山野、田川等に斗争期間滞在する。常磐九州炭労ブロック共斗会議は、一四日より三泊四日の予定で三池に五〇〇名のオルグ団を投入した。炭婦協と共に斗いの巾と厚みは刻々増している。

指名解雇通告状発送

一一日指名解雇状一、二七七通が発送されたが、一三日正午現在の組合で回収した数は次のとおりである

	発送数	回収数
宮浦	二九一	二二五
四山	二〇八	一七四
三川	五二二	五一七
本所	一四一	一一〇
港務所	一一五	一〇五
計	一、二七七	一、一四一

発送数と回収数が若干ことなるのは、最終的な集約結果でないことゝ、会社が一度郵便局に持参した指名解雇状の一部をとりもどし、その後又とりもどし分の一部を郵便局に差出したなどのことで回収がおくれている。

斗いはこれからだ

組合は直ちに指名解雇状を各地域分会毎に集約している。一二日〜各職場分会毎に通告突返を集約し、職場における意志統一を再確立した。

一三日〜各地域分会毎に〝集約大会〟

一四日〜各職場分会毎に会社へ抗議

一五日以降の戦術については一四日の戦術委員会で決定される。宮川組合長は炭労、三鉱連に山元情勢を報告し、今后の斗争戦術を協議するため、一三日板付発日航上り一便で上京した。

福炭婦協は現地で評議員会

福炭婦協は一二日三池で評議員会を開催したが、宮川組合長はその席で「一口に一、二七七名といっても、主婦、子供を含めて約五千名の死を意味します。我々は生産に協力すると一歩ゆづったが、会社は職場活動家をどうしても解雇するとゆづらなかった。三井の会社だけでなく日経連を初め独占資本が、労働者の団結を分断する思想攻撃に意図的に変ってきている。炭婦協の皆さんが三池の首切りを、全労働者と家族の斗いとして理解されるに止まらず、行動に立ち上った時に、はじめて我々は勝利できるのです」と挨拶した。

県下各山元より来った八〇名の評議員、オブザーバーを含む三〇〇名の主婦は、評議員会後三池労組本部へ激励デモ、三池鉱業所本部へ抗議デモを行った。事前に面会を会社側に申入れていたにも拘らず会社代表は姿を表わさなかったので、正面玄関前で抗議文を読み上げ、それを玄関の扉にノリでしっかりとはりつけた。

いかりの声で抗議する炭婦会長は「鉱業所の中にいる働く仲間の皆さん、あなた方はよもやこの抗議文をはがすようなことはしないだろう……心残りはあるが……」とニュースカーの上からマイクを通じて切々と訴えた。

初めて三池の斗う姿を見た或る主婦は、これなら全炭鉱労働者の先頭に立って斗い、勝利できると思った。本当にドント来いという気がまえが皆の顔にあらわれていたと語っている。

二瀬、指名解雇の方針を会社変す

斗争方針をめぐり検討中

二瀬の団交は一一日午後二時四五分より、会社と少数者団交に入ったが、会社側は一二〇名の指名解雇者を九〇名に減らすと一方的な提案を行ない、組合側は白紙撤回以外は応じられぬと回答した。その後ひきつづき戦術委員会を開催して、交渉はこれで打切り斗争の戦力を蓄えるため、去る一〇月一四日から続けている週七二時間ストを当面中止し、三池斗争の成行きを見守りながら、時期をみて指名解雇白紙撤回の強力な実力行使を組織し、あわせて現時点から年末斗争を行なうという方針をきめ、同日四時からの斗争委員会に付議したが、無記名投票の結果賛成四〇、反対二〇で、戦術委の方針を否決した。一二日の斗争委員会に於いて再び討議、採決したが、前日の投票結果と同じ。一三日戦術委員会で再度検討し、一四日午後二時からの斗争委員会にはかる。詳細は次のとおり。

十日 午前八時、①指名解雇は撤回できない②安定職場については四項目をあげ善処する、という会社提案がなされた（情報一八七号参照）

午后三時から団交開催、右の会社提案に対して組合側から質問し、主として安定職場の問題で論議が交わされたが、内容は提案のくりかえしで前進しなかった。

徹夜で在札斗争委員会を開催した。

十一日 午前中戦術委員会、午后二時四五分より少数者団交に入った。組合側出席く森江、毛利、塚本、小林、中本、会社側出席く中野次長他数名（場所長は欠席）この席で会社側は最終案として次の提案を行った

会社提案内容

1、指名解雇者を六〇名とする

2、安定職場については、会社は組合の協力をえてその確立をはかるとともに、終盛直程にある二類の実体調査にもとづき労使協力して左記方法により善処する。

記

一、社内各鉱業所への受入れ
二、関係会社への就職あつせん
三、他産業への就職あつせん

組合はこれに対して指名解雇の白紙撤回以外は応じられないと答えた。

戦術転換の討議持越

一二日午后四時より徹夜で二瀬支部斗争委員会を開催、会社提案に対する戦術委員会の斗争方針をめぐつて討論がフツトウした。

戦術委員会がだした斗争方針は次のとおりである。

一、指名解雇に関する提案は拒否する
二、安定職場の確立は了承する

との態度で、一については白紙撤回の術線を堅持して斗いをすゝめる。

斗い方は、①現在の週七二時間ストを当面中止する。斗う体制の再整備に努力し、次の段階においては実行可能な実力行使を行なう。②三次の解決の時点においては、強力な実力行使を組織しこれを背景に解決をはかる。③炭労が指令する産業別統一斗争の性格をもつ実力行使については、指名解雇白紙撤回の術線を附加して強化する。④あわせて現時点から法廷斗争を行なう、⑤拒否者に対しては、炭労が生活資金を引きつゞき融資する。⑥以上の路線を強化するため、炭労オルグ団は引きつゞき常駐し指導を行なう。

戦術委員会の以上の斗争方針の提案に対して、斗争委員会は賛成三〇、反対二〇でこれを否決した。

（注）斗委の構成は五二名で、議決には出席数の2/3以上の賛成が必要。従ってこの場合可決するには四名不足した。

十二日 正午より午后六時まで再び斗争委員会を開催したが、依然として三〇対二〇であった。斗争委員会終了后、午后十時より戦術委員会を開いたが、結論はでず。

十三日 午后五時より戦術委員会を開催、

十四日 夕刻より斗争委員会を開くが、一三日以降については後報。

以上

訂正 二月一二日付情報一八七号は一八八号にあらためて下さい。

上げ
10 3,300
11 2,600
12 2,000
2月29日

No.190　情　九州炭労　報
1959年 12月 14日

挑発さけて強行就労回避

三池労組長期斗争態勢堅持

指名解雇の発効を前にして三池労組は、今年の斗争方針について次のような決定を行った。この方針は、炭労本部三役、執行委との打合せを終えて帰った宮川組合長の報告を中心に、一四日午后三時半からの拡大戦術委で決定され、更に午后七時からの中央執行委員会及び午后九時からの支部執行委で確認されたものである。

××××××××

強行就労対策について

被解雇者の強行就労は行わない

（理由）(イ)、強行就労によって就労確立を図らねばならぬよう坑内部事情ではないこと、強行しても二～三日で立入禁止処分のでることは明らかであること

(ロ)、敵は強行就労をキッカケとして警察官憲を介入させ、流血の惨事が起る等の誇大宣伝によって、問題の本質を刑事々件にすりかえ、短期決戦を画策していること。従って敵に先制ロック・アウトを打出させて対決するなら別であるが、この就労を強行してロックアウトを自ら引出すことは賢明ではない。

(ハ) ロック・アウトは必至としても、それは吾々の長期態勢に耐えかねて、敵が焦慮の結果打ちだす形となった方がのぞましい。

配置転換について

配置転換の交渉申入は、受けて交渉に応ずる。この交渉にのぞむ態度は次のとおりとする。

1、希望退職者（脱落者）の分については、三鉱連他山との統一を守り足並をそろえるために応ずる

2、解雇拒否者の職場に関する部分については応じない方針をとる。

この場合、業ム命令以至であるがこの命令は拒否する。その結果としてロック・アウトが打出されたときは受けてたつ。

右方針を実践に移すに当っての対策について

強行就労回避によって組合の志気が下向きになってはならぬとの事態の上に立って次の対策を講ずる。

1、解雇者（拒否者）とその他組合員との溝を作らぬため、毎日一緒に行動をおこす。（大衆行動、学習活動、集会、スポーツ等）

2、職場分会には拒否者もいれて討議する（坑内には入坑できないので、坑外その他で行う）。主婦会も参加する。

3、職場間の交流をヒンパンに行う。

4、拒否者はロック・アウト前は各方で入坑して交流し合う。会社は一六日立入禁止をする動きだが（法的なものではない）衛すかしして挑発にのらない。

5、職場分会代議の再編成

分会長及び副分会長が首切られ指名がすぐ間に合わないので（選挙等）、職制との交渉を続けるよう補助役を設ける。拒否者から本部要員を設けて各専門部門を担当させる。

6、解雇通知返上斗争は担当部で早急に編成する。

日時、方法は追って指示するが、前例より上まわる形のもので計画する

年末年始体制！

具体的には別途指示するが、さし当り正月モチは配給、豚肉をやる（ヤミ米は買わない）

恒例の助け合い運動は不本意乍ら今年はやらない。

会社側配転について交渉申入れ

一四日午前三時五〇分会社から団交の申入れがあった。その内容は、①一般的な配転について（一二一〇名の具体的なものだろう）②保安上必要なもの、配転について（大槙ず、総切り場、選炭、変電所ポンプ・信号所等）③立入禁止の件（一六日以降）、執行委員の内部の拒否者は遠慮して欲しいと云うだろう（この場合は駄目だと突張る）…と予想されるので、①、②項について許容できるものはやり、できないものはケル。回答で説明をきいて対策を立てるとの方針をきめ、一五日正午団交に応ずる回答を行った。

支援オルグ続々三池に

南部再オルグ四四〇〇名は十四日三池に到着、〇時半より鉄林公園で結団式を行い、各々各坑職住区に分散、分宿して決戦に備えている。又山野・田川・貝島・杵島のニユースカーを含む総評傘下各単産のニユースカー一二台も一三日より一七日まで三池に入り、一四日は大牟田・荒尾市内で教宣パレードを行った。

No. 191
情報
九州炭労
1959年12月16日

〔三池〕会社当初よりロ・ア強行の意図
組合・会社提案は交渉の性格からはずれると追及

一四日会社側から文書をもって申入れのあった配置転換についての団交は、十五日午后三時一〇分から開催された。団交で会社が提案したのは、一万名ベース（一日当能率二二（屯））を是非とも達成したいということで、⑴出勤対策、⑵除外指示の厳守、⑶採炭夫の切羽配置の適正、⑷一斉休憩の廃止等をふくめた九項目をもって、配置転換を会社の決定にもとづいて実施するというものであった。この提案をめぐって質疑応答、団交と連続して討議されたが、遂に午后十時十分、双方の主張は全く対立、決裂するに至った。組合は、会社提案に対しては団交の性格について、保安上緊急にして修理な配転には応ずる用意はあるが、現に、中央段階において、斡旋案を中心とする組合の交渉申入れに対し、拒否している現在、これを山元交渉にのせるということは筋の通らぬものであると主張してきたが、会社はあくまで実施するとの強行態度で終始してきた。 このことは、会社は当初より本問題について解決するという気配をもたぬばかりか、むしろ団交それ自体、ロック・アウトを強行するための口実として行われた。当初からの計画的決裂であった。 この事態に直面した組合は、今后の諸対策について協議を行い、更に強力な内部態勢確立をはかることになった。

団交申入れに応ず

十二月十四日、会社側から「生産計画達成のために職場における在籍人員の不均衡を早急に是正する必要があるので、配置転換について、貴方と協議したい」との交渉申入れがあった。

組合はこの申入れに対し、十五日午前中文書をもって交渉に応ずる旨の回答を行った。ところが会社は交渉を組合が拒否するであろうと考えていたのか、予定されていた午后一時からの団交は、交渉場所がなくてその選定に時間をとられたために三時一〇分から交渉を開かねばならぬというしゅうたいをさらした。

なお、団交には、河野、田嶋（三鉱連）、古賀（両鉄）、花園（九労）、戦術委員全員が出席することになった。

虫のよい会社幹部の言分

団交の席上、所長より炭鉱はエネルギーの変革などによって困難の時期にあるので企業整備を申入れてきた。しかし、決裂という事態の中で、退職勧告、指名勧告・指名解雇というところまできたことを残念に思っている。かつ現在斗争中ではあるが、どうしても生産計画の確保をとらねばならないと述べたあと、浅田人事部長は、生産体制確立するために一万名ベースを確立したい。また、この進出も三池においては必らずしも困難なものではない、という発言あったと、大来労働課長は、その裏付けとなる具体的提案を次の通り提示した。

配転は一切会社でやる

⑴ 出勤対策〜山元、中央段階で才一次合理化案より討議してきた問題であるが、この出勤対策については適切な措置をもって確保するため対処していく

⑵ 臨時指示の厳守〜作業範囲、内容、又作業中の突発或は臨時作業等について、係員の指示にしたがってもらう。更に固定給者の作業の正常化を実施

⑶ 函操夫について、従来、検定或は貸付ということでやってきたが、これを廃止（然延）して直轄夫に切換える

⑷ 採炭夫、掘進夫の切羽配置について、切羽の条件及び夫々の技術に応じた人員配置で対処する。

⑸ 人員の適正配置

⑹ 職員名の把握

⑺ 職種転換の人選は、会社が決定する。

⑻ 外注、請負制度の新設拡大（中央段階よりも拡大提示のもの）

⑼ 一斉一時間休憩の廃止

能率は二二屯に引上げ

会社は、以上の九項目を組合が受け入れることを前提として、一万名ベースを達成したいという労務者への協議転化を展開する内容で、たとえば、中央段階その他の、三四年下期の出炭計画は一八、八屯というものであったのが、一万名ベース達成のための適正人員配転換へ会社のいうことにおきかえられたあとは、二二屯という労働能率のしかかってくることになる。

筋のとおらぬ山元交渉

この九項目の提案について、一応聞くということで四時三〇分団交より引揚げた。四時四〇分から戦術委員会をもって慎重検討したが、結論的には、保安上緊急にして、かつ少数配転であれば、直ちに応ずることができるが、会社の提案は、既に中央段階において即ち斡旋案を中心にして交渉申入れを行ってきたわれ〳〵の態度について拒否した現在において、山元交渉するということは筋がとおらないものである、という意見の一致をみ、組合の態度として交渉に臨むことになった。

〜つづく〜

会社、別室協議に提案

六時四五分から開らかれた団交において、組合側はさきに戦術委員会で討議した内容にもとづいて、山元交渉を行う权限があるかと、つっこんだ追求を行い、交渉の性格について反応した。これに対しては、会社側は直ちに別室協議を開きたいと申入れてきたので、これを認めて休憩した。（会社七時五二分より別室協議に入る）別室協議が終って交渉がもたれたのは、九時一〇分であった。ここでは、会社は、次の二つの提案を行った。

(1) なんとか企業安定のための合理的な人員の適正配置をしてもらいたい。

(2) 明十六日以降、職場技術がマヒしないよう救済されたい。

この二点について、組合側は両原則を統一するため九時五五分より別室協議に入った。

強引な会社主張と真向から対立

一〇時五分から再開された団交に臨んだ組合は、組合の態度について、(1) 保安上における緊急かつ必要な最低に限定する故、この提案は、中央段階での決裂した諸問題であって、これが山元でふれなければならないという前提での取組では話にならない。② 従来の慣行に反議し、適正な配置転換を行うべきである、と会社の提案に反バクした。

しかし、ここに至って会社は、早急に実施したい、慣行による配転の行きすぎは是正する、という主張を固執するのみで、全然反省する考えをもたず強行することの一点張りで、遂に決裂するに至った。

統一行動で結束！

一〇時一〇分、決裂したあと直ちに組合は戦術委員会をもって、もはや交渉の継続は会社の暴力によって一方的にふみにじられたことを確認した。したがって、今回の体制確立のため更に結束を深め、指名解雇を全体で守りながら、斗争を推進していくことを決定した。決裂した翌十六日、斗争に基く指名解雇拒否者をふくめた統一行動で、各支部は夫々入構して被該当者の入坑をすませたあと、夫々の斗争業務に従事した。

No.192　情報　九州炭労　1959年 12月16日

中小期末
A級は18日・B級は21日からムキ
企反斗争をも抱きこむ戦術で対決

大手の期斗は一二月四日、古河が全炭ストに突入し、八日に一万五千円の提案があったのみで、以来交渉再開の見通しもつかないままである。

そういう状態のうちにおし迫った期斗の推進について一一日、中小ブロック斗委を開き戦術を決定した。この戦術決定に当っては、論議されたことは年内解決をはかるとすれば、A級は十六日七日頃から実力行使に入らなければ、現今の石炭情勢では従来の大手との格差解消が非常に困難になり、B、C級に及ぼす影響は大きい。しかも飯野、新屋敷、山口に加えられている合理化攻勢をハネ返すためにも、この支部の斗争を抱きかかえた戦術が是非必要であるとの意見一致をみて、中労共の主力を、十八日から無期ストに入れることにした。

期斗を政策転換に斗争の源泉に

資本主義制度の中で、われわれのどんなささやかな要求でも、制度そのものの土台にぶちあたり、それをゆるがすものであることを確認している。

まして、今期における中小の期斗のきびしさが、政府・独占資本の首切と賃下げ、中小炭鉱の切りすてによる独占支配の強化にあり、中小企業では独占の圧迫を労働者に転嫁し、搾取の強化からきており、われわれの斗いが政策転換の源泉であるという観点から期斗と取り組むことになった。

企斗もからめた戦術を決定

従来通り無期ストを原則として採用するが、各支部に加えられている企業整備に対する斗争も考慮して、解決困難な支部への突破口を作る。

即ち、斗争委員会（一二、一一）は

① 飯野では一ヶ月半に及ぶ企反斗争を続けており中労共との統一戦術はまとめられない。

② 新屋敷の企斗を飯野に存廃をあわせ期斗以前に企反斗争を進展させる必要がある。

③ 山口の企反斗争は飯野、新屋敷とテンポを合せることが困難であり、期斗とからむ公算が大きいので単独戦術が好ましい。

一方B級の高山は企業施設が不安定地点で推定せず、新白山は賃金遅配の未解決、炭業はすでに上り山であり統一行動はのぞめない状況にある。

以上の分析の上にたって、次のような戦術を決定指令した。

実力行使指令（九斗・中小五五号）

一、立川、高岡、日吉、早良、九采の各支部は

（イ）十二月十六日正午までに最終回答をうけるよう期限付申入書を提出せよ

（ロ）右回答とその後の交渉如何によっては別命なき限り、十二月十八日一番方より無期限ストライキに入れ。

二、小城、別府支部は

（イ）十二月十六日正午までに最終回答をうけるよう期限付申入書を提出せよ

（ロ）右回答とその後の交渉如何によっては別令なき限り次の実力行使に入れ

十二月十八日　十九日　時間外拒否

十二月二十一日　二十二日　四十八時間ストライキ

三、飯野については現地対策委と協議のうえ別途指令（企反斗争の戦術は、十二月十五日　十七日それぞれ二十四時間スト、以後戦術強化を予定している）

四、新屋敷支部については別途指令する

企反斗争については次の指令を出している

十二月十四日　時間外拒否
十五日　二十四時間ストライキ
十六日　時間外拒否
十七日）
十八日）四十八時間ストライキ
十九日　時間外拒否
二一日　以降無期限ストライキ

五、小倉、美園、岩屋、新山野、伊岐須、稲築各支部は、

（イ）十二月十九日正午までに最終的回答を求める期限付申入書を提出せよ

（ロ）右回答とその後の交渉如何によって、別命ない限り、十二月二十一日一番方より無期限ストライキに入れ、

六、右以外の支部は前期各支部の斗争日程並に戦術を考慮に入れ、地区事務所、派遣オルグの指示を求めて実情に即した戦術をたて、前記各支部の斗争に併行して解決をはかれ

七、保安要員については、前例にならい山元で協議決定せよ。

北海道も二〇日からスト予定

北海道の中小支部も十一月はじめに要求書を提出し、十五日頃まで各山元で交渉を続けたあと、札幌で集団交渉を行うことになっている。戦術については、大手（古河）の斗争の推移をみながら十五、六日ごろ斗委で決定する

以上

立川労組にも合理化案を提示

期末と切りはなしてこれに対決、

立川労組に対し、会社側は十二月十五日午后二時、定期停年制の実施、豆炭工場の分離、工作課の外注等、六項目にわたる合理化案を提案してきた。組合は直ちに斗争委を開催し検討した結果、期末斗争に全力を傾注し期末解決后にこれと対決する方針を決めた。

会社提案

一、労働協約才二八条(2)、停年制を昭和三五年一月一日より実施する。
但し現在停年を超え勤続する者に対しては、次の通り実施する。
満五八才以上の者は　一月末
・五六才　〃　二月末
・五五才　〃　三月末
迄に勇退を願う。尚入替採用は当分行わない。
右実施により欠員の生じた場合は配転により補充する。
二、豆炭工場を近く分離して別会社に移す。
三、工作課の外注を実施する。
四、浴場の輪番制を実施する。
五、配給所を委託経営とする。
六、その他
(イ)、米穀の配達制を実施する。
(ロ)、保険組合を政府管掌に切り換えることを研究している。

以上

〔註〕
労協では停年五五才となっているが、その実施については労使協議の上決めることになっている。然し従来の満六〇才迄は引続き雇傭している。
現在五五才以上の者は坑内三四名、坑外一四名計四八名いる。

二瀬　戦術委辞任に伴い対策委設置

当面する七二スト一時延期

既報一八九号（一二、一四）で二瀬支部の状況について一四日迄を知らしていたが、一五日山元斗争委員会を再開した結果、才二次案を三一対一九で否決したため、山元戦術委員の七名が、斗争指導力の限界を理由に辞職した。このため執行部は至急前后の対策を進めているが、この問題については特に慎重な配慮が必要なため、一七日より突入予定であった七二ストを一時延期を中央と協議した結果、中斗指令一五二号が発令された。

才二次提案を否決

一五日午后二時半山元斗争委員会を開き、戦術委員会の才二次案を提案した。才二次案の骨子は「隔週毎に二四ストと一、五〇分時限スト」をくり返して行うものである。

この決議によって、再度戦術委員会の方針が否決されたため、本部三役と、支部長（四人）の戦術委員会が、午后四時半辞表を提出した。

役選問題には介入しない

戦時は戦術委員の辞任申出のため中斗事態を検討した結果、組合指導部が招いた、七二ストに突入する事をさけるため、中央戦術委員会にはかり、ストを一時中止することにした。

さらに、辞任問題は当然役選問題を伴うが、役選はあくまで組合内部の問題であるため、一切介入しないこととし、事態収拾のために本部執行部担当者、支部執行部各一、斗争委員一、政治局員で対策委員会を設置した。対策委員長　井上氏、副対策委員長　西村教宣部長　が当る事になった。

オルグ活動を強める。

二瀬に常駐するオルグ団は、困難な事態に当面したがあくまで組合員と密着しながら、指導することを決意し高まっている炭労への信頼をキズつけることなく今後に斗う体制固めに努力する。

No. 195
情報
九州炭労
1959年12月22日

期末
一九・〇〇〇円を分割して支払うと提案
大手各社到達斗争にはいる…

××××××××××

古炭連の期末手当解決にひきつづき、大手各社は二一日（杵島は二二日）到達斗争にうつった。その結果、二一日午後八時現在の状況は、左記のとおり解決をみたところもあるが、中央大手で二社、地方大手で一社、分割払を提案してきた。また三井は全く期末手当は支給できない、という態度に終始し、二瀬は山元に交渉を移しておこなうなど、さらに期末斗争は長期化する予想すらある。

（決定書、附属了解事項は古河の分）

××××××××

決定書（古河）

前文（略）

記

一、期末手当

昭和三四年九月末日現在在籍鉱員（組合専従者、西鉱派遣者を除く）一人当り平均一八、〇〇〇円（勤労団体拠出金一七〇〇円以外税込）を支給する

二、一時金

昭和三四年九月末現在在籍鉱員（組合専従者、西鉱派遣者を除く）一人当り平均一、〇〇〇円（税込）を支給する。

昭和三四年一二月二一日

附属了解事項

前文　略

記

一、決定書記一、二の鉱員の支給対象者は昭和三四年九月末日現在在籍鉱員（組合専従者、西鉱派遣者を除く）にして、本決定成立日の在籍者とする。

二、昭和三四年一〇月一日以降入籍し、引続き支給当日在籍する鉱員に対する期末手当は一時金を含み次の通りとする。

１、一〇月中の入籍者　三、三〇〇円（税込）
２、一一月中の入籍者　二、六〇〇円（〃）
３、一二月中の入籍者　二、〇〇〇円（〃）

但し昭和三四年九月末日現在在籍者にして、一〇月一日以降の入籍者及び期末手当支給日以降の入籍者には支給しない

三、昭和三四年四月一日以降九月末日までの期間中に停年、殉職、死亡及び公傷、疾病（老廃）により退職したものについては一ケ月以内に本人又は遺族より請求のあった場合に限り、在籍鉱員に準ずる本人の期末手当並に一時金計算額を支給する

四、前項の既定は決定書記一、二の既定の枠外とする。

五、勤労団体拠出金の取扱については前例通りとする

大手、分割払を申入れてくる

中央斗争委員会は二一日、古河期末斗争妥結内容を確認し、ただちに大手各社の到達斗争を指示した。大手各社は中斗の指示をうけ交渉を開始した結果、二一日夜九州炭労にはいった連絡によると、三菱、住友

太平洋を除く各社は分割払いを提案してきたため、交渉は二二日にもちこされた。

各社の状況

三井～支払できない
北炭～交渉にはいっていない
三菱～額、支給条件了解
住友～労組は額、支給条件了解、職組は一時金問題で未解決
明治～額、条件は了解したが、支給方法について税扱を除いた額の八〇％を年内支給と提案
雄別～額、条件は了解、分割払を提案
太平洋～労組は額、条件了解
宇部～山元で交渉中
二瀬～中央で交渉したが、山元に交渉が移る模様。
高松～額、条件は了解、配分、支給日について二二日午後五時より交渉
大正～額は了解、細部は二二日山元で交渉
貝島～額、条件は了解できたが、分割払を提案してきたので二二日に交渉を続行
杵島～二二日正午までに会社が回答する。

三菱、住友、太平洋妥結

二二日午後、中央本部からの連絡によると、その後の状況は次のとおり。

八社で妥結したのは、三菱、住友、太平洋（除職員）で、条件は古河と同じである

明治、雄別は額、支給条件妥結し支払方法で対立。

北炭は本日交渉をおこなう

西日本ブロック関係は現地交渉となり、今後のスト指令権はブロックに委譲された。

常磐関係は一時金の配分で対立し、重点ストの方針を決定することになった。

中小Ａ級四社が解決

九採・山口は無期スト続行中

年内解決にふみ切った中小の期末斗争は、既報（一九三号）の通り、実力行使の時期を二一日からに延期し、Ａ級支部の各交渉委員は、一九日夕刻福岡に集結、大手の交渉に期待をよせ、その成り行きを見守っていたが、二一日朝や、期待ハズレの線で解決するや、直ちに交渉に移り解決を迫ったが、線の提示をみないまゝ無期ストに突入した。交渉は休憩状態になったが、二一日夜から二二日朝にかけて、飯野、山口、九採を除いて解決、二二日一番方よりストライキを中止した。

妥結内容

早良〜二一日午后九時、一六〇〇〇円、条件その他は従来通り。
立川〜二二日午前四時　一八七五〇円
新屋敷〜二二日午前四時一五分、一六〇〇〇円（企反斗争と同時解決した）
共同〜二二日午前五時四〇分、一八〇五〇円

以上の四社が解決をみたが、

山口〜二一日午后八時から交渉に入ったが、企業整備とからませ線の提示はなかった。組合は期末をさきに解決しようとしたが、まとまらず、二二日午後六時頃から再開の予定。

九採〜一七六〇〇円の提示があったまゝ交渉を続けていたが、二二日朝交渉中止（休ケイ）、二二日夕刻から再開される見通しである。

飯野〜企反斗争と切り離し、他の支部よりおくれ、二二日最后回答をうけることになっている。

山野災害三一人が死傷！

一二月二一日午前七時三〇分頃竪坑二卸附近の石洞より出たと思われるガスが爆発があった。附近一帯は特定区域になっている、爆発現場は竪坑より六〇〇米先のオ二水平坑道を四〇〇米行ったところで、採炭・掘進等をするケ所ではない。

ガスが突出したと思われる石洞は二〇年前放棄していたもので現坑道との落差は四米あった。発火の因は電気スパークか自然に火がはいったのか不明。

その後、救護隊を入れたが天盤崩落がひどいため救護作業が手間どり、一二時半頃全死体を収容した。いま石洞に火が入り煙が多くなってきたので中に入れなくなったので、いちおう救助隊を引あげ午后三時から密閉作業にはいった。密閉作業は二一日よる終ったが、このため約八〇〇人が職場を失うことになる従って中斗指令一四〇号については文書で申請するが一応延期してほしい。

死亡者
採炭　中野　義夫　仕繰　福田　勇　掘進　佐藤　熊七　上大川　良吉　次本　義市　坑内ポンプ　石崎
太市　内藤　向坂　義雄

このほかに、入院一四名（内二名は危とく状態）　軽症一〇名

今日二二日　山野において福飯山炭地共保安調査団会議をひらき原因と対策の究明にあたっている。

以上

No. 196

情報

九州炭労

1959年
12月 23日

職場・地域で進む安保阻止廃キの斗い

二十二日第一〇次統一行動・地域集会に結集

一〇月二二日、安保改定阻止の才一〇次統一行動が、岸首相渡米反対、安保改定交渉を直ちにうちきれ、最高裁砂川判決反対、弾圧、懲罰反対、デモ規制法制定を許すな、合理化反対、廃棄反対等の要求をもって斗われた。

この日、炭労は時間外職場大会を開き、政府、三井本社への抗議をしたが、各単産は次のような行動をとり、夫々地域の集会に動員した。

福教組～時間外集会、国鉄～時間外職場大会、自治労～時間外及び時間内一時間くいこみの職場大会、西鉄～いくつかの職場で時間内職場大会、全電通～時間外職場大会、全日通～昼休み職場大会、自労～時間内くいこみ地域集会、全農林～一二時半より一時間、時間内くいこみ職場大会、全港湾～二時間スト、全郵政～昼休み職場大会、全国金属～時間内くいこみ地域集会、全駐労～地域集会に参加

×××××××××××××××××

福岡市、求心デモに三千名が参加

福岡市では、舞鶴公園、東公園、全逓福岡保険局裏広場等市内八ケ所で地域の集会を行った後、各集会場より市役所前に向って求心デモを行った。

炭労は、早良支部、九州炭労事務所より、福岡保険局裏広場の西部地域集会に参加した。

大会は、午後五時半より、全逓、自労、教組、校区（地域）共斗、建設労組、炭労等約三〇〇名が参加して開催された。

福岡県労働組合会長が実行委員長となり、岸渡米に反対し、直ちに安保改定交渉をうちきれ、来年一月一六日岸首相が渡米するまでには、メーデーを上廻る大集会を行い、安保改定を粉砕しようという校区共斗代表の安保改定阻止、廃棄の決意をはじめ、ILO条約の即時批准、勤評反対、炭鉱の首切り、合理化反対、最賃制、社会保障制度の確立、失業反対等の決議を採択した。

メーデー以上の大集会をかちとろう

そのあと直ちに提灯デモに移り、中央集会場（市役所前）に向った。デモ隊は安保改定阻止、廃棄の大提灯を高くかゝげて、途中、ニュース・カーで市民に訴えながら中央集会場に到着した。

中央集会では、市内各所より集合した約三千のデモ隊が提灯をかざして次のような決議を採択した。

議長に福岡県労働組合長及び全逓労組大坪氏を選び、安保改定阻止、廃棄に関する決議、勤評反対の決議、浅沼社会党書記長懲罰反対の決議を〝共産党、福教組、社会党より提案、決定した。そのあと〝どんとこい〟の歌を元前の指導により全員が歌い、才十一次、十二次と統一行動を更に強め、より多くの人々を結集し、メーデーを上廻るような大集会を成功させ岸渡米に反対する大行動をまき起そうという決議を採択した。

職場、地域で活発な行動

福岡の他、田川、小倉等に於ても提灯デモが行われ、福岡県下各地区で、地域を中心にしたデモが行われた。大牟田では、中野好夫氏の講演会を労仂会館で行った。又、安保改定阻止と合理化反対ののぼりをたてた自転車隊による交流デモを行った。

オ九次よりオ一〇次にわたる統一行動の間、職場、地域における安保改定阻止、廃棄の行動は高まりつゝある。

福岡地区に於ては、校区共斗の組織が進み、安保改定阻止、廃棄校区共斗と地区労及び全下単組が協力して五～六ケ所にわたって農村工作が行われた。その結果更々地域共斗が結成されたほか、地域共斗組織の芽が出てきている。又、校区共斗を中心としたデモが福岡地区内数ケ所かで行われている。

職場では、高松支部の坑口共斗の組成、十数名の講師（九産労、社会主義協会）をまねき、全社宅くまなく講演会を行ったことをはじめとして安保だけでもストがうてる体制をつくりつゝある。全国金属はオ一〇次統一行動では坐稲地区に千名が参加している。

連日自転車隊による交流デモ（三池）

大牟田では、合理化反対斗争と関連させて、三池支部より東臣、三栄、三旗、教帳等地区労全下単組の社宅へ、又、上記地区労全下単組より三池支部社宅へ、夫々一隊一〇〇名から一五〇名の自転車デモ隊を編成し、連日午後四時三〇分から六時頃まで、安保改定阻止、廃棄、交渉うちきれ、岸渡米反対、首切り反対、合理化反対の〝のぼり〟をたて、ニュース・カーを先頭にして交流、教宣、演説を行っている。三池、竹場、大牟田久留米等でも農村地域に対する工作隊を派遣している。

これらの活動と併行して一二月二五日の安保改定阻止、全国集会への代表派遣運動が進められている。

福岡県安保共斗では、このような職場、地域の力を結集して今後どうひう方向に斗いを進めて行くか、更に明確な方針をうち出すため、一二月二八日、福岡県安保改定阻止廃棄共斗会議は拡大幹事会を開くことにしている。

以上

情報

No. 197
九州炭労
1959年 12月23日

××××××

中小闘斗

二三日からB級は無期ストに入る

九採・飯野は解決・山口額の提示なし

A級未解決支部の九採、飯野、山口の各支部は二十二日夜から交渉をつづけ、二十三日午前五時に飯野、六時に九採が解決、山口（小野、別府）のみが本日スト四日目に入って斗いをつづけている。一方Bクラスも二十二日から交渉を再開した結果、新山野、亀山、伊岐須が解決、その他の支部は二十三日より予定通り無期ストに入った。

××××××

交渉内容

九採～二三日午前六時　一八、〇〇〇円解決

飯野～二三日午前五時　一五、五〇〇円解決

山口～二二日午后八時から交渉に入ったが、前回同様企業整備を先行させようとする会社側は額の提示を行わず、交渉は二三日にもちこまれた。

新山野～二三日午前五時　一〇、〇〇〇円　解決

亀山～　〃　九、〇〇〇円　〃

伊岐須～二三日午前四時三〇分　六二五〇円＋一五〇円・解決

小倉～二二日六〇〇〇円のまゝ交渉中断、二三日より無期スト。

美豊～二三日午前・五、〇〇〇円提示、スト突入

仁保～二三日、七、〇〇〇円、スト突入。

福寿～二二日・五、〇〇〇円　決裂、スト突入

船屋～二三日、六、八〇〇円（支給条件、年内七〇〇〇円、）未解決、スト突入。

新町山～額の提示なく、時間外拒否ストに入る。（二三日、二四日時間外、二五日以降無期スト）

焼米～額の提示なし。

三池立禁

会社変身して保安第一主義を主張？

裁判所決定を出し得ず….

「保安上危険」というゴマカシをバクロ

会社は去る十二月十八日、三池労組及び三川坑担当者四百六十七名に対し、日経連弁護士七名を代理人として、福岡地裁に立入禁止仮処分を申請し、構内への一切の立入を阻止せんとしてきた。申請の主要点は、担当者を含めて、すべての係員者の入構を禁止し、三川坑のみを分断して組合を破かいせんとするものであった。特に会社は遠藤分会長及びその他の活動家の首切りを主張した如く、炭鉱の保安上の特殊性をことさらに主張し、生産第一主義の原則を否定し、まさに保安確保こそ経営上の義務であるかの如く一貫してのべている。このような欺瞞的なる主張に対しては、宮川組合長、谷端支部長、森山弁護士をはじめとして、十六日十七日の繰込所の状況、及び炭労の方針について、又会社のいう保安は全くデタラメであり、保安を守る者は自からの生命を守るため　斗いを組織してきた我々労働者以外にはない旨、又今次炭労の方針は強行就労を行わず、長期に体制を組んでいくことにある点を具体的に説明した。特に繰込場での情宣等組合活動は、炭鉱における斗争体制のことで、欠くべからざるものである。又、会社は今次の斗争で、三川坑のみに斗争課関係の副長等を多数繰込場に派遣してことさらに組合に対し挑発してきていることを、宮の浦、四山支部の実態と三川のみを仮処分の対象とした理由を含めて連日長時間にわたり、保安上の危険は一切ないこと、及び、組合活動の正当性についての説明につとめると共に、疎明資料としては炭労指令、組合員、主婦会陳述書、更には中野好夫氏の「この状態は立禁云々するものでない」との陳述書、及び法律的に我々の立場を主張した準備書面を提出している。

又申請書は、組合が強行就労を行うことを予想していたが、強行就労を中止したゝめ、あわてゝ、繰込場での組合活動が強行就労と同じ程度の保安上の危険をもたらす等、とってつけたような納得できない理由で、仮処分の緊急性をとなえており、会社側のろうばい振りをバクロしている。

しかし会社はあくまで立禁決定により初期の目的を貫徹すべく、裁判所に交渉を行っているもようで膨大な疎明資料を提出して、かつてない激しい態度で臨んでいる。我々はあくまでこのような会社のゴマカシ陰謀を打ち破るべく、山元では一致と統制ある行動をとると共に、又裁判所に対しても譲歩すべきはした現在において、我々の主張を無視し、部分的にでも仮処分が出されるならば、炭労斗争ひいては労働運動全体に大きな影響を与えるものとして、重大な決意をなさねばならない旨表明した。即刻却下さるべきである旨要請している。

尚、立禁申請に先だち、組合は、被解雇者一、二一五名の地位保全と、先に解雇された下田、林、岩山三名の地位保全仮処分の申請を十二月十六日、福岡地裁に行った。

立入禁止折衝経過

十二月十八日 PM11

会社、福岡地裁に三川坑指名者四九七名に対し立入禁止仮処分申請行う。

PM.4

・諫山、谷川、高椋、弁護士、宮川組合長、谷端支部長、浦川県議等で繰込の状態、今后の方針等について上申。更に、宮川組合長、谷端支部長が審尋に応じ、組合側の主張及び会社がいう保安上の危険など一切ないことをくわしく説明した。

十二月十九日、PM

再度、上申し、午后七時までたりき。

裁判所は合議とのはず、午后六時すぎ現場（三川坑繰込場）視察におもむいた。

十二月二十一日、PM3

裁判所、諸方について組合側に意見求む。

組合、(1)、つるしあげは行はない。但し副長などが繰込場への立入りをやめること。

(2)、繰込終了后は被解雇者（政治局員四、支部執行委員七名を除く）は組合事務所にひきあげる。

との譲歩を行つた。

PM七、裁判所は次の二案を提示し回答を求めた。

(1)執行部を含め繰込みがはじまつたら繰込場より出る。

(2)オー二着は繰込場に入らぬこと。

PM8〜10

組合側は諫山、谷川、妹山、田代、坂田弁護士、宮川組合長、浦川県議、谷端支部長、小柳法対部長、山田法政部長が参加して検討、理由回答を行うことにした。準備書面提出も決定。

十二月二十二日、PM11

準備書面提出、上申。

組合、(1)執行部、政治局員をのぞき、繰込開始より退去する。

(2)全面的に拒否する。

と回答。殊に組合側主張を無視し、一部にしろ決定をみたば合は、炭労は重大なる決意をしなければならぬと表明した。

十二月二十三日、AM10

野口副委員長、桃谷次長、小林日教組委員長、田代、坂田、諫山弁護士などで上申した。

・十二時三十分頃

裁判所より二四日三者方の現地検証を行いたい旨の通知があり、対策を検討。

以　上

No. 198　情報　九州炭労
1959年12月23日

「新入六坑で大ガス爆発・罹災者五〇名近くに及ぶ」

連續的爆発で救出作業思うにまかせず

三井山野炭鉱のガス爆発に続いて、同じ一二月二十一日の午前十一時五〇分頃、今度はそれを上廻る、爆発が三菱新入六坑深二卸一〇片払で起った。 当日山野に派遣されていた九州炭労光永労対部長は、二十二日早朝急拠 新入に急行してその対策に当った。

しかし、災害は拡大の一途をたどり、二二日正午迄に連続六回に亘っての爆発と、罹災者の当初の三〇名から五〇名余の大きさをかぞえる大惨事となった。 しかも危険がます／＼加はる中で救護隊は投入されてはいても、行動は一進一退という状況で（救出は）不可能に近い。現在、これが対策について検討が加えられているが、具体的な実施にまで至っていない。 また 二三日には、通産、鉱務・炭地区保安部合同会議を現地に招集し、現地対策委員会との話し合いのもとに活動を起すことになった。 原因は現在不明である。

七名のほかは・辛うじて脱出

一二月二一日・午前一一時五〇分頃新入六坑深二卸十片払において突然ガス大爆発が起った。 当日、三番方の割つけをおわり、当該払に繰込まれた人員は約七〇名であった。 爆発当時は丁度休憩（二五分頃から休憩に入ったと推定される）をとっていた関係で、大半にいた八名（うち一名は脱出）を除いては、殆んどが脱出することができた。

当該払は、払長一三六米、炭丈三・一米の全尺払を実施しており、なお、深度も七〇〇米に近い関係もあって温度は平均三〇度くらいだといわれている。

池田政弘（採炭）〜 沙東政雄（採炭）
松下光由（〃）〜

（軽傷者）
十四、五名で病院で治療して自宅に帰った。

救助隊も爆発で行方不明

第一回爆発の起った一時間後に、十六名が入坑し、捜査と救出のための作業に従事していた。ところが、二十二日、午前二時一〇分第二回の爆発に遭遇した。そのため、十六名中十一名が坑内に閉じこめられたまゝになった。

こういった重なる爆発により犠牲者は更にふえる一方であった。また、その後も爆発が続いており、二十二日正午過ぎまでに六回に亘って連続爆発を数えている。 爆発も次のように極めて不規則な状態であるので、救護隊の活動は困難に直面した。

第一回爆発	二十一日	午前一一時五〇分
第二回 〃	二十二日	午前二時一〇分
第三回 〃	〃	午前五時一七分
第四回 〃	〃	午前六時三〇分
第五回	〃	午前九時一五分
第六回	〃	一二時〇八分

○ その他は未確認

坑内見取図

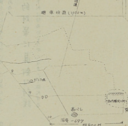

第二回爆発による一一名の罹災者

東田利彦（仕繰夫）
庄藤　保（〃）
末永吉雄（〃）
甲斐　一（〃）
畠中利通（採・進夫）
石原　昭（〃）
三浦英信（保安常任委員）
岡田泰一（鉱務課長）
堀野　（保安）
池田　徹（〃）
永重信宏（〃）

〜うらに〜

罹災者氏名

（未救出者）

氏名	職種	氏名	職種
高島徳則	（採運）	元島武士	（仕操）
入江　敏	（〃）	宗田政市	（〃）
河千田定吉	（〃）	大千キ秋則	（採炭）
倉田林平	（〃）	計（七名）	

（脱出者）－重傷のため入院中－

栄木野　勲	（仕操）	川上保一	（採炭）
久保正直	（採炭）	古市鉄二	（〃）
藤本春雄	（〃）	若島　寛	（〃）

爆発合い間に四名の遺体搬出

以上の如く、いつ爆発を起すかわからない危険性のため、その後、救出隊を繰入れたが手のつけようのない状態で、思うような活動はできなかった。

活動も制限をうける中で、第三回爆発後、危険をおかして潜入を試みた。その結果、十片右片斜坑に倒れていた四名の救出に成功することができた。救出と同時にわかったのは、爆発のために相当坑道が荒廃していることと、又、先に罹災した十一名は相当奥まで進入していると推定される。

当時の爆発がいかにはげしかったかは、十六名と一緒に入坑した、組合員炭の相良労働副部長がギヤップランプを爆風のためにとられ真暗な中を沿線をつたわって奇蹟的な脱出に成功したこと、又、現在入院中であるが検査によると内臓をひどくやられていること等によってもあきらかである。

具体的対策に真剣な討議

引続く爆発で、下火になるどころか、ますます拡大する危険すらみられる。かかる条件のため殆んどといってよいほど救出作業はできない。

したがって、何んらかの具体的対策へ例えば消火のための注水、爆発防止の密閉等しか、現在もっとも急を要するところまできていると考えられる。

しかし、一方では罹災者の救出を完了していない現在、これを絶望とみて処置すべきかどうかの問題もあるので、今后の対策については、極めて慎重な上に慎重な討議が行われねばならない段階にきている。

炭地共保安調査団も活動

また、この爆発の報をうけ、各山からぞくぞく現地に派遣されているが、二二日には、豊炭、豊斡炭地共保安調査団が結集、午后一時から、現地対策委員会とをまじえて、災害善後対策を確認、今后の方針について検討する等密接な連携のもとに、行動を起すことになった。

〜内容及び二三日以降については別に報告する

No. 199
情報
九州炭労
1959年12月28日

三池

全国の仲間に支えられて越年

「三池の斗いを勝利させろ」の声は、いま全国の労働者の間にコダマとなって響きわたっている。一二月二四日、全国大単産委員長、書記長ら三十余名が、斗争激励のため三池支部に到着した。これは炭労の歴史をみても初めてのことであり、労働者のマチ大牟田としても初めてのことだった。激励電報や檄文、寄せ書き、慰問品、陣中見舞も連日届けられている。二七日はカンパのもち米を各地域に配分して"団結"のもちつきを行った。一月三日には班ごとにこの団結もちを切って、団結ぜんざい会をする。

大単産委員長来山

二四日、日教組小林委員長、全鉱原口委員長、全電通片平委員長、全日通花田委員長、国鉄新倉委員長、私鉄総連安井委員長、合化労連入江副委員長、紙パ労連土橋書記長、全専売佐藤副執行部長、佐賀労金理事長をはじめ、これに福岡、熊本、佐賀、長崎各県の地方単産委員長、書記長ら、総勢三〇余名が三池に来山、駅前広場に集まった組合員、主婦五千名の出迎えをうけて、組合本部までデモ行進を行った。

一行の代表として、全鉱の原口委員長は「安保改定につながる炭鉱の首切りは、単に皆さん達だけの斗いでなく私達の斗いでもあります。私たちも全力をあげて支援しますので頑張って下さい」と挨拶した。その他代表団は三組にわかれて、各地域分会での歓迎大会にのぞんで激励、ついで夜は宮浦、三川、四山で三番方座込みの激励を行った。総評岩井事務局長、炭労原委員長も同日午前、一行よりおくれて三池に入り、共に歓迎大会にのぞんだ。

労金一八億融資

佐野全国労金理事長は、三池、二瀬の年末融資分として、五億六千万円を労金で用意しているが、斗いの長期化にそなえて、一八億の融資を決定した。資金面の心配はいらないから白紙撤回をかちとるまで頑張って下さいと、激励した。

団結もちつき

「三池の闘志よ、ネバリ強く斗いぬけ」と書いたのぼりをたて、総評炭労斗争本部関係から四〇俵、大牟田地評傘下各単産労組から三〇俵、計七〇俵のもち米が、二六日までに三池支部へ送られた。三池労組本部ではただちに各地域分会に配分し、二七日は朝早くから、この力強い労働者の連帯と同志愛にこたえて各地域分会ごとに「団結」のもちつきが行われた。

指名解雇拒否者が一番多い新ゲ港ム所地域分会でも朝から組合員、主婦会員、冬休に入った子ども達が、地域斗争本部の前にウス四ケを持ちだしたり、カマドを築いたり、セイロを洗ったりてんやわんや、「ピーピー」「団結」「団結、ワッショイ」の声援でキネが下ろされる。とりまく人々の顔に悲壮感はみじんもないし、幼い子供も「団結」と朱書きされたモチを誰一人ほしがらない。

日毎に巾とあつみを加えてきた全国の仲間の支援が、この子たちの胸にも刻みこまれているのだろうか。

三池労組本部玄関でも翌日午前二時より、灰原書記長も加わり、カンパのもち米二斗で団結もちつきを行ない「団」「結」「粘り強く」「斗おう」と朱書きし、去るも地獄残るも地獄と書かれた横断幕の下で、勝利の誓いをあらたにした。

この団結もちで、一月三日に班毎の団結ぜんざい会をすることになっている。

（友愛の団結もち米を届けたところ）

大牟田関係（三化労組、三鉱労組、合成労組、東圧労組、電化労組、市労連、市教組、[illegible]、合同労組。

荒尾関係（市職組、第一陸労組、製鋼労組、全電労、荒尾運送、全逓労組、市支連、電通、市教組、国鉄労組、動力労組、有明病院労組、自労、坂田市長、助役、収入役、議長会、

その他（総評、福教組、熊本県評、熊新労組

警戒ゆるめず越年

このような仲間の支援の中で決戦を迎える三池の山元では、年末年始も地域分会ごとに斗争本部へ常駐して警戒態勢を持続し、又一切の虚礼廃止の構えを強化している。保安、防災についても山野、新入などの重大災害発生で、全員の注意を喚起していたが、二七日午前二時、四山坑で落盤があり仲間の一人を失った。主婦会では二八、二九、三〇日の三日間、大牟田市内八ケ所で「お買物は[illegible]で」と朱書きした白タスキをかけて、街頭宣伝を行い市民に協力を呼びかけることになっている。

一人に五千円の総評カンパ

二八日は総評岩井事務局長が、去る二四日持参した仲間の資金カンパ七千五百万円を、組合員一人につき五千円宛分配した。又二三日現在で全国から寄せられた

陣中見舞は〜二六万六千九百二十八円
激励電報〜〜二〇五通
寄せがき〜〜　五九通
慰問品　〜〜衣類、主食一八〇ケ、日用品四三七ケ

となっている。

以上

No. 200

情報

九州炭労

1960年 1月 5日

期末を越年して斗う京の上支部

六日から第四波九六時間スト

京の上労組（八九名、鞍手郡鞍手町）は、三四年下期々末手当斗争で六日より九六時間ストにはいる。

いま完全に年を越して期末手当を斗つているのは、九州炭労傘下の中小支部のうち、宏安支部（長州）と京の上支部だけとなつた。

京の上支部はいま、完全な斗う体制をとるとともに、「今度の期末こそ、すつきりしたものをとる！」とアルバイト対策などを含めて団結を強めている。

回答四・三〇〇円

三四年上期々末手当斗争をふりかえつてみると、大手が一二月二一日あさ、一九、〇〇〇円で妥結、ひきつづいて二一日よるから二四、五日にかけ、中小Aクラス Bクラスがストを背景に交渉の結果、一部ストライキに突入したが、一八、〇〇〇円から九、八〇〇円の間の金額で妥結した。

そのなかで、ただ京の上支部のみは一四、〇〇〇円の要求に対して四、三〇〇円の回答があつただけで その後交渉は全く進んでいない。

実力行使の経過

二五、二六の両日第一波四八スト、さらに二八日から三〇日までの七二時間ストを五九年中に突入したが、解決とならず、年を越した。

一月さらに、四日〜五日第三波四八時間ストライキに突入した。そして六日から九日にかけて九六時間ストを指令した。

破めつの第二組合

京の上支部は記憶されている人が多いように、三一年の大斗争時、第二組合ができた。一時はこの第二組合員が第一組合より多数を占めたことがあるが、あれから四年間、現地幹部と九州炭労のたゆみない活動と説得によつて現在は、第一組合（炭労）八九名にたいし第二組合は一九名に激減し、その内坑内関係者は四名という少数となつた。これによつて第一組合のスト時出炭は全くゼロとなり、会社がネラう第二組合の効能はその力を発揮できないでいる。

しかし、会社はあくまで第二組合の助長策をすてず、今次の期末手当も四、三〇〇円＋アルフアーの前借という形式で妥結さしている。

二〇屯をこすのに赤字とは

二六日のストライキ突入以来交渉はもたれていないが二五日（四三〇〇円の回答があつた翌日）大衆動員をもつて社長と交渉した。社長は大衆交渉に応ずることはできないが、組合三役との代表交渉には応ずるという態度にでたので、大衆動員を代表交渉に切かえた。

社長は代表交渉の席上「四三〇〇円と方数比例の配分方法をのんでくれ、そうすれば若干ではあるが、社長のポケット、マネーを出す」と答えた。もちろんこれでは解決にはならず、交渉は決裂した。

会社側は、期末手当が出せない理由として、現在屯当り一三〇〇円の赤字のため六千万円の負債があるといつているが、これはこうてい考えられないもので、出炭能率一人一月二〇屯をこしている事をみても、信用できないものであり、赤字論をふりまわして政治的？な解決を図ろうとするものである。

今度こそすつきりと解決

組合員は、今度の期末手当こそどんなに長くなろうとも「すつきり」した形で解決する。とがんばつている。

こゝでは（他山にもあるが）、斗争が長期になると、社長が金一封を提示し、ひきかえに生産性向上運動に協力する一札をとられた悪例が、しばしばある。

たとえば期末の場合、「金額は妥結」しても、組合が支給条件中に「出勤制限の項」を挿入することを拒否すると、まとまつたものさえ、会社は一方的に放棄したことがある。

組合員は、さきにも書いたように、「こんどこそは、すつきりした期末を」を合言葉に、アルバイト二五名を派遣するなど、長期体制を固めている。

以上

宏安・二,〇〇〇円（期末）で越年

交渉再開のウゴキはあるが早期解決困難

宏安支部（長崎県北松浦郡）は昨年夏、賃下げに抵抗して一〇〇日のストで斗つたが、下期々末手当もまた会社の不誠なやり方のため越年して斗うことを余儀なくされている。

炭労長崎地区事ム所は全力をあげて解決のため指導を行なつてはいるが、現在のところ全く解決の見とおしはなく、組合員は一人三、〇〇〇円の融資を炭労からうけて年を越し、あくまで社長の経営方針の変革までをも含め、期末完全獲得のために斗つている。

七,〇〇〇円を要求

上期々末は、賃下げ反対斗争の最中であつたためゼロに終つたが、賃下げ反対斗争の解決后は出炭も四〇、〇〇〇トンを上回る実収にあり、組合は七、〇〇〇円を要求した。

九州炭労は宏安の現状から、ほかの中小支部の解決をみたあと解決するという方針をとり、このため交渉を急がず他の中小支部が殆んど解決した二四日、才一回団交をひらいた。しかし会社は「待つていました」とばかりゼロを回答。二五日正午を期限とする回答要求もまた「ゼロ」であつた。

さらに二五日夜、炭労と会社幹部（諸方専務）で折衝したが、会社を代表する交渉委員に何ら権限が与へられていず「ゼロを回答しろ」と社長から、命令をうけていることが明らかとなつた。

このため炭労は、現地交渉では解決の見込みがたたないので、福岡市に在住する社長と交渉することを要求し諸方専務も社長を口説くことを要求したところ「社長を交渉に応ぜさせる自信がないから」断わつたため交渉は物わかれとなつた。

越年を覚悟して斗う

その日のよる、山元執行委員会をひらき今后の方針を討議した結果、

ゼロ回答は承認できない、しかしながらここで定期解決の方針をとつても、八月斗争のように長期斗争にひつぱりこまれる、最初から年を越して斗う覚悟をきめ、額はもちろん全額方針を変へる手で斗う。ことを決定した。以上の山元方針を九州炭労は承認し年内に才一波二四時間ストを二八日実施するよう指令した。

九鉱連仲介を申出でたが

二六日、福岡市において九鉱連より宏安問題について会見の申入れがあり、炭労もこれに応じたが結果は「全くダメ」という回答を田中九鉱連理事長が伝へてきたにとどまつた。

炭労はこの会見の際、八月争議の際会社は立上り資金を全然出さず、安西社長は「四〇、〇〇〇トン出炭すれば組合から言われんでも、期末位はだす」と豪語していたことを追及したが、連盟代表は努力しようというが安西社長が一顧だにしないありさまであつた。

二,〇〇〇円の回答

ともかく、交渉は現地でつづけられ二七日から二八日にかけて徹夜で交渉された。

会社は、あくまで期末手当としてではないが、と断わり「現在、賃金が一ヶ月遅れて支払われているものを（一月一七日支払う分）四千くりあげて支払うもので承認してほしい」と提案した。もちろんこれでは解決になるものではなく、二八日朝がた期末手当二、〇〇〇円をだしてきた。

二、〇〇〇円では——さらに交渉は続けられたがついに決裂、二八日はストに突入した。

交渉再開か

決裂後、会社幹部はいま尚解決のため努力する意志があることを表明しながらも、組合側に対して二、〇〇〇円を撤回すると脅かしをかけ、五九年はこのまま終つた。

年があけて五日、九鉱連長崎地区から「宏安問題で話合いたい」という申入れがなされてきたので、近日中には交渉が再開されるかもしれないが、早急な解決は困難であろうという見とおしにたつて組合は、宣伝活動を強めている。

以上

No. 202

情報

九州炭労

1960年 1月 6日

フルシチョフ首相の日本国民への年頭のあいさつ

原委員長たちの手紙に応えて。

××××××××××××

ソ連のフルシチョフ首相は三一日、ソ連大使館を通じて日本国民への年頭のあいさつをよせた。これは政府原委員長をはじめ、共同通信社、中部日本新聞、ラジオ東京、読売新聞、朝日ジャーナルなどの所依組合、社会団体、通信社、新聞、ラジオ、テレビ及び個人への手紙及び質問にたいする回答としてよせられたものである。

フルシチョフ首相は、この年頭のあいさつのなかに、政府原委員長の言葉を引用し、日本国民をはげまし、平和のための斗うことをよびかけている。

××××××××××××

（一）

一九六〇年の新年にあたり、フルシチョフ・ソ連首相は、日本の社会団体、通信社、新聞社、放送局の代表者の手紙にこたえて、日本国民へのメッセージをよせた。これは、平和のためのたゝかいの先頭に立つソビエトの人民と指導者がアジアの平和と日ソ関係の改善にどのように強い期待をよせているかを端的に示すものである。

このメッセージのなかでフルシチョフ首相は国際情勢の現状と国際緊張緩和のためのソビエトの努力についてくわしくのべ、そのなかでつぎのようにいつている。

「一九六〇年春の東西首脳会談では、軍縮問題その他緊急な国際問題について決定に達する道をさがすための共同の努力が払われるものと期待している。ソ連政府としては会談を成功させるために、できるだけのことをするであろう。全面的で完全な軍備縮少に関するソ連の提案は国連の賛成をえ、世界各国で歓迎された。日本もまたこの方向に沿つて国際政治の発展という事業でりつぱな貢献をすることができることを期待したい」

日本は高度に発達した工業をもち、アジアで重要な地位を占める国であるが、かつて天皇制軍国主義の支配のもとで、凶暴な侵略政策をおこない、アジアの諸国の人民にはかり知れない損害を与えた。戦後、戦争放棄を決意した日本国民が、平和と独立と中立のためのたゝかいでさらに大きな成果をあげ、岸内閣をはじめとする日本反動勢力の帝国主義と軍国主義復活のたくらみを粉砕し、アジアと世界の平和に寄与することを世界の平和を愛する人びとは心から望み、また期待している。フルシチョフ首相のメッセージは、この世界の平和の世論を代表し、日本国民の平和の努力を激励するものである。

（二）

フルシチョフ首相は、ついでメッセージのなかで日ソ関係についてつぎのようにのべている。

「日本の世論が日ソ関係の問題を気にかけていることは明らかである。この関係は、もしもそのためにソ連側からだけでなしに善意が発揮されるなら、もつとよく発展できるであろう。ソ連国民がちかしい隣人である日本国民にたいして平和と友好のうちに暮し、平善・独立と主权の相互尊重、相互の内政不干渉の原則にもとづいて協力したいと思う以外に、何ら他意を抱いていないことは、あらゆる偏見をもたない人びとにとつては自明のことがらである。」

フルシチョフ首相も指摘しているように、「日本にはソ連にたいする疑惑と不信をうえつけ、ソ連の政策を疑うように仕向けるために努力している特定の層がいる」かれらは反共、反ソのデマ宣伝をつづけ、現に、岸内閣と自民党の反動どもは、ソ連・中国の侵略の危険を口実にして日本の軍国化をすゝめている。それにもかゝわらず、ソ連・中国の平和政策についての正しい理解と支持が、日本の労働者、農民をはじめ広範な人民のあいだに広まつている。われわれは、さらにこのような方向を促進し、反ソ反中国のデマを粉砕し、「一九六〇年には日ソ両国間の信頼と相互理解の達成、日ソ関係の根本的改善に向う新しい道」をひらくために努力しなければならない。

フルシチョフ首相のいうように、日ソ間の善隣関係の確立と経済・文化、その他の交流の拡大は日ソ両国人民とりわけ日本国民にはかり知れない利益をもたらし日本の平和、独立と中立のたゝかいに有利な条件をつくりだすものである。

（三）

しかし、これは平和と独立と中立の敵とのねばり強いたゝかいなしに実現することはできない。

フルシチョフ首相はこのことについてつぎのようにいつている。

「残念なことに日本でも諸国間の緊張した関係を維持することに賛成している人びとが絶無とはいえないように見受けられる。かれらは極東情勢の平和化をさまたげようとつとめ、日本を軍事ブロックにひきいれること、国を再び軍国化すること、そして国内に外国の軍事基地を維持するため努力している。かれらの方針が時代の精神に反し、日本の民族的利益にとつて、日本国民にとつて危険をはらんでいることは全く明らかである」

いうまでもなく、日本の独占資本と自民党こそ、世界の大勢に逆行し、日本の状態を固定化し、戦争への道へひきいれようとする張本人である。しかも、かれらがあらゆるギマンによつてその犯罪的なたくらみを巧みにごまかして、国民の追及をさけようとしていると

これに、かれらのずるさの特徴がある。

フルシチョフ首相が新年にあたって岸首相にあてて日ソ間の善隣友好関係の発展と、全面的で完全な軍縮の実行について協力をよびかけたメッセージをよせたのにたいしても、岸首相はずうずうしくも、「大国間の軍縮問題に関する合意を含む国際平和の基礎がますます強固になることを希望してやみません」とこたえている。

岸信介こそ、いま国際緊張緩和の大勢に反し、反ソ反中国の逆宣伝をつづけ、安保条約を改定して、ソ連、中国を敵視する公然たる日米軍事同盟条約にかえ、ロケット兵器を持込み、さらに核武装をすゝめるため、一月中旬に渡米しようとしている元凶ではないか。

この厳然たる事実と、平和を望む岸のことばとはどうして両立できるか。岸内閣は、対ソ関係の打開と全面軍縮についてもなに一つまじめに考えようとしていない。かれらにとっては、少数の独占資本の支配と利益を守ること以外は、世界の平和も民族の運命もどうでもよい問題なのである。

われわれは、安保反対斗争のなかで、フルシチョフ首相のメッセージを広く国民のものにするとともに、岸内閣のギマンを徹底的にばくろしなければならない。

それとともに、昨年十月三十一日にソ連最高会議が各国の議会に送った全面軍縮の達成を要望するメッセージを日本の国会が完全に黙殺している事実について国民に訴え、良心的な議員の注意を喚起し、一月の再開国会でこれを重要な議題として取上げさせなければならない。

三池 通告書空からかえす！

五日 三万人のデモ…

指名解雇白紙撤回の決意をあらたに越年した三池支部は、五日（一九六〇年初の二四スト日）解雇通告状を、会社に一括返上した。

会社側は今后、経協団交を契機としてロックアウトの口実をつけ、官憲の介入、刑事々件の多発を狙い組合を徹底的に破壊しようとしている。三池支部はかゝる口コツな会社の逆打ちと挑発に対して、あくまで統制のある行動をたもち、全国の仲間達と共に独占の野望を粉砕する構えでいる。

六〇年のスタート

三日は一七〇の各職場分会毎に団結ぜんざい集会を開いて、一九六〇年の斗いのスタートをきつた。

四日、戦術委員会を開いて、通告書の返上斗争を中心に討議し、同日夕刻より行動隊数百名が鉱業所本部と山の上クラブ正門を、徹夜で確保した。

会社かたつむり戦術

五日午前十時までに組合員、主婦約三万人が鉱業所本部裏庭に集結、支部毎に栗木社長や岩林鉱業所長等を型どつた「ヒクロ首」（高さ三米）と「団結刀」（五米）がつゞく。団結刀で首切る奴の首を切れという決意である。その後に一、二一四通の首切状をいれたきらびやかな信玄袋がつゞいた。

午前十時開会、宮川組合長は「新年おめでとうの挨拶は、首切りを撤回させるまでお預けておこう」と挨拶し、南塚主婦会長の挨拶、灰原書記長の経過報告、次いで炭労オルグ団、[illegible]オルグ、県地評、大牟田地評代表の激励挨拶をうけた。

一一時少し前、宮川組合長等戦術委員、主婦会代表と上部団体代表約三〇人が、会社幹部のたてこもつた山の上クラブに向かい、灰原書記長が会社幹部に通告書をうけとるように、マイクで呼びかけたが、会社側は、正門をかたく閉じ、バリケードを張つて、かたつむりのように閉じこもつたまゝ姿をみせなかつた。

四十分に亘り呼びかけたが梨のつぶて、代表団は三万人の組合員、主婦達の待機している鉱業所裏庭へ引きかえした。午后からは三万人が山の上クラブに波状デモをかけるのに呼応して、空からヘリコプターで三往復し、信玄袋に詰めこんだ通告書を山の上クラブへ叩きかえした。三班にわかれた波状デモ隊は、山の上クラブ前で会社幹部を型どつたヒクロ首を炎の中に投げこみ、三時すぎ解散した。又通告書を空中からかえす際十万枚のチラシを空中でまいて市民に協力を呼びかけた。

当日炭労の仲間から〝団結モチ〟がトラックで届けられている。

以上

No. 203
情報
九州炭労
1960 年 1 月 12 日

才十一次統一行動へ!

燃え上る各地の憤り……

安保国民共斗会議は、全权団出発直前の一月一四日、一五日、一六日の三日間を「岸渡米調印反対、才十一次統一行動日」とし、全国的に全权団の渡米に反対し、抗議する大衆的政治行動を行うことを決めた。東京では全国各県、各地方共斗から上京する代表団を交えて一四、一五、一六の三日間連続的に渡米調印反対の抗議運動を展開するが、これに九州炭労も光永労対部長をはじめ、地区安保共斗の中で選出されて各支部からも多数参加する。

一九日の調印日に、全単産は休憩時間中職場大会を開いて抗議するが、炭労も中斗指令一七四号で、一九日休憩時間中の職場大会を開催し、比准段階に於ける抗議スト決行の意思統一を行い、調印反対と抗議を決議して米大統領と米国大使に抗議文を発送するよう各支部に指令した。

日本民族の独立と平和の斗いに於ける新年初の才十一次統一行動を、今後の春斗の出発点としてもりあげ、比准段階でゼネストが打てる条件をつくりあげるため、共斗を更に広め深めよう。中央集会並びに各地の才十一次統一行動は次のとおりである

中央集会

一四日 大阪二〇〇名、広島一〇〇、新潟一〇〇、佐賀一〇名をはじめ、各地方から上京する代表団と中央諸団体文化人などが結集して、午後一時より文京区公会堂で中央集会を開催する。この大会で日米両国政府、アメリカ大使館、渡米全权団等に対する抗議文の作成や抗議団の編成を行う。

一五日 一四日の大会で編成された抗議団を中心に渡米全权団、政府、自民党、米大使館への抗議を行う。

一六日 都内三ケ所より求心デモで、日比谷公園野外音楽堂に集合し、午後三時より抗議集会を開催する。

悲しみと憤りの母と娘の集会

これに先立ち、人权を守る婦人協議会(朝鮮、母親連絡会、婦団連など五〇団体加盟)では、一二日午後二時から銀座数寄橋ステージで「安保改定調印団渡米反対悲しみと憤りの母と娘の大集会」を開いた。参加者全員黒リボンを胸につけ、安保改定に対する婦人の抗議の意志を表明した。この集会に先立ち参加団体の代表数十名は、同日午前十時、岸私邸(渋谷区南平台四五)藤山私邸(港区新坂町八〇)に集合、各々の夫人に面会を求め、生命を生みだす母親の、夫や子供の幸せを願う気持を訴え強く抗議した。

各地のとりくみ

佐賀 県共斗会議は十一、十二の二日間、宣伝カーを出して全県民に渡米調印反対の訴えを行い十四日からの中央集会には、社共両党、県評、各地区共斗代表十名の代表団を送る。この中には炭労支部より三~四名が加わっている。一二日午後三時より佐賀市公会堂前広場で代表団激励大会を開き、市内をデモ行進して佐賀駅まで送った。十六日は県下一斉に地区抗議集会と街頭宣伝、デモを行う。調印の十九日午後五時より佐賀市公会堂で県中央集会と、提灯デモを行うが、これには炭労の五十名を含め一、五〇〇名を動員する予定である。

山口 宇部地区は、十四日抗議集会を行い、県評に属さぬ労組も十日から十四日の間に、職場、地域毎に抗議集合を行う。中央集会には県炭労より二名参加する。

長崎 十四日午後五時半から長崎市市民グランドで県民抗議集会を開催、約二万人が参加する。十六日県評傘下各労組は時間外職場大会を最低とする抗議行動を行い、地区労単位に決起大会を開催、中央集会には、県評事務局長が、代表として参加する。

福岡 十二日午前八時二〇分より博多駅前で、中央集会代表団一〇〇名(正式代表団五〇名と九州学連代表五十名)の激励歓送大会を開き、県評江崎事務局長の歓送挨拶をうけて、光永労対部長県単産代表と各地区共斗から選出された代表は、博多発急行雲仙で上京した。歓送大会に集ったのは約二〇〇名、十四日には、県中央集会を午後一時より福岡市冷泉公園で開催するが、各地域でもこれに呼応して同日抗議集会を開く。

安保阻止婦人集会

福岡朝鮮婦人協議会、家族会、母親連絡会その他の婦人団体が中心となり、岸渡米の十六日午後一時、福岡市県公園に約三十名を動員(予定)し、抗議大会を開き、警固公園まで全員三角旗をもって市内をデモ行進する。

大会に先立ち参加団体代表一五〇名は、教育長、知事市長等に面会を求め抗議する。

この婦人集会には、炭労婦人協会員十名、炭婦協三百名を動員する。

No. 204
情報
九州炭労
1960年 1月13日

ナイキ実験反対・沖縄返還要求核武装阻止 鹿児島県民大会を成功させよう★

沖縄を祖国にかえせ！

日本安保条約改定に対するはげしい怒りと行動の中に新しい年を迎えたが、私達の怒りと行動は来る一月十九日改定調印を強行しようとする米日両国政府の策動の前に止むことなく拡大しようとしている。それは、これが単なる調印でなく民族の運命を決し、民族を戦争屋の手に売り渡そうとする陰謀であるからである。私達はこの一年の運動を通じて彼らの策謀が如何に根深い且つ執拗なものであるかを知つた。特にフルシチョフ首相の全面的完全軍備撤廃の提案により全世界が平和共存に向つて大きな転換を行おうとする中ではじまつた安保改定調印強行の動きと、沖縄のナイキハーキュリーズ射撃演習は、世界の平和努力の前に押しまくられる彼らのあがきが、如何に深刻であるかを物語つている。然し私達は、彼らのこうした策謀を許すわけにはいかない。私達は平和と民族の完全独立を要求する。彼らの陰謀を一つ一つ粉砕し、平和と独立を斗いとることは、全世界の平和努力に対する日本国民の責務でもある。そして私達はその力を持つている。来る一月二十三日鹿児島で行われるナイキ実験反対沖縄返還要求核武装阻止国民大会の成功のために全力をあげて斗わなければならない。

ナイキ射撃演習始まる

一九五一年サンフランシスコで調印された対日平和条約によつて沖縄県民は本土から切り離され、アメリカの軍政下に縛りつけられた。同時に平和条約によつて本土国民は、日米安保条約改定阻止の斗いの中で、アメリカの正体、日本支配の実体を知りはじめた。そして沖縄県民も又祖国復帰の斗いの中でアメリカへの斗いを強化し、祖国の斗いを鼓動して来た。

しかし安保改定調印の動きと共に始つたナイキハーキュリーズ射撃演習は、沖縄県民の財産と生命を非常な危険にさらした。昨年六月三〇日に於ける石川市宮森小学校ジェット機墜落事件のとき、教室にいた子供達は「先生、空襲だ！」と叫んだといわれている。

太平洋戦争のなかで最大の激戦地となつた沖縄戦、その惨劇については今更くり返す必要もないだろう。誰もが知つているように戦史上まれにみる県民ぐるみの大せん滅戦が全島を血にそめたのである。

日本正規軍死者約九万、その他の死傷者十二万五十人と推定されている。この島に陸海空三軍の合計二八万二九九一名の米軍が殺到し、三ヶ月に亘り艦砲射撃、空爆により八万二千戸の住宅を焼き払い生存物すべて破かいしつくされた。この悪夢のような戦争が終つて十四年いま沖縄県民の上に平和が来ているだろうか。

沖縄に平和はない

昨年沖縄の港湾労働者代表として上京した本村充氏はつぎのように話している。

「平和というものは沖縄にはない。防空演習はしよつちゆうあるし、そのたびに飛行機は編隊をくんで上空をとぶし、大砲はドカン〱うち出される。何月何日からどこどこの地区で米軍の演習があるといえば、米軍の指令で立入禁止を命ぜられ、ラジオはその指令を放送する。戦斗中と変らない緊張状態です。ナイキ基地が八ケ所にありますが、周囲には延々と金網が張り廻らされ、米軍のジープが厳重な警戒をしている。ナイキが軍機構に下されて一号線から運ばれてゆくとき カバーを被せられて、米兵が前後を守つてゴウ〱たる爆音をたてゝゆく、まるで今日明日にも戦争が起るかも知れないという空気なんです。いつたい私達はどうなるんでしょうか、この心配はたえず頭の中にあるのです。」

いまや、「白いリーフ、青い空、紺の海、あざやかな常緑樹、しつくいで固めた赤い琉球瓦、そしてこまやかな人情」といわれた戦前の沖縄の一面は見たくとも見られない状況であることはこの言葉で明らかである。

米も作らさず魚もとらせぬ米当局

沖縄の土地斗争の正式で、もつとも激しい抵抗を示した伊佐浜の農民は、いま岩や石のまざつた外米をたべているが、そうめん一本も買うことが出来ず、馬の飼料であるよもぎや紙米をつみ、海岸ではまぐりを拾つてそれで飢えをしのいでいる人も多いという。島の中央部のある村では、戦前の農耕地の八割を基地にとられ、残りの耕地を耕して米を作つているが、ビルマ、台湾からの輸入米におされ島内産の米価は下る一方で農業では生活がなりたゝないので、政府の奨励でパイナップルを作つたがその販路もなく、国頭（くにがみ）地方ではトラック七台分ものパイナップルを海に捨てたという。米農家の土地取り上げの許備さは次々伝えられているが、一年分坪当り一五円というからとても事実だと信じられない位である。

これに加えて、ごく最近の新聞報道によると、沖縄近海から鹿児島県に接近する広大な海域が永久的な漁業禁止区域として指定され、鹿児島県会でも漁民の死活

両国となっているのである。

無国籍？沖縄人？

一方外人犯罪は沖縄県民に裁判権はないし、射殺・死亡による傷害、強姦、強盗、詐欺、住居侵入、器物毀損、脅迫、暴行等すべてあなたまかせである。
住民は琉球人と呼ぶように差別され、日本人と本籍に書く事さえ拒否され、日本憲法にも、アメリカ憲法にも保護されない「法の真空地帯」のなかで、裸のまゝ人権侵害にさらされているのである。これは一旦南米あたりに移民した場合、明白に現われる。生死にかゝわる事件にぶつかった場合、いわゆる「無国籍」者はどこにも保障を求めることが出来ないからである。これらの事実は、ボリビア、アルゼンチン、ブラジルで現実にそういう事件がいくつも起っている。

「潜在主権」をいただいた日本政府

以上のべて来たように、沖縄県民に対する苛酷な軍事支配、平和と生活の脅威の根源は、アメリカ帝国主義の軍事占領にある。そして琉球政府は占領政治の政治支柱になっている。しかも重要な点は、岸政府が沖縄をアメリカに売り渡しておきながら、「潜在主権」に帝国主義復活の夢を託している点である。元外務省の条約局長西村熊雄は、サンフランシスコ条約締結の際沖縄をアメリカの信託統治とするという米主張に対して、「それだけは思い止まってもらいたい」と苦衷をひれきし、ようやく「潜在主権」というお墨付を貰うことが出来たと書いている（朝日ジャーナル六月二一日号）そして、同じ文章の中で、「沖縄の施政権は、われわれの世代が生きているうちに帰ってこようとは思わない、次の世代になってもどうであろうか？」などと、潜在帝国主義の野望をのぞかせている。

沖縄をとりかえそう！

一九五六年夏のプライス勧告反対斗争のとき、日比谷公園のステージには、「全国民は団結して沖縄を守ろう」「政府は国民の先頭に立て」というスローガンが掲げられていた。われ〳〵国民代表は、何度となく「施政権の即時返還」をアメリカ政府に要求し、日本政府に要求して来た。しかしただ一度として日本政府は国民の要求に答えたことがあるであろうか、一昨年九月の通貨ドル切換え、最近の集成刑法の布告に際しても、日本政府は一体何をしただろうか。「通貨のドル切換えは四ケ月も前から知っていた。単なる技術的措置で問題はない」と佐藤蔵相はいい、「日本でもスパイをふせぐために防諜法や秘密保護法が考えられているのだから、沖縄でこの位の法律はあってもよいだろう」と法務省高橋参事官は放言している。

岸首相は口を開けば「沖縄の施政権返還はわれわれの終始一貫して主張しているところでございまして……」などといっているが、彼の本音は「われわれの生きているうちは沖縄の施政権は帰ってくるまい」であろう。しかしわれわれは死ぬまで待っているわけにはいかない。必ず近い将来、沖縄をとりかえさなくてはならないし、とりかえす力を持っている。日本民族抑圧の強大な核兵器基地沖縄を放置したまゝで、日本の平和と真の独立はないからである。

鹿児島大会に結集しよう

沖縄県民は現在、文字通り島ぐるみの抵抗を続けている。そして昨年十一月一日沖縄原水協は沖縄県民を代表して本土国民の斗いに激励の書簡を送ると共に、沖縄県民の斗いを支援するよう要請して来た。
日本原水協、総評、沖縄連、沖縄問題懇談会、社会党共産党、日本平和委の代表はこの沖縄県民の要請に答えるため、一月二十三日鹿児島において国民大会を開くことを決定し呼びかけた。
安保改定が沖縄県民の祖国復帰の願いをじゅうりんするものであることが明らかになった結果起った問題である。沖縄のナイキ実験、核武装に反対し、沖縄の返還を要求することは、安保条約そのものに真剣に反対している最も具体的な現れであり、鹿児島で行われる国民大会を支持し、その翌日から行われる沖縄行進に代表を派遣する運動に参加するよう訴えたい。
又安保改定交渉、岸渡米に反対し、岸政府とアメリカ政府に抗議しよう。岸内閣は安保改定の作業推行に懸って益々孤立に陥りつゝあり、私達は統一を守りさえすれば必ず最後の勝利に到達することができる。私達は団結の力を行動に表そう。
尚、沖縄行進については次報にて詳細お知らせする。

一月二十三日の国民大会・沖縄行進を成功させよう

日本民族の平和と独立を斗いとるため、沖縄の宣伝と行動を強化しよう！

☆

No. 205

情報

九州炭労

1960 年 1 月 19 日

三池 ロックアウト必至！

三川部内移動交渉決裂……

三池支部は五日首切り状の返上デモを行ったが、配転をめぐる会社側との山元団交は七日決裂した。団交決裂前の九日、会社は各事業所で一斉に配転希望者の募集を初めたが、掲示板その他へ貼られたビラも、スピーカーからの呼びかけも、説得を通じての調査、肩叩きも、殆ど実効は上っていない。

三川の新切羽移行に伴なう部内移動の規模交渉も一八日決裂、会社側のロックアウトは必至となった。

しかし炭労をはじめ、佐賀・福岡・愛知各県評、炭労、その他の仲間から毎日のようにカンパ物資が届いており、三池の組合員と主婦達は勝利の確信にみちて、ロックアウトを受けてたつ態勢を固めている。

配転団交決裂

職制支配の確立によるドレイ労働の強制を狙う会社側との配転をめぐる山元団交は、昨年一二月一五日と二三日、今年一月七日と三回を重ねたが、七日四時半決裂した。対立点の大要は次のとおり。

一、組合の最終態度

1、中央（三鉱連）に提案されている、いわゆる山元提案事項九項目を前提としての配置転換と、三鉱連に提案されている四、五八〇名の首切り後の生産計画並びに人員配置計画を、その日、山元で認めてくれという会社の提案は了解するわけには行かない。

本問題は中央交渉で既に決裂しており、現在係争中である。従ってこのような中央交渉事項についての交渉権は三鉱連に一任してあり、三池には全く権限のないもので支部これに応ずるわけにはいかない。

会社がもし、一日も早く正常な姿にもどしたいならば、社長より三鉱連委員長に対し、まず首切りを撤回し一切の諸問題に対する交渉を申入れるべきである。そのことが三井鉱山の発展のためにもなり、我々労働者の幸福にも通ずることを確信する。従って三池の会社提案を拒否する。

2、前項の方針は堅持するが、炭鉱という自然条件を相手とする特殊な環境下にあるので、例えば宮浦の三五昇の出水等非常の事態が起り、これの保安作業や作業所を失った場合の配置転換、或は三川のオ七上り坑のように坑内が荒廃し、作業場がなくなり新しい部内に移動しなければならない場合等については、双方共中央交渉事項に対する基本的な考え方を固執することなく、従来の慣行にもとづき実施すべきである。

組合としては以上の方針で交渉に応ずる。

3、前二項の外、保安上、緊急上必要ある場合は都度支部毎で協議して実施したい。

二、会社の最終態度

前項の組合態度について会社は、従来の一方的な強行態度をかえず、クビ切り反対斗争は否定しないが、山元生産態度は早急に確立したいので、配転計画に応じ、係員の指示に一切従ってほしいと云う虫のいい主張をくりかえすのみであったが、その最終的態度として次のような強行通告を行ってきた。

「係長の指示に従って誠実に仕事をしてもらいたい。その他至極事務的な職場運営上の対話を、中央事項なりとして拒否されることは納得できません。

さらに会社としては、不正常な状態をこのまゝ放置するわけにはまいりませんので、適正配置を実施するために希望調査を実施致します。

尚、坑内移動については新部門でもあり、適正な条件をもって早急に結論を出したいと思います」

右のような会社の不当な態度に対して、三池支部は中斗オ一七号指令にもとづき

1、会社の一方的な配置転換・配従の拒否

2、前項の拒否により会社が業務命令をだした場合その拒否

3、配転希望調査並びに関連する一切の策への拒否

という方針を堅持して、対決している

主な行事

十日 九日から十日にかけて会社は配転希望者募集のビラ貼りをしたが、組合側の阻止で実効は上らなかった。午后三時より古賀部長を迎えて執行委員会。

十一日 午前九時半より九州炭労青婦部指導オルグ会議

十二日 午前九時半よりオ二次派遣のオルグ教育炭労指令にもとづく全国へのオルグ五十数名、オ一一次第一行動中央集会への参加者十数名、他に九州炭労傘下各山へ派遣する三池独自で計画したオルグを加え、計七〇数名が参加した。

十三日 古賀部長、渡辺、石塚両組織部長、多賀谷代議士等が、三川、四山支部でオルグ活動。中央単産教宣部長も各支部に取材をかねオルグとして入り、午后宮浦支部で入坑を激励した。

一三日から一七日まで五回に、支部毎に、配転団交決裂の意図と配転の狙い、ロ・ア対策、会社のPR攻撃、オ一次全口オルグ団の帰山報告等を中心とする第一線教宣活動を行った。

十四日 主婦会の支部長会議

午后 炭斗諸単産年初の合同企画会議

十五日 戦術委員会（各支部情勢報告を中心）、

昨年の四、六協定では、現在在学中の鉱山

学校二・三年生は従来どおり採用することになっていたが、最近会社はこれらの在学生にも就職あっせんをするといって希望者を募集していることが明らかにされた。執行委員会は原則として決定どおり全員採用させるべきだが、個々の事情で他に就職したい希望者があれば、具体的に検討すると態度を決定した。

中央単産教宣部長会議

一二日から一四日まで三日間、中央単産の全国教宣部長会議を三池労組で開催・鉄鋼、全国金属、合化、全日通、全日自労、日教、全電通、全林野、全専売、紙パ、全逓労、などの他、総評より二名、九州炭労、大阪、福岡の各地評より一名、計一六名が参加し、三池の斗いを全国的な斗争に発展させるための宣伝活動の強化を決定した。

一五日より一八日まで四日間、大牟田市労働会館で総評西日本ブロック賃金討論集会を開催した。細田若雄・川口武彦両氏の講演、太田総評議長の春斗方針の説明をうけ、賃金・賃斗の諸問題について討論した。出席者一三〇数名中、九六名はオルグとして各地域に入り社宅に分散した。

三川部内移動交渉決裂

ロックアウトのきっかけとなる三川の本卸下並びに第七上卸の終掘に伴う新切羽移動のための労働条件、人員配置をきめる部内移動交渉は、一八日決裂した。

会社は一八五人にのぼる職場移動の中三三人の職名変更を一歩もゆずらなかった。このような部内移動は、従来より慣例で現場で話し合ってきたものである。

会社は二十日三三人に対し業ム命令を出す方針だが、組合はこれを拒否して従来どおりの職名で入坑する方針なので、ロ・アは必至とみられる。

（会社提案内容）

(一)、本卸下関係（既に一四日終掘して二一面に移行することになっている）

イ、払全体の標準作業量を従来の五〇函から一二六函に引上げる

ロ、人員は一方二一名を一九名にへらす

ハ、全部請負であった採炭・充填の賃金を五〇％固定とする

ニ、合理制を復活する（払長一一、先山一〇、後向き九）

ホ、運搬夫の賃金の能率給部分をなくして固定給とする

(二)、第七上卸関係（九五式の小切羽であるが、小切羽二つ稼動の場合は一月二一日、一つ稼動の場合は二〇日頃終掘の予定で、二六卸へ移転することになっている）

イ、小切羽から払への移転であるので、一ケ月の習熟期間を設ける

ロ、その期間中の賃金は、決定本人給の一〇〇％とする（従来はこのような場合、当該採炭実績収入　百％を保障していた）

ハ、運搬夫の賃金を固定給とする

(三)、大型炭函（五トン積）切かえについて

イ、当面二六卸・二四昇の炭函については、従来の三トン炭車を五トン炭車に切かえる。

ロ　一函当りの賃金は従来と同じ（操作が二、五倍上げられることになる）

ハ、積載加算賃金（山盛りになった部分の歩増）を廃止する

ニ、人員は一方で一九名へらす

（組合の態度）

(一)、本卸下関係（労働条件は従来どおり、拒否者のアナ埋め補充はやらない

(二)　第七上卸関係（習熟期間は三ケ月とする、労働条件については、新しい払の条件に適応するよう労使話合ってきめる

(三)　本線運搬関係（人員は現在どおり、大型炭函の賃金は現在の二、五倍とする、操作は従来どおり。

以上のように両者の意見は全く対立しものわかれとなった。会社は二〇日頃業務命令をだすとうそぶいている。

違法なロ・ア

ブルジョア法解釈においても、賃金と権力の両者を一手に掌握する資本の側が行うロックアウトは、攻撃的であってはならぬ、というのが定説である。

三井独占は、生産の不手際と生産阻害の一切の責任を労働者に転嫁し、協約・協定を自からふみにじって賃金遅払や期末手当不払いを狙し、組織分断を狙って不当首切りを強行し、その上に生産だけは会社計画の一万手ベースにのせたいという。この矢継ぎばやな攻撃のあとで更にロックアウトをかけようとうそぶく―これこそ攻撃的・先制的ロックアウトの典型ではないか。しかし最高才の砂川判決の文案をかりるまでもなく、違法か否かの法的判断は、終局的には主権を有する我々の政治的批判に委ねらるべきものである。大衆の政治的行動のもり上りを重視しない様な遵法性の批判は危険である。

敵のアセリをみぬいた三池支部では、炭労の指示にしたがって、①全面ロックアウトに対してはこれを力けてたち、②部分ロックアウト攻撃に対しても全面ストを実施する、③保安要員は最少限度にする、以上の三方針を大綱として、職場・居住での静かな対決を続けている。

以上

情報
No. 206
九州炭労
1960年 1月 21日

カンパと共に…手紙をかこう

九州炭労に届いた全国の仲間からの救援物資は次のとおりである。

全専売（本部、東京、徳島、岐阜、三田尻、浜松、京都）・海南地方労協・日本製鋼・富士電気製鉄・八幡製鉄、新聞通信、国鉄、全農林本部、全建労関東地区、全電通東京西部、全日自労長崎分会・炭労本部・谷川弁護士・その他から、図書慰問袋一一、米・半纏・衣類・石ケン・もち等二〇五個・計三一六。尚前九州炭労争議を通じたカンパ物資はこれに含まれておらぬ。九州炭労は以上の物資を三池、二瀬、加穂、日炭、小倉、宮田、京の上、新目尾、山田地区労へ各々配分して届けた。

又、昨年末炭労の可愛い仲間から「九州のお友達へ」激励の絵画、手紙約八十通が届けられたので、新目尾と加茂の子供達へ贈呈したが、さきほど新目尾主婦会長西原あさ子さんより左記の礼状が届いた。

カンパを受取った人も送る人も、働く仲間の心と心をより深くつなぐために、手紙をだす運動を展開しよう！

西原さんの手紙

「遅ればせながら一九六〇年　明けましておめでとうございます。

昨年中は一方ならぬ御迷惑をおかけいたしまして申し訳ございません。又先日は御親愛なる御手紙を私共のために御配慮していただきありがとうございました。早速子供達に閲読させました処、毎日暗い生活の中でくらしている子供も明るい表情でした。是非返事をやるのだと張切っておりました。皆様の力強い御厚情に感謝して、私達の現状をお伝え致します。

私達は昨年三・四・五・八・九・十の六ケ月の賃金を棚上げされ、現在は賃金の分割払いですが、支払いはその日の賃金の八〇%です。如何に賃金払とはいえ、中小炭鉱では、賃金ベースが非常にひくくて、一五、六時間働いて多いくて五〇〇～六〇〇円、その八〇%の四〇〇円で生活しています。体の弱い人など一日二〇〇円位しか収入がなく一升の米も買えない人が多いのです。

私共の炭坑には第二組合（再建同志会）が三〇人せおり、会社は組合切崩しに一生懸命です。しかし私共は、夫も妻も子供も総力をあげて、生活と権利を守るために斗っています。

楽しかるべき正月も、わずかな賃金でどうにかやりました。正月前に炭労より沢山の救援物資をいただき、山元は嬉しさと感激でわきました。会社も驚いていました。

おかげさまで正月の晴着もでき、楽しい正月ができました。

働く者同志の御厚情が身にしみて、組合のありがたさがわかりました。戦争と貧困と失業をつくる安保改定を全国労働者と固く手を結んで粉砕せねばならないと思います。

今私共のヤマでは賃金未払いで生活保護を受け、食事もない生活を送っている人もおります。貧しいために学校へ行くにも食べる物がなく、学用品もなく、ボタ山で石拾いをしている子供の、みすぼらしい姿をみると、資本家、政府打倒のいかりがこみ上げてきます。人として生れ、生きる権利がありながら……。

この石炭産業の危機は、全体に政府の責任です。今まで充分な組合活動もできませんでしたが、今年こそは勇気を出して頑張ります。会合にもできる限り参加させていただきたいと思います。寒さも一段と加わって参りました。まとまらない文面ですが、これにて失礼いたします。皆さまの御健斗を祈ります。

宝井鉱業新目尾炭坑
主婦会　西原あさ子」

※（新目尾の実情）

昨年一二月一五日の組合調査によると、全八五世帯の中、生活保護受給世帯　五四世帯

未就学児童　二一人
結核患者　一六人 ｝組合員のみの数
私病欠療養者　八人 ｝
健保のないもの　三六人（使用主負担を払わぬため）

三池、強行配転を拒否!!

「分裂を許さない会」発足……

一八日午前六時半、三川鉱切羽移動に伴う鉱内交渉が最終的に決裂した（情報二〇五号参照）会社側はその際の通告どおり、二十日一番方から四山、三川両鉱において、業務命令による配転、配役を強行しようとしてきた。若干のトラブルはあったが組合側はこれを拒否した。三池支部はこれまでの「依存心」を捨てて、攻撃に対する態勢を固め、各々の職場、居住で「分裂を許さない会」を組織し、交流情宣を活発に行っている。

「一八日午后会社側は四山坑でホーベル、カッペ払跡へ四〇名、掘進へ二四名、その他計百十名にのぼる配置転換を申入れたが、組合に軽くいなされて決裂、二十日午前四時五十分、四山坑の一番方繰込みは、三川宮浦両支部の三番方と四山支部の三番方、拒否者約千名を動員し、会社側も坑長以下幹部総出という緊迫した空気の中で開始された。状況は次のとおり。

①一番方三卸カッペ払の繰込時、従来健保調査に疑状されていた二名の内一名を拒否に擬似しようとしたが、組合側の強硬な抗議で撤回させた。

②ポンプ座関係の職場で、拒否者の公傷患者の繰込れを撤去していたことが問題となり（休業期限がすぎても一ケ月間は非常できない）約一時間入坑が遅延した。

③坑内電気職場でもこれと似た事実があつた。

④十卸の一番方四十二名が入坑したら、見なれぬ二名の者が入坑しており、「坑長室でこゝえ繰込をうけて一足先きに入坑したようしく頼む」と云つた。四二名は指示違反を追及し、説得に努めたが、効果なく、組合より三鉱連を通じて炭労に連絡し、炭労はこれら四四名に指名ストを指令した。

⑤右と同じく正常な繰込み手続をへず、会社命令で入坑した者が、三卸カッペに二名、ホーベルに一名あつたが、この三名にも指名ストを指令した。

この外約十名を指名ストにいれて、会社側の強行就労を阻止し得た。

（二番方以降）

四山坑の二番方繰込みは、各支部の拒否者全員と、四山支部の主婦連、計千数百名の動員の下で行われたが、四名を指名ストに入れて、強行配転を拒否した。又独身寮の作家住多桐子氏も二番方くり込みにかけつけ激励した。

三番方以降の繰込時の動員は当分続ける予定である。

三川坑でも、一番方九名、二番方十名が二卸へ業務命令による配転を実施されたが、組合は断乎けつて従来どおり入坑、宮浦坑は二十一日より業務命令によつて配転する旨、二十日会社側は通告した。本所、港務所支部では、二十四日午后十時現在変つたことはない。

反恵態勢確立

三池支部は、一九日午前九時三十分より市労協会館で第十八回中央委員会を開催、ロックアウトを目前に控えて、当面の具体的方針を決定し、いよいよ反撃に転ずる態勢を確立した。具体的斗争方針の要旨は次のとおり。

※　即刻、組織の再点検運動を起し、内部にある不平不満を攻撃のうちにつみとらねばならぬ。このため職場居住で「分裂を許さない会」を組織し、活発な大衆討議を行う。

※　二十日より執行委員を中心とする交渉補安を職場居住でくまなく行う。

又社会党ではロックアウトは、明白な憲法違反であるので、猪俣代議士を団長とし、学者文化人を含めた特別調査団を現地に派遣し、院内でも社会労働委員会で公聴会を開いて、会社幹部を呼び出し、ロ・アの不当性を追及することを決定した。

以上

No. 207
情報
九州炭労
1960 年 1 月 21 日

参加者がオルグとなって春斗を盛上げよう

―総評西日本B春斗討論集会―

総評西日本ブロック春斗討論集会は、一月十五～十八日にわたって、三池の斗いの現地大牟田で開かれた。九州各県、中四、四国地方の代表百数十名が参加して、夜は三池労組の社宅に分宿し、斗う組合員家族と交流した。三池の斗いについて、抽象的な理解を具体的な実感として身につけ、一人一人が三池のオルグとなって、職場地域にかえっていくことを誓いあった。

参加者は居住で交流を

蛯谷次長の開会あいさつ

集会には、各県評ごとに割当てられた単産、炭労の代表が集った。炭労関係からは、九州炭労、田川、山野、三池、忠隈、鯰田、早良、高松、大正、古賀山、西杵、杵島（二）、新屋敷、江川、小城と佐賀地区からの参加が多い。

正午開会の予定が大分おくれて午后一時、総評を代表して蛯谷次長が、集会の目的について次のようなあいさつをおこなった。

「昨年末、一九六〇年度春斗方針を決定し、全産斗争のさなかに他のブロックは集会を開いた。西日本は三池の斗いの内容で今日現地で開催することになった。昨年九月炭鉱合理化、失業、勤評を柱として九州炭労共斗を設け、八次にわたる統一行動を組織した。そのなかで杵島、志免の勝利をみた。その後の斗いのなかで大牟田に前進拠点を設けて三池の斗いを全国の斗いに発展させようとしている。

敵が炭鉱合理化をエネルギー革命として他産業から孤立させ、さらに三池にやりすぎだと攻撃してきているなかで、〃三池の組合は職場に組合が確立されているまで進んでいるので、合理化にちがいはない〃という立場で全体にひろげようとしているが、なかなかひろがっていない。延三千名のオルグをいれたが、今回も討論集会を通じて居住に配置し、地本や地区段階から職場にまで斗いをひろげる役割をしてもらうことになった。すすんだところを学び、斗いの実体を体得するとともに欠陥も指摘してもらいたい」

このあと、三池労組灰原書記長、愛媛炭南場会長からあいさつがあって、各支部に配置され、居住区にちって、早速交流をはじめた。

行動日程

こうして、第一日目の行動がはじめられたが、以下行動内容を示してみると

1・15　午后～オルグ結団式
　　夜　～居住オルグ
1・16　午前～議長団挨拶（熊本県評事務局長、炭労三池支部労仂部長）
　　　経済問題講義（九大、川口武彦）
　　　賃金問題講義（東大、藤田若雄）
　　午后～講義についての質疑
　　　春斗方針大綱説明（太田総評副議長）
　　夜　～居住オルグ
1・17　午前～春斗方針についての質疑・討論
　　午后～三池主婦会斗争報告（藤井事務局長）
　　　三池斗争状況報告（灰原書記長）
　　夜　～居住オルグ
1・18　午前～オルグ活動集約
　　　全労仂者に訴える決議採択
　　　三池労久保田副組合長、総評蛯谷次長あいさつ
　　　民族独立行動隊のうた
　　　団結がんばろう三唱

議長団あいさつ

討論集会第一日は、十六日九時三〇分に開かれた。大牟田地評川口部長のあいさつに続いて、議長団は本集会の目的について次のように強調した。

「昨年末、安保改定反対の斗いを続けてきたが、今日岸全権団は、われわれの反対をおしきってとびたった。安保改定は軍事同盟として質的に強化され、軍事・政治、経済のあらゆる面に大きなえいきょうを与えることになる。斗いは今後に大きく残されている。

いままでの教宣活動において、軍事的側面を強調すると経済的側面の説明がおろそかになったし、また、組合の日常要求を斗うことが、安保改定阻止・民族独立の達成になるといった錯覚もあった。

この民族的・階級的内容をもった安保の本質をとらえ斗いを発展させること。とくに地元大牟田では激しい拠点の攻撃がかけられているが、その本質をえぐりだしていくことが本集会の大きな課題だと考える」

資本の本質は変っていない

まず、九大の川口武彦氏が、経済問題の講義をおこなった。

戦後の資本主義は質的に変化したとして、最近、ドイツ社会民主党、イギリス労仂党、西尾派などの綱領や論評に反映されているが、これを検討してみる。

資本主義がかわったとする理論の基礎になっているものに、所得革命論と経営者革命論がある。

外務省がガツト総会にだした〃日本の賃金〃という資料や経企庁の〃国民生活白書〃では、「国際的に、あるいは世間でいわれるほど日本の賃金は低くないし、

No. 207
1960年 7月 21日

生活水準は高まってきている。電気器具の普及をみよ」といったことがいわれているが、実例をみれば、若干の改善はみとめられても、内面は決してそんなものではない。会社でおこなった生活調査を例にしながら批判をおこない、最後に西尾新党の綱領及びそれをとりあつかったマスコミのとりあげ方のなかに、資本の変らない攻勢をバクロした。

「大巾賃上げのために 年功序列賃金のとらえ方」

続いて、森田若杉氏が賃金問題についての講義をおこなった。

春斗の大きな柱とされている大巾賃上げについて解明したいと前置きして、これの打出された背景を次のようにとらえると指摘した。

「三二年春に鉄鋼がゼロでおしきられ、三三年春には私鉄に定昇化の要求が出された。三四年には炭労にも要求がみられ私鉄に安定賃金がだされた。春斗調査をやると定昇をのぞむ声がつよい。これと基幹産業の技術革新に伴う労仂力構成の変化が結合し、春斗の転換が必要となり、大巾賃上げが打出されたと思う」

そして 賃金は組織と結びつかねばならないし、賃金闘争と組織闘争が統合されつつあることにふれたうえで、低賃金の基盤になっている年功序列賃金をどう打破っていくかについての見解が示された。

「年功序列賃金は賃金を低くする方法には違いないが雇用の問題 ― 首切り、失業、配転、時短 ― とからんでいる。現象的にみせかけながら退職金と結合して企業に停年までしがみつかざるをえないようにできている。同時に企業に反映することが期待され、職能をふくらませないようにできている。組合がつよくなりふくれてくると、賃下げ、首切りによってへらそうとしてくる」

このような状態からぬけだす道は何かとして「同一労仂同一賃金を実現し、企業意識からぬけだすために賃金水準を大巾にひきあげねばならない。そのためには、賃金水準と形態及び雇用が統一して理解されることが必要で、討論によって方向を明らかにすること」が強調された。

いまの力を強める道は何か？ 労仂者の地域組織を

講義に対して、若干の質疑をおこなったあと、太田総評議長が、春斗方針の大綱（No・205号外参照）を説明した。

〃斗争をすすめるわれわれの基本的態度〃と〃斗争をどうすすめるか〃を中心にして、安保体制打破のために、どうしたら力量をたかめうるかを次のようにのべた。

安保改定阻止の斗いは、昨年十次までおこなわれ、生産点でのたたかいも発展した。しかし、国民の七五％がまだわからない状態にあるように、敵のPRをはねのけえない弱点があった。この弱点を克服するには、労仂者の要求をひきだして統一行動をひろめ強めることだ。企業や当局に遠慮しないで、素朴な要求をひきだし、つきつけて斗っていくなかで、大衆は肌と体で敵を理解し、安保に反対する行動もつよまってくる。

素朴な要求を大巾賃上げにたかめていく。定昇をのぞみ、安定賃金をうけいれる労仂者まで含んで統一した力量を発揮するには大巾賃上げしかない。共斗調査すると実際に四千円、五千円といった要求がだされている。これを基礎に統一していけば、組合が職業別や政党政派の数だけ分裂していくこともない。

この点を充分討論して、長期に強じんな斗いをくんでいき、安保について署名や行進や文通や小集会をやって斗いをひろげ、統一段階で大きい統一行動をくめるようにする。

三池の斗いは、それぞれの要求を積極的にだし、三池斗争の本質 ― 組織破カイと賃斗ぶっつぶし ― をしらせていって、統一斗争に発展させる。これが安保体制を必然的に打破る一つになる。

最賃制は、中小労仂者や足もとの臨時工を組織して八〇〇〇円を要求していく。これを背景に業者間協定の一方的おしつけを審議会のなかでもはねかえしていく。そして、最賃制度確立のために斗争の中心として完成に機構問題を組織していく。

春斗方針についての質疑

十七日午前中は、前日大綱説明のあった春斗方針について、若干の質疑がおこなわれた。

まず、全電通から〃同一労仂同一賃金の原則にたつ大巾賃上げのためには、職能別の横断的な組織にしていくことが必要ではないか〃といわれ、太田議長は〃臨時や中小の低い賃金をなくし、技術革新による若年層の不満を解決することが当面の内容だ。そのために一人前になれば誰でも一万八千円ということで、それ以上は職種別にあまりこだわる必要はない。賃金がぐんとあがった上での戦略は性格がかわってくる。年功序列賃金が多くの労仂者をとらえている事実にたって底をあげることを中心にした大巾賃上げで統一することが力量をたかめることになる〃と答弁した。

全逓佐賀地本から〃安保共斗を地域に組織するのですら大変なのに、大巾賃上げでストをやれば、農民等から足をひっぱられて、安保共斗もうまくいかんのではないか。両建をどう考えているか〃という意見がだされた。これに対して、

〃経済問題にまでひろげんと平和問題はひろがらない。農民も貧困からくる即物的な考え方をするので、経済面で提携することを中心にすえるべきだ。地区労あたりを中心に運動者同盟といったものを発展させ、全体の賃金で常駐者でもおくようにしていけば、共斗発展

はすすんでいく〃として、炭鉱共斗の軸として労仂者を結集することの必要性を強調した。

失業者組織化に大量オルグ

合理化反対斗争について、全電通の代表から〃もっと時間短縮について強調せよ〃との意見がのべられたあと、失業反対斗争について若干の意見がだされた。

全鉱からは〃山間のヤマには貧しくて上級学校にいけない子弟のみが残り、就職の世話が教師によって細々とされている実情と、就職について組織が大きくとりくめないか〃と訴えた。

全庄は〃自らの非常勤職員という問題をかかえて、臨時工制の撤廃と定員試験をなくす斗い〃を強調した。

労働の仲間は〃首切り反対斗争が、大量の失業者の存在と表裏のものとしてとりくまれていない実情〃についての反省がおこなわれた。

これらの意見につづいて、太田議長は

〃失業者、中小労仂者の斗争を軌にかけば構造的改良ということになろう。しかし、そこにいくには、なによりも組織化することが重要だ。いま年に五〇円だしているのを月五〇円にすれば、オルグを三〇〇から三千名にできる。もっともっと実体を訴え、組織労働者の問題にしていくことだ〃と考え方を示した。

台所からくずれることはない

午後は、まず三池主婦会勝秘事務局長が斗争体験報告をおこなった。

二八年の一一三日の斗いとともに生れた時から、三池の斗いを背後から支え、時には会社にデモをかけ労務し、夫達を激励してきた主婦会の歴史にふれながら、現在の状態を次のようにのべた。

予想される全面ストにそなえて、昨年八月に一万円生活を企画し、現在では、すでにやっていける自信が次才にひろまってきていること。そして、この生活を守りぬくことが、三池の斗いを勝利させて保安物件の突破口とすることのできる道だし、全国の仲間の物心両面にわたる援助を活かす道だと考えていること。

最後、主婦の方から斗いがくずれることはないと確信をもった言葉でむすんだ。

三池だけでは勝利はない

次に灰原書記長が、斗いの背景と問題点について報告した。

昭和二八年にいたるまでの過程で大量に首切りがおこなわれたことをのべて、労仂組合の絶対的任務として首切反対をとらえていることを示したあと、今回の攻勢の背景になった問題として、①二八年に指名解雇を撤回させたことによる自信と他への波及 ②生産協議会に参加して政府決定をみとめさせたこと ③三〇年の長計決定 ④三一年の三权委員による増産斗争 ⑤科技化決定での安全確保問題をあげた。

続いて、三三年秋からの本格的攻勢を目前にした集中攻撃にふれ、敵が全体として結集してきているのに対しては、三池だけでなく、全労仂者を結集することなしには勝利しないと訴えた。

オルグ活動の集約

集会参加者はオルグとして三日間居住で交流して三池に多くのものを学びながら、それぞれ、主婦会・地域分会の代表と連帯の握手をし、うたごえを交え、斗いを自ら発展させることを誓いながら、最終日の集会に集った。

十名程の代表が、オルグ活動をつうじてえた経験にもとずいて意見をのべた。主なものは

炭労地区労ら〃三池はまさに日本一の名に値いする。主婦会も自信にみちている。しかし、統一斗争発展のために、大地評がもっと共斗を発展させるべきだ。福岡県知事のリコールの時位に地域活動をつよめるなら大牟田市民が三池だけになっている段階をぬけだせるのではないか

炭労（新居浜）〃安保と合理化の結合した理解が不充分だ。激しい攻撃をうけているのだから、よけいはっきりさせる努力がいると思う。また、組合に対する信頼がつよいが、三作の分裂にみられたような事態をおこったように、攻撃にくずれる弱点を内包してはいないか。討議を深めたうえでの統一と団結にたかめるべきだと思う。さらに、職制が個人をつかまえて一方的な教育などやるので、いっそ全面ストをやれという意見をきいた。

全逓らは〃職場ですらなかなか連絡ストがむつかしいように、三池といっても卒直にいってむつかしい。賃上げを中心にした要求でたちあがるよう努力する決意をあらたにした。

秋田地評らは〃離れていると、理論的に三池斗争を位置づけてとりくんでいても、具体的な実感のこもった態勢に支えられにくい。この点、宿舎にあたって、組合員・家族の気持が伝わるよう配慮されたい。

団結がんばろう

だされた意見について、議長団は〃自らの要求をかかげて統一斗争に発展させるため、参加者が三池の逆オルグとなる決意が表明された〃と共同宣言を集約した。

続いて、別紙のような〃全国の労仂者に訴える〃決議を採択したあと、三池労組・総評から閉会にあたってのあいさつがのべられ、民族のうたを合唱した。

総評組織次長の音頭で〃三池の仲間よ、団結ガンバロウ〃を三唱して正午すぎ全日程を終了した。

今後、各地評・単産は、地域・職場で討論集会を開いて、春斗体制をつくっていくが、参加者はその先頭になって活動することを肝に銘じて大牟田市を離れた。

No. 208
情報
九州炭労
1960年 1月 22日

たたかいつづける京の上支部
根づよい会社の意図ふん砕まで

京の上支部（鞍手郡鞍手町）の三四年下期々末手当斗争については、既報の通り旦を厳して斗われている。昨年十二月二五日以来ストに突入以来今日までに、才九波二二日目となった。会社はあくまで強硬であり、交渉を拒否して、斗いが一部幹部のセン動で行われているとの宣伝をやっている。組合員と主婦は、一月の寒空のなかで、会社の悪質な宣伝をはねかえし、全員土木作業に就労して、くらしを守りながら斗っている。

×××××××××

期末・第二波ストで年越し

三四年下期の期末手当が、古河の三一日を皮切りに大手・中小とあいついで妥結した。このなかで京の上と宮田は会社側の悪質な抵抗にあい、越年せざるをえない状態となった。

京の上では、このため昨年十二月二五日、二六日に才一波四八時間スト二八日、二九日、三〇日に七二時間の才二波スト、さらに才三波として今年一月四日、五日四八時間ストにはいり、頑迷な会社に対して打撃を与え、この日から、斗いは完全に長期化の様相をおびた。組合員と主婦は斗いつつ生活を守るため全員土工作業について仂いている。

たたかはねば殺される

四三〇〇円の回答のまま（要求一四、〇〇〇円）、交渉がもたれるうごきはなく、さらに一月六日からは斗いをつよめ、七六時間スト、七二時間スト、四八時間ストを重ね、二二日までにスト二一日をかぞえるにいたった。一体、京の上の組合員は、なぜこんなにまで斗うのだろうか、という疑問を商業新聞はなげかけている。

それは、こうなのだ。

赤字論をもち出してくる

会社は四三〇〇円の期末回答と同時に「赤字」をもちだし「一部幹部のセン動論」をもちだしたことである。もちろん、それが全部ではないが、その赤字論をみると、会社は、毎月出炭一五〇二トンで、個人能率が一二tしかないため、毎月トン当り一三〇七円の赤字という。その赤字が一八ヶ月に亘って六十万円にもなったのに、四三〇〇円の回答はよすぎる位という。

ウソで固めた赤字

会社のいうことは全くウソで固まっている。たとえば会社側の係長主任以上で構成する決算会議で、副社長は、「トン当り黒字は一〇〇円だが、一〇〇円ではどうしようもないから、もっと努力してくれ」といっている。赤字でないことが示されている。つぎに出炭であるが、出炭、労働組合がつくられてから、ほとんど会社は、毎月、出炭量、原価（たなんにつくられたものであっても）、就労時間、作業実績、支払賃金など、組合に当然なものとして資料の公開をしているが、ここでは、誰が、いつ、どの切羽で、いくら出炭したかという数字さえ全然みせようとしない。組合員は一二トンどころか二〇トンは出している。だてや酔狂で二〇年採炭はやっていない。会社は・・・といっている。

採炭さえそうだ。採炭した実績を組合にひたかくしにして公表しない。社長は歩留り三六％といい、組合への公式回答では会社側は五五％（六ケ月平均）と発表、採炭課長は歩留平均七二〜八〇％位という。こういう調子だから、会社の出炭実績、個人能率があてになるはずがない。

京の上の組合員は二〇トンをこす能率をあげながら賃金計算をやられるときは一二トンというのが、おそらく実情だろう。

斗いは炭坑のたて直し

さらに組合員は、会社のやりロー政策といっているに大きな不満をもち、今度こそ会社のやり方を改めさせなければ、また三一年当時になると斗っている。日刊炭労の三二年九月号に「一〇一日間の太陽」と題して上野英信のルポがある。そのルポのようなヤマにもどすため会社は攻撃している。

会社はこういう。「斗争が長引いているのは、さきに暴力行為で解雇された幹部六名が、復職斗争のため斗わせているのだ。組合員が六名をきれば旗はあげてやるよ」と。

組合員が怒るのは当然だろう。しかし、その怒りを長期ストで会社にぶっつけ、寒風のなか、土工作業でくらしを守りながら、斗っているのだ。

ゼロの力の第二組合

昨秋に才二組合の問題にかかると、かつては才一を超る努力をもち、全労の指導をうけ、ことごとに才一組合員と差別待遇を会社からうけていたが、幹部の献身的な活動と斗いの正しさのため、次々に才一に復帰し、現在は一八名（直轄六、職員六、坑外工作八）にへり、このため、才二組合員の新規も、石炭の一かけらもでないようになった。

新向山

労務費一五%切下げを提案

猪口鉱業が引き継ぎ創業以来、四年間赤字をつゞけてきたといわれる新向山炭鉱は、極度の金繰りヒツパクをきたし、閉山の瀬戸際においこまれつゝ、ようやく年を越したが、新年早々一月十二日、この合理化案が受諾されねば閉山のやむなきに追い込まれるとして次のような労仂条件の引き下げを提案した。

合理化案内容

1．減価消却、選手引当をのぞく今後の山元責任原価を二八〇〇円とする。以前の赤字は棚上げするが、これ以上の赤字をださないこと。

2．山元責任原価二八〇〇円は、八〇〇〇屯の出炭によって可能となるものであるが、生産性の向上によって、コストが逓減すれば、労仂条件を復元する

「註」

十一月出炭　七、六〇〇屯

十二月　七、四〇〇屯

一月目産は八〇〇〇屯ベースにのっている。

3　山元責任原価二、八〇〇円の厳守のため、労務費を十五%引下げる。この引下げの具体的案は次のようにしたい

イ、拘束時間を九時間にする

ロ、精勤賞与（月額一五万円）を广止する

ハ、日役作業に対しては作業の実態に応じて賃金を支払う

ニ、適正人員の配置と交替制の合理化を行う

ホ、月産八〇〇〇屯を上廻ったときは、コストが下るので出炭賞与をつける

4．物品費は十五%の引下げを断行する。これは、右合理化案の実行によって融資を獲得し、今後は現金支払いによって一〇%乃至十三%の引下げを実現し、又節約　合理化と併せて十五%の引下げが可能である。

5、経費は一〇%の引下げを行う

「註」

右合理化案の実行については、元利の支払が滞ったための金融機関、商社（三菱商事）から強く要請されているもので、合理化案断行に失敗すれば、融資をたゝれて閉山に追い込まれることが必至だと説明されている

斗争委員会と大会の意向

この提案が行われるに先立って、昨年末から労資協議において、経理事情の現況、出炭向上策が協議されたが、一月十四日斗争委としては「或る程度の合理化はさけがたい」との空気もあるが、「合理化反対」の基本方針を確認、一月十七日大会を開催して経過報告、組合員の率直な気持をまとめた結果、大会の意見は、

イ、八千屯がでた例はないが、今後の生産計画に自信ありや、大衆保護がやすくなり、選手もとれないジリ貧状態で閉山するよりは、早く閉山した方がよい。又誰かがきて再開することになるから賃下げはのむな。

ロ、賃下げは困るが、閉山はなおいけない。適当な妥協案はないか

ハ、何れにしても斗争の永引くことは困る、短期解決をはかれ。

の三つに集約され、解決前に再度大会を開くことを条件に「白紙撤回をめざして交渉、会社側の対案線交渉を行うこと」を決定した。

No. 209
情報
九州炭労
1960年 1月 23日

統一した国民の力で安保粉砕、沖縄返還

×××××××××××××××××

一月二〇日、午後一時より、安保改定阻止廃止福岡県共斗会議幹事会が開催され、オ十一次統一行動中央大会に参加した代表団からの報告とそれにもとずく討議を行い、福岡県における具体的な方針を決定した。翌二一日には、午後六時より社会党県議控室に於て、沖縄返還要求国民総決起大会に参加する福岡県代表団の結団式を行った。

安保条約改定の調印は、平和を求める世界の声を無視したアメリカ帝国主義者と岸首相によって行われたが、このような世界の流れに逆行する行為に対しては、全世界から激しい反対の声が湧き起っている。昨年末の運動の発展は、今年に入っては、更にその声が高まり、安保条約の具体的内容になっている沖縄の返還要求、基地撤廃要求等の諸問題をとりあげて行き、日本の進路を独立、平和、民主、中立の方向に向ける斗いが展開されつゝある。

×××××××××××××××××

オ11次統一行動の特徴！

一月二〇日の安保改定阻止廃止福岡県共斗会議幹事会では、一月一四日から一九日まで行われた岸渡米調印を阻止する全国オ十一次統一行動についての総括、それにもとずく討議を行った。

オ十一次統一行動の特徴としては、運動の発展に遅れがみえず、大衆的統一行動が維持され、あくまで条約の改定を阻止し、条約の破棄、全面廃棄などの表明の政治目標をかゝげて斗い抜く決意を固めてきたこと、この行動の中で、福岡県の著名な知識人、文化人によって福岡安保問題懇談会が結成されたこと、又婦人が安保反対の連絡会議をもち具体的に行動を起したことなどをあげ、いま安保改定阻止、廃止の斗いは、安保条約体制そのものに対決しつゝ、批准段階で国民の統一した力をどれだけ発揮するかという段階に入った、ということを確認した。

当面の具体的方針

このような新しい局面に際して県共斗会議としては、批准段階でのゼネストを中心に、国民各層の自発的な多面的な抗議運動を組織することが、当面の中心任務であるとして次のような方針を決定した。

(1) 改定批准反対の大署名運動（一月末日から三月一杯）とゼネスト体制の強化

各地区共斗単位で行い、労働者はもちろんだが、市民農民に重点を置き、全県百五十万を目標とする。（街頭進出、農村工作を行う）

この運動の中で署名を積極的に集める活動家を広く結集し、職場行動隊、部落内共斗組織、校区共斗組織、町村共斗組織（とくに農村における運動者と農民の共斗組織）などの末端組織を全面的に確立する。地元出身代議士に反対の要求を出す。この組織によってゼネストを支える力をつくりあげる。

県および各地区共斗は幹事会で討議し、ゼネスト要請を中央国民会議、総評、中立系中央単産、全労におくり、下部組織に流す。

(2) 県内行進

平和団体と相談し、三月初旬板付基地をめざす県内行進を行う。

(3) 無関心な人達に対する工作

(イ) 一人一枚の葉書を知人に必らず出すこと。

(ロ) 一人一枚のビラを作って貼ること。

(4) 小講演・学習集会

○新しい段階の斗争の意義について県全体の統一をはかるため、従来の規模のものをさらにくりかえし行うこと。新しい段階で教宣活動に力を注ぐ必要がある。

○二月十日午後六時　福岡市教育会館（予定）の福岡安保問題懇談会の講演会（学会、文化人、婦人、医師、弁護士などの各界の意見発表）の成功のために動員する。

(5) 沖縄返還国民総決起大会への参加と沖縄行進の歓送迎

一月二三日、鹿児島市山下町中央公園で行われる国民大会に各共斗から代表一名以上を参加させる。原水協、平和委員会主催の沖縄行進が県下を通過する際には、行進の歓迎、歓送の集会の組織、行進への一日参加を積極的に行う。

沖縄問題を本土国民の問題としてとらえ、安保条約の具体的内容として沖縄問題をばくろすること。

(6) 運動の交流について

企業合理化を中心とする労働者の斗争は長期に発展されている。われわれの安保改定阻止は、この労働者の長期の斗争を土台として発展する。全県下の各団体活動家を集めて長期の斗いをどう進めるかという課題で討議集会を開催し、問題を出しあい、経験を交流し、進んだところの斗いを全県にひろげるように努める。この集会の対象は、当該地区労、炭労、安保共斗でうち合せて立案するようにしたい。

目標期日は二月中旬、ブロック別に行う。とくに三池、二瀬、若松の活動家の出席を要請し、問題提起と経験報告をやってもらう。

21日沖縄大会代表結団式

一月二三日、鹿児島市に於て行われる沖縄ナイキ実験

反対、日本の核武装反対、沖縄の返還要求国民総決起大会に参加する福岡県代表団の結団式が、二一日午後六時より社会党県本部会議室で行われた。

参加者は二十数名で、経過報告、情勢報告が実行委員から行われ、この報告にもとずいて熱心な討議を行い安保改定阻止、廃棄の斗いと沖縄返還要求の斗いとを結びつけて斗うことことを確認した。

沖縄、民主勢力と統一して対決

経過報告で、金子県議（県本部理事）は今回の大会が開かれるに至った経過をのべたあと、実際のよびかけは本年に入って行い非常に短期間であったに拘らず、二〇日現在で一四一名の届出があり、予定の一〇〇名をはるかに上廻ったことを報告した。当日参加者の中にも届出をしていない者が多数あり福岡県代表団が二百名をこえることは確実である。

県平和委事務局長奥氏は、安保の内容になっている具体的問題をとりあげて斗って行くことが重要だ。今年早々沖縄返還要求をとりあげられたのは、そういう意味で非常に重要である。沖縄では昨年の台風で食物がなくソテツの実を食う状態が一部にある。その上にナイキ・ハーキュリーズの実験をしている。

この核兵器には核弾頭がつけられるので、もし戦斗が始まれば沖縄は死の灰に埋もれることになる。

沖縄問題が重要なのは、沖縄が今後の核武装の拠点であり、全世界的問題になっていることを考えねばならない。

しかし、沖縄では、現在　プライス勧告より以上の斗いが行われている。沖縄の民主勢力を殆んど全部結集した一八団体で共斗会議が結成され、琉球立法院も核武装反対の決議をするところまでいっている。

今度沖縄行進を決定したのも、この現地での斗いが大きく影響している。最初行進を提案したのは平和委員会であったが、これが安保共斗でもとりあげられ、安保の斗いと結合させ、安保共斗、原水協、平和委、総評、共産党、社会党で積極的にとりあげることになった。行進は二四日、午前九時に鹿児島市中央公園を出発するが、それ以降のコースは安保共斗・平和委で検討し決定することにしている。という情勢報告を行った。

沖縄行進を成功させよう

このあと討議に入り、この国民大会、沖縄行進を契機として沖縄の問題を積極的にとりあげ、安保の重要な内容として斗って行くことが必要である。この斗いを強めることにより昨年行った沖縄調査団派遣運動を成功させよう。こうして沖縄問題を全国民のものとし、日本の独立、平和、民主、中立の重要な斗いとして展開しようという意見が出され、午後七時半、結団式を終了した。

以上

新向山合理化斗争終結か？

合理化案の白紙撤回をめざして交渉をつづけていた新向山支部は、一月二十日二十一日の徹夜交渉の結果、交渉団として最後案と思われるところまでにつめたので、この案を一月二十四日大会にかけて賛否を問うことになった。この案は

1. 全国的に行われる賃金交渉はこの措置にかゝわらず行われる
2. 速かに生産委員会を設けて、出炭の隘路と労務政策について検討、改善する
3. 会社は向山の意志とかえ再建のため努力を払うことをハッキリ意志表示する
4. 今後は賃金の引下げを行わない
5. 賃金は完全支払を確約する
6. 一月以降月収の一〇％を引下げ、精勤賞与を中止する。
7. 坑内可役作業は採炭本人給の九五％を最低とした請負給を採用、出炭の向上を図る
8. 出炭が上向したときは賃金を復元する

八五〇〇屯以上　三％
八八〇〇屯　〃　五％
八九〇〇屯　〃　八％
九三〇〇屯　〃　一〇％

9. 社内預金七五％については担保物件を調査の上提供する

以上の報告をうけた九州炭労は、緊急執行委を開いて事態が早急解決を必要とする事情と交渉経過を了承、新向山支部がこの提案の受諾することを希望して指導することにした。

1960年　月23日

No. ~~269~~ 260

情報

九州炭労

1960 年
1 月 23 日

三池 二十五日一番方よりロック・アウト
組合・全面ストで粉砕……

会社は自らの経営の失敗からくる矛盾は隠蔽を図あい、労働者に対し、低賃金をふりまき、石炭産業犠牲時期をつくりあげ、これを口実に首切り、賃下げ、労働強化と相つぐ一連の攻撃のあと、遂に二十五日一番方よりのロックアウトを通告して来た。組合は直ちに政府中労指令第一八一号に基いて全面ストを通告、ここにわれわれの運動全体を賭する激突が開始された。

ロックアウトにストを通告

二十三日午後十一時五分、会社側大沢労働課長が三池支部宮川組合長に、事務所を除く三川、四山、宮浦、本所のロックアウト通告書を手交した。組合側もまた直ちにスト通告をおこなった。

ロックアウト通告書

会社は別紙記載の要領に従い、昭和三五年一月二五日一番方以降、今次争議解決までロックアウト（作業場閉鎖）を実施します。

一、会社は、いわゆるエネルギー革命にもとずく石炭産業全般に亘る極度の不況に加うるに当初の特殊事情である「低能率高賃金」という企業経営上致命的な悪へいにわざわいされて、会社経理に決定的な破タンを生じ、早急に根本的対策を講じなければ、遂には倒産のほかはない事態におちいったので、企業の存立を維持し、従業員及びその家族の生活の基盤をヨーゴするため、慎重検討の結果、昭和三四年一月一九日、三鉱連に対して企業再建案を提示し、労使二十数回に亘る団体交渉の末、一応同年四月六日妥結をみるにいたったのである。

右妥結に当り、当方としては貴方の全面的協力を期待したのであるが、希望退職については、退職者数に対し、はるかに遠く、また山元交渉事項については会社の切望なる要請にも拘らず、その交渉は同年五月六日及び七月一八日の両度断絶されたのみであり組合員の実質的協力をうるに至らなかったのである。

而して、この間、会社の経理事情は、一段と悪化の度を加え、同年七月以降は賃金の一部遅払を余儀なくされるほどの苦境におちいり、会社は企業存立のための最後の措置として、同年八月二八日、いわゆる第二次企業再建案を提案するのやむなきにいたったのである。

二、しかるに貴方は、ますます深刻化する会社の苦境を考慮することなく、絶対反対の斗争を展開し、再建案の提案以来今日に至るまで、その態度を固執するとともに、その間、延べ一時間五〇分のスト及び二四時間ストの争議行為を反復し、今後とも反対する体制をかためている。また、これをあわせて「生産点における斗争」あるいは「職場斗争」と称し、監督者または職員に対する激しいつるしあげ、坐り込み、入坑遅延、作業拒否等、本来のストライキ以外にも直接業務遂行が長時間に亘って阻害される事実を生ぜせしめたのみならず、作業所全般に著しい秩序紊乱をまねき、平常の操業日に於ても作業能率を甚だしく低下させ、出炭は極度に抑圧される結果となったのである。かくの如く、多岐にわたる貴方の争議行為のために、会社の損害の蓄積、減出炭が数ケ月に及び今日、会社の損失は想像を絶するものがあり、このまま空しく時日を徒過することは、企業の存立上、到底許されない状態に達したのである。

三、会社は第二次提案以来、前後二十数回にわたる交渉をもち、究極企業再建の実現を図らんと努力したにも拘らず、いかんながら協力を得られず、やむなく人員整理の基準該当者に対して、同年十二月十五日付をもって指名解雇を実施せざるをえなかったのである。その結果、所期の生産体制を整えるため、貴方に対し配置転換につき協議を申入れ、同月十五日以降、今年一月七日まで団体交渉を続けて参ったが、いかんながら貴方は当方の本旨に対して一考も与えず、配置転換を全面的に拒否したのである。

よって当方は、やむなく本人の希望を調査、参酌の上、一月二十日以降、一部の従業員に対し新勤務命令をもって所属職場による就労を命じたのであるが、右措置も、人員減によって生じた空席を全部一挙に補てんする至当のものではなく、とりあえず会社の存立維持に直接する生産現場のみに限定したものである。

しかるに貴方は、この必要最少限度にさしひかえた当方の措置に対しても全面的に抗争し、個々の該当者をして新業務命令を拒否せしむるにとどまらず、会社の阻止を無視してあえて旧職場に強行就労せしめているのであって、かかる行為は、本来の許される限界をはるかに逸脱し、会社に固有の経営権に対して、積極的侵害を加うる不当な争議行為に属したものであることは、明白である。

四、また、三川鉱本層下より二一卸への部内移動は、第二次再建案をめぐる労使間の紛争とはその本質を異にし、むしろ平常業務に属する問題であるので、かねて貴方の協力を要請し、条理をつくして協議をつづけてきた次第である。

しかるに貴方は、ただ単に企業整備反対斗争中との一事のみをもって、会社提案を拒否し、ついに一月二〇日、会社はやむなく業務命令によって就労せしめようとしたのに対して、作業拒否または強行就労せしめるなど、不当な業務管理行為をあえて実行するにいたったのである。これがため、三川鉱においては甚だし

く職場の荒廃をきたすと共に、将来共正常な業ムの運営は全く期待しえない事態におちいったのである。

五、以上申しあげた通り、会社は才二次企業再建案を提示して以来、今日まで数ケ月に及ぶ貴方の干渉に由来する紛争、出炭の低落のもとに、たえがたきをたえてきたのであるが、結末もなお、去る二日二四時間スト等の争議行為が強行され、加うるに上述の如き業ム命令拒否、積極的業務妨害等々次々に争議行為を累加されるにおいては、経営状態は悪化の一途をたどるばかりであって、状況の好転は全く期待しえないことは自明の理である。

こゝにおいて会社は、貴方の争議行為に対抗して、企業の存立を確保すべき唯一の最後手段として、臨時措置の通り、やむなくロックアウトの実施を決意せざるをえなかった次第である。

なお、保安要員、業務係員の措置その他については、一月二三日十二時より貴方と協議いたしたく申入ます、

別　紙

一、三池炭鉱労働組合の組合員については三池鉱業所中、次にかかげる保安及び三池港務所に勤務する者を除き、働きにくることをお断りいたします。

1、保安要員

鉱山保安法にもとずいて、保安の業ムを行う者

2、業ム要員

次にかかげる業務を行う者

イ、三池鉱業所病院、同鉱業学校、同社宅事務所、同社宅浴場、同独身寮、従業員の宿舎、同クラス（山ノ上クラス、鉄砲町クラス）及び同保育園の業務

ロ、保安要員及び業務要員の業務に関連し、会社と認められる業務

二、三池炭鉱労働組合の組合員が、次の場所、施設以外の当鉱業所の一切の土地、建物に立入ることを禁止いたします

1、社宅（附属施設）

2、前記一の1のイにかかげる業務要員の勤務する施設

3、前各号にかゝげる施設にいたる通路の道路

なお、保安要員や業務要員として働きにくる組合員であっても、仕事をする必要がある場所、施設以外に立入ってはなりません

三、保安要員、業務要員及び三池港務所に勤務する者以外の組合員に対しては、この措置を実施する期間中は、一切の賃金を支払いません

なお、組合員たる係員が組合員たる従業員を指示して遂行就労することがあっても、会社としては、賃金の支払その他一切の責任をおいません。

四、前記の当方の措置の実施にあたり、保安要員として指定されたものが、これを拒否して働きにこなかったり、保安要員その他会社の業務を行う者を妨害したり、あるいは、いわゆる職場放棄等当方の意志

に反して就労拒否の行為を行うことは、正当な争議行為ではなく、スト規制法、労調法、鉱山保安法、刑法その他の法令違反となることが多く、これらの違反行為があった場合には、たとえ上部組合の指令によるにせよ、労働組合及び組合員はその責任をまぬかれることはできません。のみならず、会社としても、かかる違法行為については、厳重に処分することにしますから、右趣旨の実施にあたっては、説明の御評をはかることのないよう特に御留意ください。

25日ロ・ア反撃総決起大会

組合は、午前十一時半、炭労に連絡するとともに、三池支部戦術委員会を開き具体的な闘いの戦術を検討した。ロックアウトが行われ、全面スト才一日目である二五日は、大牟田市延命公園において午前十時から「不当ロックアウト反撃総決起大会」を開催する。

なお、二三日からは九州炭労今下の大正、二瀬、杵島、山野、宇部、貝島各支部のニエースカーが三池に入って宣伝活動にあたっている。

また幹部を解雇

会社はロックアウト通告寸前、またも活動家の懲戒解雇を通告してきた。

通告をうけたのは、四山支部四方カツマ分会長西田明氏と本所支部保安係長太田勝利氏の二人で、西田氏は二〇日の炭労指令によるスト時の行為が労働協約に違反するというかかりをつけ、太田氏は燃料（コークス）の払出しにあたって違法な行為を行ったというもので、狂気じみた会社の行為は全く正常を失しつつある。

以上、

全支部二五日に一斉職場大会

ロックアウトの攻撃に対して、炭労は二二日付一八一号指令をもって、三池支部に対しては直ちに全面ストに突入することを指令すると同時に、傘下全支部は三池支部のロックアウトの期日——二五日との通告をなされた——に、時間外一斉職場大会を開催し、三井鉱山に対する抗議、三池支部に対する激励を決議せよ。支部はこれを集約して、三井鉱山本社、三池支部に打電」するよう指令している。

抗議先

東京都中央区日本橋室町二の一　三井鉱山本社

激励先

大牟田市不知火町　三池炭鉱労働組合

No. 213 情報 九州炭労 1960年 1月 27日

"沖縄返せ"の鹿児島アピールを採択

二三日の大会にひきつづき沖縄行進

一月二三日、日本の南端鹿児島市に於て、沖縄のナイキ演習反対、日本の核武装反対、沖縄の返還要求国民総決起大会が、沖縄県人会・社会党・共産党・原水協・平和委員会・総評・民青等四十団体以上、約千五百人が参加して第一次集会、第二次集会での熱心な討論を通じて大会宣言・鹿児島アッピールを満場一致で採択した。この大会には、沖縄代表五三名の外、九州各県からの代表を初め、遠く宮城、茨城、愛媛の安保共斗代表など、六百名以上が参加し、この鹿児島アッピールを全県各界の指導者・国民、並に日本国民に向けて呼びかけると共に、二四日から平和委員会のよびかけによって行なわれる沖縄大行進を成功させるため、職場・地域で支持・協力を促進すること、この大会を契機に沖縄返還要求の国民運動を起して行く事を決定した。

大会翌日、当初の予想をはるかに越えた三百名の参加者を得て、沖縄行進は、鹿児島市役所前を出発し沿道の人々からの協力と激励を受けながら東京へと力強い平和行進を始めた。

参加者予定をはるかに上廻る.

午前八時三〇分、列車は鹿児島市に到着、代表団は、前日から来ていた代表団と共に、第一次集会〃沖縄労働者と各県代表、中央団体代表との懇談会〃に参加した。最初、この国民総決起大会を準備した実行委員会（沖縄県人会団体、総評、原水協、鹿児島原水協、鹿児島県評）では参加者がこれ程多数来るとは考えていなかったようで、第一次集会の会場は一会場、しかも百名を収容できるところしか用意していなかった。

二二日鹿児島に到着した福岡県平和委、原水協等の代表団は、実行委員会のとりくみの不足を指摘し、沖縄返還要求国民総決起大会を成功させるための各県代表と共に要求し、第一次集会の会場を、第一、第二、第三に分け、代表団全員を収容した。

独立の斗いを強めよう

第一会場には、中央団体代表、各県、各区代表者百名が集った。第二・第三会場は、それぞれ水産旅館、大隅旅館の大広間を開放し、二百名以上を収容した。夫々の会場共立すいの余地もない程参加者がつめかけ熱心な討論を行った。

第一会場では、この沖縄返還要求国民総決起大会を一時的なカンパニヤに終らせようという意見がだされ、これをめぐって活発な討論が行なわれた。

この大会に参加した代表団の多数は、今迄斗ってきた安保改定阻止の斗いの中で、日本の独立と云う問題のとりあげが弱かった。そうした弱点が沖縄の問題を安保改定阻止と廃棄の斗いの中で重要な問題である事、日本が北緯二七度線で二分されている限り、日本の独立はありえないという事をはっきりさせる事ができなかった要因だ。今后の斗いでは、この様な弱点を克服して行かなければならない。そのためにこの総決起大会を契機にして沖縄の祖国復帰運動を国民運動として発展させ、安保改定阻止廃棄の斗いと結合させて進めていくことが重要である。と発言し、福岡県平和委員会が提案した一月二四日からの沖縄行進を支持し、の運動を積極的に進めて行く事を確認した。

宮城県安保共斗代表も、「私は宮城県に帰ったら早速宮城県から東京へ向けての沖縄行進の組織化に取組みます。九州の皆さんも頑張ってこの行進を成功させ、沖縄返還要求を国民のものにするため頑張りましょう」と訴え、万場の拍手をうけた。

第二、第三会場でも沖縄行進が提案され、万場の支持をうけた。

第三会場では、三池炭鉱労組の南條さんが、三池の斗いの実情をのべ、三池の斗いも安保の斗いの重要な一環であり、沖縄返還要求とも結びついていると考える今迄、私達は、沖縄の実情をあまり知らなかったが、今大会を機に沖縄の実情を組合員や家族の人達に知らせ、共に斗って行きたい、と述べて参加者一同から力強い激励をうけた。

北緯二七度線で分断された沖縄の現状

こうして当初準備不足でまごついた第一次集会も、参加代表全員の熱心な討論によって多くの成果をあげた。第一次集会第三会場では、下地代より大要次のような現地報告が行なわれた。

①、サンフランシスコ条約で、沖縄の司政はアメリカの高等弁務官が行うようになっているが、実際はアメリカ占領軍司令官が兼務して行くようになっている。アメリカ大統領の行政命令が、布令、布告、指令ということで発せられて法として沖縄県民の生活を縛している。明治憲法の一部もいまだに生きている。

②、立法院議会は、財源措置として、ゼイタク品に50%の税率をきめたが、アメリカはこれを拒否し五%におさえた。

（うらへつづく）

3、渡航申請をする場合、渡航申請として過去四ケ年間の活動来歴を書かねばならない。

4、中部の具志川で、ある人がアメリカ兵に家を貸したところ、主人の留守に奥さんを暴行した。これを知った主人がアメリカ兵の部屋にとなりこんだ。これが問題とされ、主人は家宅不法侵入で罰せられようとしている。

5、沖縄コラード事件といって、四〇米しかはなれていないところにいた農民を鹿とまちがえたということでアメリカ兵が射殺した事件が起っている。

6、現在、沖縄の人口は八五万人だが、そのうち失業者が五万人、潜在労働者が一万人、労組数五四（一労組のうち約1/3が未許可）ー労組を認めるかどうかは布令一四〇号によりきめている。ー最近この問題につき、布令一四〇号は行政規定違反である、という松本判決が行われ、民主勢力を力づけている。

7、アメリカ軍用基地は全面積の一二と％だが、飛行場附近では、要地の八五％以上が接収されている。地代はプライス勧告反対斗争を通じ、ようやく年、一坪当大円二〇銭から四〇円になったが、そのうち二八％は間接税として接収されている。現在一戸当り耕地面積は三、五反だ。そのうえ、昨年の台風で一〇八二億円、四八人の死亡という被害をうけ、宮古島等では、ソテツの木を食い、そのために中毒を起している人がいる。

8、ナイキ実験のためキビ畑を一六〇坪やかれ、オ二回目の実験では破片が住家の上に落ち、更に危険を招くという事態が起っている。

最後に沖縄代表は「北緯二七度線で日本が分断されていることを忘れないでほしい。この分断線をのぞかない限り日本人民の幸福はありえない」と訴えて報告を終った。

"沖縄を返せ"のうたごえも高く

二三日午後一時から、沖縄のナイキ演習、日本の核武装反対、沖縄の返還要求国民総決起大会が、鹿児島市中央公園で約六百以上にのぼる全国からの代表と鹿児島県評を中心とした地元からの参加者約二千名によって開かれた。

炭鉱関係では、筑豊は平和委、安保共斗、原水協、民青等といろいろだが、嘉穂からの四名をはじめとして三池、田川、山野、方城、杵島、高島、小呎、小倉、九州炭労等より多数参加した。

沖縄代表も予定を上廻って五三名が参加した。このうち四名の代表はこの大会に参加し、沖縄行進の先頭にたって進むために困難な条件をのりこえてやってきた人達だ。大会は、民青、うたごえ行動隊の指揮による〃沖縄を返せ〃の全員合唱で開会した。

沖縄を返せの大運動を起そう

川崎鹿児島県評事務局長は開会の挨拶で「日本が北緯二七度線で二分されている限り日本の独立は無く、日本人民の幸福はありえない」と述べた。

つゞいて来賓挨拶があり、社会党の江田組織部長は「安保改定阻止の斗いは、国会批准という非常に重要な段階に入ってきた。この斗いの中で沖縄問題をとりあげることは、運動全体を発展させる上で非常に重要な位置をしめるものである」と述べた。共産党を代表して飯島五郎氏は「この大会は安保条約批准、サンフランシスコ条約破棄の斗いの新たな出発点である。沖縄の人民に加えられている圧迫は、日本人民に加えられているものである。民主勢力の一部には、この国民総決起大会を一時的なカンパニアだけに終らせようという意見もあるが、これには賛成できない。われわれはこの大会を出発点として日本の独立、平和、民主、中立をめざして、安保改定阻止、破棄、沖縄返還、核武装反対をともに大きくとりあげて斗いを一段ひろく大きくもりあげて行かねばならない」と述べた。

安保は二年で粉砕　市長あいさつ

最後に平瀬鹿児島市長は「ソ連の軍縮ー軍備全廃ーの提案が行われ、世界は雪どけの時代に入っているのにこの歴史の流れに逆行して、岸信介とアメリカ帝国主義者は、安保改定を行いアジアに冷い戦争の緊張を強めようとしている。しかし、こういうやり方は、二年と続かないだろう。われわれの未来には、宇宙への旅行という夢を現実のものにするほどの明るい道がひらかれている。このような中にあって、沖縄では一部の戦争資本をのぞいて県民はまずしく、苦しさに呻吟している。我々日本国民ならだれもこれをみのがすことはできない。民族の独立と平和のために更に団結を固めて頑張ろう」と訴え万場の拍手をうけた。

那覇でも大会開く

大会進行途中、那覇より電報が入り、この国民総決起大会と期を一にして那覇でも大会がもたれたと報告があり、今後の斗いへの決意を更に高めた。

基調報告では、佐賀県評政治部長より、大会をもつまでの経過と今後の運動方向として、安保改定阻止、破棄の斗いとともに沖縄問題の重要性が強調された。

基調報告のあと、予定になかった各分散会の総括報告が、山口県評秋村氏から行われた。この報告では①、日本国内が北緯二七度線で二つに分断されていること、②、討議の中で安保の斗いと沖縄返還要求の斗いとの関連が明らかになったこと ③沖縄返還要求平和行進を成功させることを全国に訴え、この行進を成功させるために実行委員会を存続させ、この大会を契機に更に運動を発展強化する。④沖縄のナイキ、ハーキュリーズの実験で実害をうけている名護、名崎の漁民の問題をとりあげる。⑤、三池の斗いは、安保の斗いの中で重要な位置をしめるものであり、全面的に支援、協力する。という点で意見の統一をはかることが出来たとのべられた。

そのあと続いて兼島沖縄県労協委員長の現地報告があり、

沖縄のナイキ配備反対に関する決議
沖縄返還要求に関する決議
日本の核武装反対に関する決議
沖縄の布令政治撤廃要求に関する決議
安保条約改定反対に関する決議
自衛隊核装備反対に関する決議

の決議を行い、最後に「大会宣言」として「鹿児島アピール」を採択して市内デモに移った。

このデモには、長崎、熊本、日南各市から、われわれの生活を破壊する核武装に反対し、沖縄を祖国にとりもどそうと、漁民もノボリを掲げて参加し、メーデーを上廻る盛況なデモを行い、沖縄返還の声を鹿児島市内にとどろかせた。

夜、交流会を開く

大会終了後、日本平和委員会小林氏を囲む平和活動家の座談会、この大会に参加した青年の交流会、沖縄代表との懇談会等が行われ、各地域の計画を報告交流すると共に現地鹿児島の青年労働者へ大きな励ましを与えた。

沖縄行進はじまる

大会翌日の二四日午前九時三〇分、鹿児島市役所前には、沖縄代表四名（団長西銘幸和氏、那覇市青年団）をはじめ、鹿児島市内の全電通、市職、自労、前日の大会に参加した平和委員会、共産党、民青、国労、全林野、各地区労、県教組、原水協、大村共労、自治労、全司法等の代表、約三百名が集り、福岡県平和委員会坂井事務局長を責任者にして、午前一〇時、鹿児島市役所前を出発した。

この行進は、鹿児島―東京間を各県のリレーでつなぐ沖縄返還要求貫徹大行進で、第一日目は、山間の道を通り伊集院まで、途中、"沖縄を返せ"の歌を力強く歌いながら沿道の人々に沖縄返還要求を強く訴え、東京へ一歩一歩進めていった。

伊集院では、駅前広場より約四〇名の労働者がこの行進に合流し、駅前で歓迎大会が行われた。駅前の歓迎、拍手の歓声が送られた後、また夕日の山のふもとで行進隊の仲間が指揮をとって、"沖縄を返せ"を合唱したあと、"沖縄返還闘争万歳"と熱い決意を表明して第一日目を終った。

第二日目は伊集院から歩き出し鹿児島県内を四日間で歩き、熊本、福岡へと向けて炎天の下を元気よく行進を続けている。

以上

沖縄のナイキ配置反対、日本の核武装反対、沖縄の返還要求のため、この大会に集ったわれ〳〵は、世界の人々の平和を希求する強い意志に応え、戦争の惨禍をふたたび人類の上にもたらすまいと誓った日本国民の名において全世界のすべての人々に訴えます。

一九五二年四月二八日、日米講和条約の発効とともに、連合国による日本占領は終了したにもかゝわらず、日本領土の一部である沖縄、小笠原は依然として日本からひきさかれたまゝ、米国の軍政によって統治されています。

この事は国連憲章の主旨、平和の原則に反するものであります。

現在、沖縄はソ連、中国などに対する米国の攻撃基地として、また日本の米国への従属化とアジアにおける米国の支配を維持するミサイル基地として核武装化されています。

このため県民は、当然もつべき自由、結社の自由等の基本的人権と民主的諸権利を全くうばわれ、日本への復帰と米国の原水爆基地化に反対し、平和を主張するものは厳しい圧迫をうけています。

その上、ミサイル基地建設のため、農民は農地を取上げられ、漁民は漁業権を制限される等、沖縄県民の生活は極度に圧迫されています。

これらに対し、米国及び日本政府は、何等誠意をもって解決を図ろうとせず、むしろ逆に軍事的な政策が住民の声を無視して強行されています。

今や人類は、恒久の全面的平和共存が地球上に実現することを強く望んでおり、そして、その事によってのみ世界の平和が保持されることを確信しています。

われ〳〵は、このきわめて両陣営の対立を激化した非人道的な政策が沖縄を中心として日本全土をつゝみつゝあることを日本全国民ならびに世界各国の人々に訴えると共にわれ〳〵は自らの生活と生命を守り、祖国と世界の安全かつ全面的な平和を達成するため団結して、現状の打開を一段と強力に推しすゝめることを誓います。

世界の平和と安全維持のため、日々努力されている各国の指導者と真の平和を望む各国の国民が、われわれのこの訴えを支持されんことを心から期待します。

以上

★三池斗争★

全国オルグ四三名・27日三池より出発

三池二四昇で保安要員で問題起る……

ロックアウト二日目の二六日、三池支部は、協約破棄と共に全市にわたつて会社が行つた不当なロックアウトの宣伝を、一四台の宣伝カーを行つた。又炭労の指令による常駐オルグを含む全国オルグ四三名の合同会議を開き、オルグ編成を開いて、二七日それぞれ目的地に出発する体制をとゝのえた。もつとも挑発的な行為を続ける三川坑は、二五日自然発火を理由に、保安要員の増加を要求しながらも・組合本部よりの現地調査を拒むなど、あきらかな挑発をかけてきた。

全市くまなくニュースカーで

二六日 九州炭労大牟田本部は・県下一四台のニュースカーで、全市を網の目のようにくまなく宣伝活動した。炭労からは・田川、山野、貝島、宇部、三井、杵島、三池各支部のニュースカーが参加した。宣伝の中心はもちろん、会社側の不当な労働組合弾圧を狙うロックアウトの実情を市民にしらせ、大牟田市を真の市民のものにするためには、労働者と市民との結びつきが必要であることをアッピールした。

カンパ配分決定

総評大会の決議による三池支援斗争カンパの百円のうちの第二回分三千万円（第一回分は昨年暮、七千五百万円）の配分が決定・総評執行部と三池労組との話合いで次の通り決つた。

組合員一人当り一五〇〇円（長欠者一二月分一〇〇〇円）家族一人当り二〇〇円で二十八日支給されることになつた。

文工隊発足

三池支部ではかねて文化工作隊を編成して斗いの中での文化のいぶきの盛り上げをはかつてきたが、二六日三池支部文学部うたごえサークル・青年行動隊長より選出し・五〇名の大編成で活動するため・宮ノ原講堂で発会式を行つた。

発会式のあと・第一回の練習に入つた。この文工隊は今後各支部に派遣されることになつている。

自然発火はP.Rか

ロックアウト第一日目、会社は早くも宣伝のためか、三川鉱二四昇の自然発火問題をもち出して来た。二四昇は昨年十月十七日、自然発火の兆候があつたので、作業を中止し・四ケ所の遮断壁を作り切羽全体をコンクリート壁で万全の措置をしていたものであるが、二五日・自然発火のおそれありとして、保安要員の増員を組合に要請したため、二六日三池労本部が実情調査をするために入坑しようとしたところ、会社はこれを拒否した。このため引続き会社との間で交渉もされているが、明らかに会社は、組合が坑内の保全に協力しなかつたという口実をもうけるためのものと思われる。

以上

No. 214
情報
九州炭労
1966年 2月 2日

新向合理化案再否決！

ぬきがたき当局への不信と不安感

閉山をかけた合理化案が否決されたため、閉山通告が行われた新向山には、一月二六日佐賀県産業部長・商労課長が来訪し、

1、合理化否決即閉山は性急にすぎること
2、組合側も閉山をさける努力をしてほしいこと

を勧告した。この勧告をうけた会社側は組合に団交を申入れた。一方解雇通告をうけた組合員の中には、再度の大会を要請する署名活動がおこったので、執行部は

1、団交に応じて会社の提案をきゝ、この機会に閉山の条件も打診する
2、合理化案否決が閉山を望んだわけではない、との誤解もあるので、再度臨時の大会を開く、

ことを確認、署名活動を停止させた。

一月二七日の団交では、前提案のまゝ、再度の大会を開くことの回答を撤回するため、会社から一〇%のカットを六名にする旨の提案があった。

現地で開かれた佐々炭地共は

1、賃金面で行詰った新向山は、まず融資の獲得が先決である。よってどんな難きをしのんでこの際、合理化案を一応受諾する外はない。
2、しかし此の際、炭地共は新向山の抜本的な労務対策をえぐり、且つ生産不振の原因を全面的にわたって検討するための調査団をおくり、賃金カットの速やかな復元を促進する
3、再度大会を開いて、この大会を通じて賃金カット復元への前進的な構えを確立すること

を申し合わせた。

一月二九日、午前十時からの大会は延々十時間にわたる討議をつづけた。此の間炭労、炭地共からも説得をくりかえしたが、

1、現在の資金力と小山的な営業費や現在の人的機構では、早急に八千トンの出炭をのぞむことは困難であり、やがてジリ貧の閉山必至である
2、したがって 速やかな閉山がのぞましい

との大勢をくつがえし得なかった。

一月三〇日の無記名投票の結果は、前の否決票が一三票へったのみで、当局の前途に対する不信、不安感の根強さを語っている。

組合員数　四四六名
投票総数　四四四票
認める　一七四票
認めない　二六四票
白紙　六票

炭労、炭地共オルグは、閉山をさけるため全努力をかたむけたが、効果がなかったので閉山もまたやむをえないものとして暫らく事態を静観するため、引きあげることにしたが、これによって離山は不渡手形を出し、倒産必至であるから、閉山条件をきめる交渉が再び困難に到面するとき、指導することゝなろう。

福炭婦協 第二回お母さん研究集会

福炭婦協は、学習活動の強化をかゝげた行動方針にもとづき、昨年一一月直方地区で第一回「お母さん研究集会」を開催したが、第二回目を一月三一日午前十時より田川小学校で開催した。長崎炭婦協代表二名を含めて参加者は、田川地区六山を中心に約五〇〇名。首切りをはねかえす斗いと、婦人の権利を守る斗いが、キリキリによじられた一本の糸のようなものであることを、炭婦協は理性的認識にまでたかめつゝある。「お母さん研究集会」を成功させるため、田川炭地共各支部は全面的にも援助を惜しまなかった。福炭婦協ではひきつゞき、各地区単位にこの研究集会を開催していく予定である。主な討議内容は次のとおり。

分科会

（第一分科会　子供と教育の問題）

教育課程と勤評、青少年の不良化、入試と就職、教師と母親のつながり、等をめぐって討議した。子供の教育の問題であるため、参加者数がもっとも多く具体例にもとづいて経験を交換し、特に不良化については「我が子だけは……」という安心を脱し、原因をつきとめ組織の中で解決をはかろうと話し合った。

（ウラニツヅク）

（第二分科会　平和の問題）

「婦人運動をどのようにすゝめるか」「社会主義と資本主義」「子供の幸せをどのようにして守るか」「安保斗争」など、非常に広汎な内容であったが「色の白い人を美しい人とする我々の観念と、万葉時代に小麦色を美しいとたゝえたのとどう違うのだろうか、働かずに生活する階級を働かないように思わせられてきた私達の錯覚ではないか」という助言者の発言をきっかけに、討議が進んだ。

（第三分科会　生活と権利の問題）

生活保護と賃金、黒い羽根運動と失業者、企業合理化・くらしと物価　等の内容で討議し、特に中小零細の組合を作ろうにも作れないような人達に、まず手をさしのべること、又失業反対の斗いに重点をおこうということを確認した。

（第四分科会　組織のありかた）

畠堀教宣部長、川田教宣部長（婦対支部）が加わって、主婦会と組合のていけい、役員のあり方、個人と組織、職域確立と運営　などについて討議し、労働者階級の解放と婦人の解放の二つを統一して斗うのが実際だという事、活動の分野は違うが目的は一つだという事を再確認した。又家庭を犠牲にする役員の悩み [illegible] 或程度やむをえぬとの発言があったが、育児・教育・家事などを社会的に共同化する努力が大切であろう。

No. 215
情報
九州炭労
1960年 2月 5日

安保批准阻止の斗争方針決る（福岡県共斗）

行進、署名、組織倍加など

二月三日午後一時より、オ一一回福岡県安保共斗幹事会が福岡市婦人会館で開かれた。社会党、共産党、各地区共斗、単産、民主団体の代表約二〇数名が参加し、改定安保条約の国会批准阻止に向けての斗争方針等につき討議し、今後の運動方針を決定した。

決定された方針の骨子は、①沖縄行進が二月八日、大牟田に到着するので、各地区共斗で積極的に支持し、成功さすために努力する。②安保条約改定阻止、生活と権利を守る大行進を三月一〇日頃より一四日頃まで行う。この準備及び行進を通じて、地域共斗組織の確立、署名運動、自治体への要求を集約してより広い形を結集させる。③安保改定阻止署名、カンパ、手帳運動 ④共斗組織倍加運動 ⑤福岡県安保共斗の発展と体制の強化、年で改定安保の批准は絶対阻止するのだという固い決意をもって、われ〱が安保の斗いを中心にして合理化をはじめ諸要求を結びつけて斗うことが確認された。

国民会議の指導性を強化

これまでの成果

① 新安保阻止の行動が高まり、大きな前進がみられた。この中で、中央国民会議は、主要参加団体の意見調整に力を奪われて指導がたちおくれた。今後はもっと下部のエネルギを信頼して指導性をもつこと。

② 11次までの斗いを通じ、中央の指導性の弱さを克服して意思統一と相互理解が進められている。その中で全学連幹部の挑発的行動が批判され、全学連が統一を固めながら運動を進めるよう働きかける。

③ 11次までの活動を通じ、「安保批判の会」での文化人のデモ、キリスト者、仏教者協会の集会、デモ、婦人の声明活動、抗議行動などが広く展開している。

今後の運動方針

① 改定安保条約の国会審議の見透しは、三月中頃から四月中頃になるので、この時期に斗いのヤマをおき強力な統一行動をくむ。当面次の三つを基本として斗いを進める。

㋑、労働者の実力行使を中核とする。

㋺、実力行使の効果を発揮するため、弾圧対策をすすめ、労働者のストライキをつゝむ厚い国民の斗いとする。

㋩、適当な時期に岸内閣打倒、国会解散をうち出す。

(2) 沖縄行進の成功のため各県共斗で努力する。

(3) 三月中旬の統一行動と斗争計画

① 二月～三月に全口あらゆる地域で批准国会にむけ「安保改定阻止、生活と権利を守る大行進」を組織し、生活と権利に対する要求と自治体に対する斗争と結合させ、国民全体で運動をひろめ、共斗を強化する。

② この行進を軸として安保改定阻止批准反対の請願署名運動を起し、演説会、カンパ等を結びつける。

③ 三月中旬、通常国会における條約審議の山場にあたり全国の大行進を集約し十万人程度の大規模な集会を行う。当面第二次全国統一行動を二月二五日にする。

④ 四月中旬の衆議院での安保審議最終段階で労働組合の大規模ストライキを中核とし、国民諸階層の総決起体制を確立する。攻撃段階に全国代表者会議を開いて意志の統一をはかる。

三月中旬、四月中旬以降でも情勢に応じて統一行動を計画する。

行進と組織活動を結びつける

(1) 沖縄行進について

オ十回幹事会では沖縄行進はその政治的意義をみとめ、安保県内行進と統一して行うことを決定し、細目の具体化は事務局に一任されたが、技術的に統一はむつかしい状態となったので、一月三十日の拡大事務局会議で最終的に両行進は別個に行うことを決めた。従って沖縄行進はこれまでのスケジュール通り県内を通過するので安保共斗としては行進を支持し、各地区共斗が力に応じた援助を行う。

援助の具体的内容

① 行進の出迎え……各団体の活動家が自発的にできるだけ出迎えるように努める。

② 行進への参加……夫々の地域内の行進について各団体の活動家の自発的参加を要請する。

③ 沖縄問題の集会……宿泊地では沖縄代表を囲んだ懇談会を組織する。

④ 行進者の宿舎の世話……宿泊地の共斗会議で宿舎の世話をされたい。経費は行進者が原則として負担する。

⑤ ニュース・カー……この行進を成功させるためニュース・カーを持っている地区労単産はニュース・カーをこのために動員させる。

スローガン～ 沖縄を日本に返せ、沖縄の原水爆基地化反対、ミサイル実験反対、安保条約改定反対、アジアに平和を

沖縄行進スケジュール

2月8日　大牟田→柳川（市役所前）
2月9日　柳川→久留米（〃）
2月10日　久留米→二日市（〃）
2月11日　二日市→福岡（〃）

2月12日　福岡（市役所）↓古賀（高千穂製紙）
2月13日　古賀（高千穂製紙）↓赤間（町役場）
2月14日　赤間（町役場）↓八幡（市役所）
2月15日　八幡↓小倉（市役所）
2月16日　小倉↓下関（〃　）

「安保改定阻止、生活と権利を守る大行進

① 行進の目標

11次にわたる統一行動を斗う中で現在全国に九六二の共斗組織が結成され、警職法斗争よりも深みのある斗いが進められている。しかし、他面、広汎な国民を結集する点で不充分であり、安保改定が単なる外交条約の問題でなく政治・経済体制全般の反動化につながるものとして浸透していない弱点がある。

改定阻止の斗いの段階では、この弱点を急速に克服し横断的に団結し組織することが重要な課題となっている。そのためには地域と職場における多様な要求と安保斗争を結合させ、町ぐるみ村ぐるみの体制をつくらなければならない。

従って行進ではつぎの諸点に重点をおく。

㋑　県内八所に対する街頭・宣伝活動を行い、小集会署名・戸別訪問・カンパ等の活動と結合させ、この行進を軸として運動を広く拡大することに重点をおく。

㋺　国民諸階層の生活要求、地域要求をとりあげ、これを安保改定阻止の斗いに結合させ、発展させ、国民諸階層が全県的・全市町村的規模で参加するようにする。

㋩　本県の地域斗争と自治体斗争とを結合させ、今日の自治体は、行財政面からの中央の圧迫により国の末端実施機構になることを強制されているが、この要求斗争を通じて自治体住民の生活と権利が守られていないのは安保体制による自治体の破壊政策によるものであることを各層に訴えてゆく。

㋥　この各層のさまざまな生活上の悩みや要求を中央地方の予算に対する国民要求として安保体制と結合してとりあげる。三五年度国家予算案の反動性を暴露する。

㋭　中国に対する敵視政策を激化しながら、反動勢力の手によって日中国交打開を行いうるような幻想は全く誤りであり、安保改定に反対する立場に立ってはじめて日中国交が打開できることを強力に宣伝する。

2、行進の内容

㋑　各地区共斗が中心となり各地域の大行進を組織し市町村自治体に対する要求と抗議を行う集会をもつ。すべての市町村から県庁に向け県内主要三コースに代表を合流させながら進む。

㋺　九州各県の県内行進が完了したのち、福岡において「安保改定阻止、生活と権利を守る全九州総決起大会」を三月一四日頃、九州各県代表参加により開く。福岡県の県内行進がこの日に福岡市に入るようにする。

㋩　行進の前に各市町村における署名、集会、カンパ、戸別訪問等を行い、この動向を行進到着の時点に集約できるようにし、これを市町村自治体に対する安保改定の推進反対決議案と結合させる。

㋥　この行進は国民各層の身近な生活要求を市町村県の各自治体の理事者と議会につきつけ、その解決を求め自治体内でできぬものは国会、政府に要求する。

㋭　この時期には、国会で安保と予算が平行審議されており、自治体では予算の編成期であるので、軍備拡充と独占強化の予算に対決し、これをほりくずすため中央と地方に対する予算要求に結合させる。とくに厚生社会福祉を中心とする社会保障関係費、教育施設費、農山漁村関係の大巾な増額を実現する。この斗いを進める中で職場地域の共斗組織をつくってゆく。

㋬　市町村毎に予め諸要求を整理し、行進到着期日以前にそれを各自治体に請願や要求書の形で提出し、議会でも決議させるようにし、行進が到着した時回答をとりにゆけるようにする。

㋣　行進終了後も要求貫徹の交渉を行い、かつ共斗組織の拡大発展をはかること。

一五〇万を目標に署名運動

(イ)　大署名運動

原水爆禁止署名に示されたような画期的な署名運動を行い「国民世論」をわれわれの側に獲得する。

そのため三月一杯を目標に県下一五〇万票を目標にして署名運動を展開する。各地区共斗はそれぞれの地区の総人口の約三分の一をメドに署名目標を二月一〇日までに県共斗事務局に報告し、その目標完遂を目指して創意的に運動をくむ。

☆原則的に戸別訪問、面接による説得署名とする。

☆この運動の中で、活動家を広く結集し職場行動隊、各共斗組織などの末端組織を全面的に確立する。

☆署名の際、原則として一人一円のカンパを要請する。集った金は地区共斗に集約、1/3を県共斗に上納する。

☆署名は国会に対する請願署名とする。

ロ、手紙要請運動

総評の発行するタブロイド二頁の新聞を出す運動に積極的に参加し、協力支援する。

ハ、共斗組織強化運動を起す。各地区共斗は国民会議の方針を支持し、市町村校区に必ず一ケ所の共斗組織をつくるよう全力をあげて斗う。

ニ、福岡県安保共斗の発展と体制の強化について

福岡県安保共斗を恒常的共斗組織として確認し、その内容とする統一行動の目標（又は要求）をさらに豊富な中味のものとしていく方向を検討すべき時期に達している。諸団体の検討をまって、新しい共斗の性格を確認し体制を強化することを考える。決定の時期は四月上旬とする。

以　上

No. 216　情報　九州炭労　1960年 2月6日

新向山再建署名八三名に達す

複雑化してきた企友斗争…

××××××××

炭労、炭地共、執行部、代議員会をあげて再三の説得をしたにかゝわらず、「向山もやむなし」と合理化案を否決した新向山支部では、有志の署名活動の結果、八三%をこえる再建希望者があらわれ、複雑怪奇の動きをみせている。

××××××

二月一日、樋口社長は労組合同の大会を求め、

Ⅰ、再三の合理化案の否決であるから、今更合理化案をのんで再建してくれとは云わぬが、せめて平穏にいたった事情だけは、全従業員の義務として報告して諒解を求め、これを御別れの挨拶としたいということ、

Ⅱ、情勢判断のあやまりや、誤解があったとすれば今明日中に投票して態度をきめてもらいたいこと

を要望した。しかし、社長退陣後の大会はなお、「組合の態度はすでに決定すみである」と云う声が支配して解散した。

同日代議員会は「樋口鉱業を倒産させては退職条件もとれない」事情を考慮し、

Ⅰ、直ちに条件交渉に入り、退職条件の大綱を打診し条件交渉の困難を訴えて再建えの協力を要請する。

Ⅱ、この要請にあたって、執行部への不信感があるときは辞職する。

ことを申合せ、条件交渉に入ったが、団体打診する迄もなく、倒産を目前にした会社は、

(イ)、今回はおそらく債権者会議の中できめられることに従う外はないことになろうから、支払を約束しても支払能力がないこと。

(ロ)、社内予金、下期賃金の支払いについても同様

との回答をくり返すのみであった。

二月二日、この結果報告を説明る大会は、午前八時三十分、三〇七名で成立したが、いずれ閉山の声が強く執行部の辞職も認めず条件交渉の強力な推進を要望した。しかし、教育部長、生産部長と代議員から選出された交渉委員は一方的に辞職、同夜専任執行部正副部長と再建声明書を発し、職員組合の有志とゝもに再建希望者の署名をとり始めた。

しかるに同夜半すでに三七〇名（内臨時四〇名をふくむ）の署名があつまり、翌三日朝には三八〇名に達し、組合員の七〇%が再建に署名すると云う新現象が表われた。この複雑怪奇な動きの原因はなお探究せねばならないが、一応、

Ⅰ、時の経過と共に冷静な判断ができて来たこと

Ⅱ、社長の挨拶によって合理化提案の真相がわかりこれが大きなショックとなったこと。

が考えられる

よって炭労としては(イ)この新事態の上にたって組合が再建えのアッピールと説得を行うこと

(ロ)、署名運動が第二組合に転化して、統一を乱すことのないよう指導すること

を方針として指導しているが、二月五日現在すでに署名は四四六名（内臨時八〇乃至九〇名をふくむ）に達し、組合員の八三%に達しているが、尚、三十名程度が署名に応ずるとみられている。

W. 生・

筑紫。出水と落ばんで七名行方不明

六日午前二時、野見山鉱業筑紫炭鉱（一五〇名、炭労加盟）において、またも重大な災害がおきた。

現地からの連絡によると

筑紫炭鉱中卸一六片で採炭作業中、切羽面からの出水がひどいため（本成炭鉱の閉山のための溜水と推定されている）作業を一時中止し退避していたが、出水がつづくため、払面の資材を撤収することにし、資材撤収にかかり作業の終了寸前、払面炭壁の崩かいと同時に大量の出水がおこるとともに、落盤がおこり組合員五名と職員二名が行方不明となった。

詳細な情況については現地に急行した光永労働部長よりの報告をまって行うが、あいついで発生する事故に対して、われわれの対策をいそがなければならない。

ゆくえ不明の人

永沢	君	（年令不明）	家族 二
大竹	一郎	（ 〃 ）	〃 二
山口	浅松	（ 〃 ）	〃 不明
小林	強男	（ 〃 ）	〃 一
今村	幸	（ 〃 ）	〃 五

このほかに、職員二名が行方不明となっている。

総評主婦会結成準備すすむ

総評（三六〇万）傘下単産の主婦会は、現在三〇万の会員が組織されているにすぎない。中央ではとりあえず既にできあがっている主婦会だけでも、全国的なヨコの連絡をとり、七月に全国主婦会協議会を結成しようとの運動が進められている。

北海道ではアミの目のように主婦会を組織しようと、道主婦連役が昨秋から精力的な組織活動にのりだした。

九州での準備状況はつぎの通り

長崎 婦人団体協議会（会長　小林　ヒロ）があり、地区毎の連絡協議会が組織されている。

佐賀 総評主婦の会結成の動きはないが、一月三〇日県青年婦人協議会を結成、婦部長も正式に確認した。

福岡 炭婦協、国鉄むつび会、日通、西鉄などの主婦会で総評主婦会結成準備が進んでいる。嘉飯炭区では昨秋労組家族、失業者、民主団体の婦人たちで地区婦人協議会が結成され、[illegible]地区でもその準備が現在進められている。

No. 217　情報　九州炭労　報　1960年 2月 8日

三池　団結と統一を合言葉に…

教宣、生活対策確立、、、

新安保調印后の政府・独占の最初の攻撃であるロックアウトに対決して、去る二五日より全面無期限ストに突入した三池支部では、"団結と統一"の問題が大衆的に討議されている。足並をそろえて進むため、①、担当者・職場分会・行動隊各々の定期的な全員集会・②、特別教宣隊・文化工作隊の設置③、学習活動④、本格的な生活対策にとりくんでいるが、三池をつゝむ全国の労働者の階級的連帯もそれに劣らず巾とあつみを加えてきた。

きたる一五日からの炭労臨時大会では、三池、二瀬に対する生活資金カンパも提案される。今回一一万首切りの前哨戦としてかけられている、三池、二瀬の仲間の兵糧を支えると共に、既になしくずしに表われている合理化をはねかえす体制の強化をいそごう。　三池支部の状況の主なものは次のとおり。

四者会議設置

三池の斗いを全労働者の斗いに一歩拡げるため、二九日、大牟田地評内に、中央総評、炭労、三鉱連、三池労組の「四者会議」が設置された。四者会議には、各々の機関より三役の中一名をだして運営、三池支部の組織強化ならびに炭鉱全体としての意思統一をはかり、共同行動を発展させることが目的である。

春斗と三池斗争との関連について、四者会議は、「春斗にあわせて炭労も賃金斗争を展開し、三鉱連の斗いを包む体制をかためる。企業整備反対斗争が解決しなければ、賃金斗争の解決をまたないというかまえで斗い、又賃斗が終了しても全体で全企業整備反対斗争を包む斗いを継続する。時期をみて三井五山の戦術を強化し、炭労もそれとあわせて全山の実力行使を行う」と発表した。内外の教育宣伝活動その他の斗争費用として、毎月四者が五〇万円宛負担することになった。

社党、調査団入山

社会党三井斗争調査団（黒田、柴田、坂山、水原、坂本、田中）は三日来福、福岡県警、高検、地検を訪ねて警察に抗議した後、四日午前四時大牟田着、駅前で組合員、主婦の歓迎をうけて、たゞちに大牟田、荒尾両署に「争議に不当な介入をするな」と抗議した。両署長とも「争議に対決するな」と回答した。

大牟田署では、黒田団長から、

1、治療三日間程度のものを起訴しているが、これは会社に頼まれているのではないか

2、製作所分離当時、会社側が食管法違反で米四〇〇俵を持ちこんだ事には、組合からの申告があったにもかゝわらず、何等とりしらべていない、その理由はどうか。

3、昨年六月三川坑で発生した盗難事件は、会社とぐるになってやったのではないか

との三点にわたって鋭く追求した。

たじくの警察

横井署長は顔をこわばらせて、ありきたりの答弁で逃げまわろうとしたが、そこはベテランの弁護士、こもゞ細部にわたつての鋭どい追求に、四〇〇俵問題で大牟田署では、何等取調べていないと回答し、県警本部の取調べたというものと完全な喰い違いを示した。署長の隣席にいた県本部派遣の水上警部があわてゝ訂正したり、ぶざまなこと。盗難事件では当時の下手人町田実派出所長は、既に県本部公安課に転任させられていることが判明した。

一行は大牟田、荒尾両市役所、諸商連、三池鉱業所、三池労組などで斗争の実情とロ・アの影響について調査し、通常国会でロックアウトの不当性などを積極的にとりあげることに決定し四日出山した。

挑発にゆるがぬ体制

会社の挑発は日毎とみにたかまっており、社宅内を会社のニュースカーがまわり「ほかの支部では既に就労をとっています。貴方達も早く鉢巻をといて下さい」と呼びかけたり、再建同志会とか三池労組三川支部有志一同の名で炭労各支部に統一と団結を崩壊させる目的の悪質な文書を発送した。あせる者程失敗のヤマをつくりたがる、のことわざどおり、全く狂人じみたやりかただが、このような妨害は今後、三池内にとゞまらず、炭労、総評の仲間へ、ますゝロコツに向けられることだろう。三池支部内部に一部、いわゆる批判勢力があるのは事実だが、大勢はこうした切り崩しや挑発にのることなく、執行委員会の決定にもとずきねばり強く斗っている。主な活動としては

（通勤地域情宣）二日より八日まで、戦術委員、炭労中斗、総評オルグによる通勤地域の情宣活動を、校区単位に実施、各校区とも鉢巻をしめた主婦で一杯であった。情宣の内容は、会社の動向、第二組合対策、分離后の製作所の状況、転換の考えかたと最近の動き、生活対策等を中心とした。

（文工隊）目でみて耳できく情宣を目的に、うたとおどりで全地域を目指して巡回中。

（担当者・職場分会）一週間乃至十日に一回各支部ごとに全員集会を実施している。

（行動隊）各支部毎に月二回の全員集会を開催。

（特別教宣隊の設置）各支部ごとに設置し、中央委員

の中から選出し、十分な意見統一を行って活動している。

（日刊情報発行）

マスコミ対策委員会、通信連絡委員の合同会議（一・二八）で、日刊情報を全地域に流すことを決定した。マスコミ対策委員、通信連絡委員は、共に各支部から一名宛選出された。

① 通信連絡員は毎日午前九時三〇分に組合本部に集合し、前日の各支部の状況（主な行事、事件、その他）について報告し、

② マスコミ対策委員会は、その報告をまとめて〃日刊情報〃を流す。

〈注〉各支部に既に送附した三池支部の「日刊情報」は、こうしてつくられている。

尚マスコミ対策委員会は、このほかに商業新聞・雑誌等の論調、会社や御用団体の動き、三池斗争が各労働組合機関紙にどの程度反映されているか、等の問題を系統的に調査している。

（生活対策）一月三十日から二月一日まで各支部生活対策懇談会を開催し、一万円生活の経験を統一した。生活資金はたべるだけが中心であるので、新学期をひかえて古教科書を、子供につかわせる運動や生活切りつめに工夫をこらしている。「全労働者の暖い支援カンパで生活するのですから、台所からくずれることのないように、頑張りましょう」と主婦会では、ふたゝび一万円生活へ（家族五人）のモデルを示し、話し合いつゝ実施している。

文　上

No. 219　情報　九州炭労　1960年 2月 10日

三池　緊急態勢確立！

たかまる会社の挑発・・

不当ロックアウトにつゞく会社側のあくらつな組織かく乱工作に対して、三池支部は警戒体制の確立に努めていたが、会社やその外かく団体（灯をともす会、再建連盟など）は、昨今とみに挑発的な態度にでてきた。例えば野添・新港・原万田社宅では、会社のニュースカーが「あなた方は目を醒せ、いつまで幹部に盲従するのか、よその社宅ではもう就労をはじめているぞ」とか、灯をともす会は、支部の幹部活動家が会議にでばらったスキを狙つて、社宅にのりこみ立会い討論会などのよびかけを行つている。・同盟会議の設置で一段と我々の体制が強化したことに、おそれとあせりを抱いたこうした「就労勢力」の名をかたる敵の動きは黙視できなくなった。彼等は炭労臨時大会で決定されるカンパを阻止することに全力を傾けている。

既に各支部に「三川支部有志一同」とか「同志会」の名前で、カンパ体制を妨害する文書などが送られているが、このような動きについて討議した結果、戦術委員会は九日、次の指令をだして体制の確立をはかることにしている。

緊急警戒体制確立の件

前文～省略

１、各地域分会長は、全分会員の行動を完全に掌握し、支部斗争委員長の指示に即応できる体制を確立せよ

２、各組合員は、組合主催以外の諸集会に参加する場合は、必ず分会長を通じて支部斗争委員長の了解をうること

３、全炭労の組合的運命につらなる今次斗争の推進を阻害するなどの利敵行為に走る者については、厳重なる統制処分の発動を行う

４、その他具体的細部事項については、支部斗争委員長の指示にしたがえ

※　又、こんご就労勢力が集会しているところを発見したら、積極的にその場へのりこんで、説得活動を行うことに決定した。

筑紫災害　一名生存・二遺体を収容

ギロと落硬で作業おくれる・・

既報（情報二一六号）のとおり、筑紫炭鉱の出水災害によって七名の労働者が行方不明となったが、救護隊による排水、取明け作業が続けられた結果、八日午前〇時半頃一名が生存して救出され、同日午后八時すぎ二遺体が収容された。九日夜からは野見山本坑より一一名の応援をえて救出作業が続けられている。九州炭労では、炭地共ごとの保安斗争研究集会のあい間をぬって、労働部長を現地に派遣するとともに、福岡地区事務所・嘉飯山地区から調査団を派遣して現地指導にあたっている。調査団からの詳報がおくれているので、現地からのその後の報告をのせる。（十日午前十時現在）

救出作業の概況

既設の排水設備のほか、周辺各炭鉱からの応援をえて排水作業がはじめられたが、ギロがポンプにつまるなどのため、ポンプが再三故障して排水に時間がかかった。

八日午前〇時頃、一六片卸立まで減水したところ、救護隊保安部長が、卸立より七（八米の個所に応答をうけて、井上係員の生存が確認され、〇時三〇分頃坑外に救出されて、病院に収容された。（その後の容態は良好とのことである）

この生存に他の六名も、あわやという希望がもたれたが、八日正午頃一六片卸立より五米位のところに、二遺体が発見された。（深田実夫〈今村章・永冨恵〉）水で洗われた遺体は肉が流され、ギロでうまっていて取明けは思うにまかせず、応急措置をしながら進んだ結果、ようやく午后八時すぎに救出された。

残る四名のうち二名は、一六片の奥（一六片は六三米まで補修作業がすゝんでいるが、こゝから尹組はまで約二〇米位）にいると思われるが、落盤のため進行がおくれている。他の二名は、一七片の昇りにいると推定されて、一六片より迎え掘進をやってきた。わずかのところで貫通するまでになったので、先進ボーリングをやったところ、四・五％のメタンガスが検出され、生存は絶望視されている。

卸本線の方は、一六片より一七米位下まで減水（十六片と一七片間は約三〇米）させることができたが、水位がさがったというだけで、補修作業は手だされていない。したがって、一七片の昇りに二名が発見されない場合は、救出は大分おくれることになる。

新向山再建へ方針転換

反対派九〇名程度直に退職

再建署名が八三%に達した新向山炭鉱では、会社側が再建期成会の正式結成を認め、これとの間に再建協定を結ぼうとする動きが明らかとなってきたので、炭労並に炭地共は二月五日から六日にかけて、再建派と反対派の代表をあつめて説得した結果、次のような条件で速かに大会を開いて組合の一本化をはかることを申合せた。

すなわち大会は、

/、再建派・反対派とも双方の行動を反省して基本闘争を展開することを絶対さけること

2、前回までの決定を白紙にかえし、会社合理化案をのんで再建をはかること、

3、どうしても退職するものについては、会社をして次のような措置をとらせること

イ、二月七日までの退職者は事業上都合の解雇とすること

ロ、以後の退職者は、解雇予告期間二日前までは事業都合解雇の取扱をすること

ハ、退職金は再建前その半額を速やかに支払うこと　半額は社宅立退の際支払うこと

ニ、社宅は退職後も三ケ月間貸与すること

等の条件を確認して、満場一致の決定をすることになつた。

しかるに二月七日の大会は開会冒頭から反対派により再建派の分裂行動の攻撃が行われ、無記名投票による採決が主張されて混乱したので、やむなく同日午后三時から二月八日午前にかけて、三回目の無記名投票を行つた結果、

総投票数	三八八票
炭労提案を認める	二三五〃
〃　認めない	一四五〃
白紙・無効	八〃

をもつて炭労提案を確認、再建決定を締結することになつた。しかし反対派は投票の結果をみるや、直ちに退職願をだしはじめ、二月八日夕方迄にすでに九〇名が退職した。目下払切羽が二ケ所残存しているので、この退職は直ちには再建に支障を来さないが、復旧後この組合員の動きについては、慎重検討を要するので、生産見通し等に関する調査団の派遣等によつて貸付調査を行なうことにしている。

No.222
情報
九州炭労
1950年 2月23日

緊急

出水を理由に全員解雇
対策委、反対斗争を進める

××××××× すでに情報二一六号で御承知のように、出水事故で六名の犠牲者をだした高栄労組は、炭労調査団とともに、事故発生原因の追求と事故対策について交渉を行つてきたが、会社側はその原因や責任、事故対策を明らかにせず、二月二〇日の交渉で三月二〇日をもつて閉山することを表明、全員に解雇通告を発した。 ×××××××

指名解雇と企業縮少

一九日の団交で会社側は次のように企業縮少して採炭を行う案を提出した。

1、一六片から下の採掘は中止し、資材を撤収する

その理由は、水抜きをしないと採掘できない。その費用と期間を考えると困難である。鉱員が心理的影響をうけ、さがりたがらない。炭質がわるくなった。というのである。

2、一六片より上は、中卸の周囲を払つて逐次上る（炭量は約五千トン）

3、中卸の残炭柱の他に、左八片の切下り、右一片の延先、本卸右六片の先、現在中止している三尺坑の二卸右部、元斜坑残炭区、天瓶と三尺の露頭採掘等の採掘を考えている。（これらの採掘は約一年位）

以上実施のため、現在人員一四九名（臨時三五を含む）を一〇二名に減らし四七名を解雇する。解雇者の基準は ①生産に直結しない人 ②長欠者として指名解雇する。

全員に解雇予告

一九日会社から、出水事故により採炭条件の悪化に伴つて一六片以下の放棄と、資材撤収作業の申入れがあり、現地対策委としては、救援対策の一部条件は容めるが、その他については、炭労保安調査団の結果を待つて行うことを申入れている。ところが二〇日にいたるや、会社側は前回の採炭計画の態度を一変して、三月二〇日までに閉山し、全員解雇の通告と共に予告解雇状を発したが、二二日全員これを返上し斗争態勢を整備しつゝある。

対策委、団交申入れる

以上の報告をうけた九州炭労では、今回の会社の態度が、出水事故に便乗した閉山であることを確認し、当面次の方針で指導することにしている。

1、閉山反対斗争及び出水事故による諸要求などについて、会社側に団交を申入れる（二二日）

2、斗争に必要な対策委員会を設置する

3、出水事故による諸要求は閉山斗争と同時におし進める

4、今后の斗争戦術は炭労対策委の指示、指令によつて行動する。

尚二三日には炭地共会議を開き以上の方針を確認斗争をおこすと共に、各支部は、会社に対する抗議電と組合に対し激励電を打つなどの斗争支援を決定した。

目尾本鉱三卸で出水事故発生
配転などの問題で部分スト！

目尾炭鉱本坑新三卸中三払で、二一日午前二時突然出水事故がおこり採炭不能の状態になった。目尾支部では同払いを危険個所とみて再三会社に警告し、保安対策を要求していたが放置されていたもの。たまゝ日曜日であつたため人命に影響がなかつたが、平常日であれば多くの犠牲者をだしたのは必至である。先の炭労臨時大会で保安確保の斗いを斗争の柱として再確認した直后の事故であり、又重大災害の相ついで発生しているときであるので、目尾支部は保安対策上の要求と、切羽移転に伴う配転、賃金問題の交渉の成り行き如何によつては、無期限ストも辞さないかまえでいる。九州炭労では直ちに執行委員を現地に派遣し、斗争指導にあたらせるが、以下は現地より電話で報告されたものである（詳細は後報）

交渉経過

二月二一日 午前十時より交渉。決裂

二二日 新三卸中三払い五四人二四時間ストに突入。午后六時より団交～ものわかれ。

午后一一時～二三日午前三時小委員会

二三日 午前五時より代表交渉（継続です）

四八ストに突入。

午后四時より拡大斗争委員会（予定）

主な対立点

（会社側）水没のため採炭不能となつた五四人を、復旧するまで一時配転するが、賃金問題は労務課長の不在を理由に、賃金に触れぬまゝ配転を強行したい、

（組合側）配転計画は認めるが、配転先の賃金は全額採炭平均賃金（六四五円）を支給せよと主張している。

三池

主婦の怒りを結集する総決起大会

不当ロックアウトと対決して一万円生活の台所を守って斗う三池の主婦と、それを支える全国の主婦の会社に対するはげしい怒りを結集して「不当クビ切り合理化・ロックアウトに主婦の怒りを結集する総決起大会」が、二月一四日午前十時から大牟田市笹林公園で開かれた。この大会には北海道をはじめ全国からかけつけた炭婦協の仲間をはじめ、地元東圧産業の電気化学労組の社宅主婦、八幡製鉄労組の社宅主婦協議会、全鉱連総本の婦人部など、全国の主婦代表約三〇〇人と一万三千人の三池主婦が結集した。

以下は三池労組江上書記から報告されたもののばっすい。

子供はひきうけた

主婦だけの決起大会をもったのは、昭和二八年闘争直後の一一三日斗争のときと、今度で二度目なので主婦の意気ごみも大変なもので、組合員も「子供はおれたちが引きうけた」という暖たかい協力ぶりでした。ある地域分会では、出発する主婦たちを爆竹で鳴らして激励したところもありました。

炭婦協のうたで開会、三池主婦会副会長から遠路かけつけた主婦代表に感謝とかたい決意がのべられました。子供たちを代表して万田社宅の藤枝洋子ちゃん（小学校一年生）は「日本中のおかあさんたち、来て下さってありがとう、社宅には赤ちゃんが沢山います。首切りがきたら赤ちゃんたちが大きくなっていられません。おばさんたちがんばって下さい。私たちは一生けんめいお留守番します。会社に負けないようにがんばって下さい」と訴え、会場の主婦は目頭をおさえていました。

総評事ム局長から三池主婦会の斗争資金贈呈、そのあと日本炭婦協会長、北海道三井炭鉱主婦連、九州三井三山主婦連、労災対策委員会、大牟田市母親連絡協議会、三池労組組合長、総評事ム局長、八幡製鉄労組社宅主婦協議会、炭労野口副委員長、全国労金協会佐野理事長、日本共産党婦人部、道炭労オルグ、全逓福岡地本から力強いメッセージをうけました。一三人各々の代表が〃斗う三池の主婦を励まし、この斗いが三池だけの斗いでなく全労働者への攻撃だ〃と力強く激励しました。

決意発表

メッセージについて炭婦協主婦の会はじめ一一通の激励ヒロウ。三池六支部代表各々より

。一万円の台所を守りぬこう、。押し戻し運動をさらに深めよう。妻の愛情で夫を支え組織分裂を防ごう。労働者階級の統一と団結を守ろう」と意見発表しました。

スローガンを採択、大会宣言を発表して午后一二時四〇分に大会を終った。大会后全国代表を先頭に二隊にわかれて市中デモ行進を行いました。

大会宣言

私たちは昨年らい賃金遅払いや期末手当の不払という兵糧攻めをうけています。さらに一二〇〇名にものぼる組合つぶしの狙いをもった不当な指名クビ切りをうけ、そのうえあいつぐ攻撃のすえの不当ロックアウトをうけました。このような一連の攻撃は、私たち一人一人の生活と権利をその根元からくつがえし、資本家だけの利益を追求しようとするものであり、労働運動全体に対する弾圧であります。

人間が幸せと自由を求めること、働く者が権利をたかめようとするのは当然のことです。そしてその自由と権利を守り高める力の基盤は、労働者とその主婦の団結です。だから資本家は私たちの団結をきりくずそうとやっきになっているのです。しかし私たちの団結は資本家のきりくずしにこわされるようなものではないことを、今日全国からあつまった主婦の力強い団結がそれをはっきりと示しました。

又、全国の仲間たちが血の通いあった暖かいカンパで三池を支え、新しいはげましをかけてきました。それは三池の斗いは全労働者とその主婦の斗いであり

これまでに示したあたたかい兄弟の連帯をさらに強め、クビ切り完全撤回まで台所を守って頑張りぬきます。

右宣言する

昭和三五年二月一四日

不当クビ切り合理化 ロックアウトに主婦の怒りを結集する
総決起大会

No. 223
情報
九州炭労
1960年 2月 24日

二瀬 高雄一坑終堀による団交を開始

指名解雇とは全く別と会社も確認

日鉄二瀬高雄一坑の終堀による斗争について、オ三八回中央斗争委員会は（二、一四）、調査団の報告を確認し長計決定にもとずく完全雇用・保安優先・既得労仂条件の維持向上を指標として、指令オ一九〇号を発した。

現地では本指令にもとづき要求書を別紙のとおり決定、二〇日藤岡中央副委員長、田中九州炭労局長をまじえオ一回団体交渉をおこなった。尚オ二回団交は二四日の予定である。

転換の時期は四月

二〇日午前一一時よりオ一回団交を開き要求書の説明をおこなった。これに対して会社側より質問と、会社側の本問題に対する考えかたが明らかにされた。

会社側の考えかた

1、二瀬鉱業所内において全員配置転換を行なう。そのために希望退職及びその他の退職措置は行なわない。

2、今回の転換は現在紛争中の指名者の問題とは関係はない。したがって指名者の職場の穴うめとか、事実上穴うめしたとかは考えていない。労使争いの結果会社が解雇を撤回したと仮定すれば、その人は原職に復帰されるものと考えている。

3、二瀬鉱業所以外の日鉄各鉱業所等への配転については、会社としては考えていない。

4、転換の時期は会社提案どおり四月を目途としているが、組合の主張される学校関係についても事情が理解できるので、さらに技術的に検討したい。

5、社宅は受入れ側にて準備する

6、高雄一坑には臨時夫はいないが、若干の日傭いがいるので、これは新人と認識して善処する。

7、会社は現在採堀価値がないとして終堀を提案しているので、残鉱払、介護は考えていない。

8、配転者の受入れ職場をつくるため、採炭・払座作り作業員として二〇名を中央坑に早急に配転したい

以上の会社回答に対し、中央坑への二〇名の配転を確認し、次回団交でさらに交渉をすゝめることとした。

要求書

昭和三十五年二月一九日

日鉄二瀬労仂組合
組合長 原本 修

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所
所長 堀 五十二殿

高雄一坑終堀に伴ない左記のとおり要求いたします。

記

〔一〕基本項目

1、高雄一坑終堀に当つては全員を配置転換すること（確認）、但し解雇拒否者職場補充は認めないこと

2、転換については本人の希望を尊重すること

3、転換の時期は徴収号の発表を除き三月末までに完了すること

4、受入社宅を完備すること

5、臨時夫の配置転換を行うこと

6、前各項にもとづく配置転換、計画を早急に提示すること

〔二〕配置転換に伴なう取扱い

1、職種転換を支給すること
イ、坑外夫より直接夫へ　七、〇〇〇円
ロ、坑内日給より直接夫へ　四、〇〇〇円
ハ、坑外夫より坑内日給夫へ　三、〇〇〇円
ニ、机上労務より筋肉労仂へ　一、〇〇〇円

2、転宅料を支給すること
イ、家族持　一律　七、〇〇〇円
ロ、単身者　〃　三、〇〇〇円

3、旅費は旅費規程によって支給すること

4、転宅休暇を支給すること
イ、世帯主　四日
ロ、単身者　一日

5、保安教育日を設けること
イ、一般的保安教育
ロ、職種転換者の習熟期間

6、転宅に必要な梱包材料を支給し輸送車を準備すること

7、配置転換が新学期以外のため教科書を新規購入する場合は、教科書代を負担すること

8、配置転換にあたり特別困窮者に特別貸付を行うこと

9、通勤者のバイク長期月賦購入をあっせんすること

〔三〕残留者の取扱い

残留者には賃金低下救済措置を行うこと
イ、直接夫　職種基本給の一〇〇%
ロ、日給夫　坑道労仂　一時間

〔四〕その他

1、通勤者の日常配給は従来通りに便宜供与を行うこと

2、作業用道具の補助を行うこと

3、その他別に協議決定すること

以上

NO.224
情報
九州炭労
1960年
2月27日

筑紫 解雇通告書一括返上！

×××××××××既報（情報二二二号）のように、筑紫の会社は出水を理由に去る二〇日、閉山通告をおこない全員に予告解雇通告状を発した。筑紫支部は二二日大衆行動によって通告書を一括会社に返上し、生活を守るため背水の陣で企反斗争をすゝめている。二三日は実状を訴えるため山田市内をニユースカーで情宣した。九州炭労は、たゞちに現地に対策委員会（構成～九本部二、現地共四、筑紫支部三）を設置し指導にあたり二三日以後連続的に団交を行っている。二六日の対策委で戦術の具体的なことを検討する。×××××××××

不当な会社の閉山理由

企業縮少より閉山、全員解雇と態度を一変した理由として、次のように申入れた。

1、残炭量が少ない
2、従業員の労仂意欲がなく、稼動率がわるくなった
3、出水事故による損害は約一千万円の見込みだが金融面からの影響は二千万円に達する
4、昨年八月の企業合理化以前、一千万円の赤字である。

◎したがって全員解雇にあたっても退職金を支払う目途がない、と一方的に労仂者の犠牲によって出水を口実に閉山を強行しようという狙いである。

これに対し組合側の態度は六日の出水事故による犠牲者、遺家族に対する救済補償がいまだ終っていないので、救済の交渉とあわせて閉山反対斗争を、炭労の企反斗争方針どおり白紙撤回の態度で斗う。

救済交渉決レツ

1、遺家族に対する弔慰金　五万円
2、罹災者の賃金取扱い　～休業平均賃金六七五円の八〇％又罹災期間を補償する
3、救出作業手当　～日炭賃金の五〇〇円、但し遺体救出にあたったものは、一〇〇円をプラスする
4、退職制度　組合と協議して決定する
5、善後の就職斡旋　災害支給

以上の救済策を提示したが、組合は不満として一蹴した、

国際婦人デー五十周年

婦人月間（三・八～四・一六）の準備すすむ

××××××××全世界の婦人が心をあわせ、世界の平和と真の婦人の解放を主張し要求した国際婦人デーは、今年で五十周年を迎える。今年は東西首脳会談、完全軍縮へと世界の恒久平和に向って、画期的な前進がはじまろうとしている。三月八日から四月一六日までの婦人月間行事、国際婦人デー五十周年の記念行事がいま中央をはじめ全国各地で準備されているが、以下各地の準備の模様を紹介する×××××××

中央集会

◎　国際婦人デー中央集会

とき　三月八日（火）午后一時～四時

ところ　文京公会堂

第一部～各団体あいさつ。外国婦人代表メッセージ。
　私たちの斗いの歴史（帯刀貞代、山川菊栄、平塚らいてう、市川房枝、野坂竜氏）、決意表明（職場の問題、くらしの問題、こどもの問題）

第二部～主婦のうたごえ、職場のうたごえ。
　入選作品発表、婦人のうた〃歌唱指導関鑑子氏、終了后東京駅まで約一時間デモ行進

◎　働く婦人の中央集会

四月一七日分科会（都立青山高校）
〃一八日全体会（杉並公会堂）

問題別分科会内容

一、生活と权利

①、賃金の分科会（同一労仂同一賃金を実現し、最低賃金制をかちとるには）　助言者～黒川俊雄他三名

②合理化の分科会（首切り、労仂強化に反対し合理化攻勢をはねかえすには）　助言者～島津千利世・[illegible]草・藤田若雄他三名

③母体保護の分科会（母体を保護し婦人の職場を守るには）　助言者～井上房枝他

④民主化の分科会（職場と家庭と教育を民主化するには）　助言者～田中寿美子他三名

⑤くらしの分科会（社会保障制度を確立し明かるい社会をきずくには）　助言者～吉田秀夫他二名

⑥保育問題分科会（職場に地域によりよい保育所をつくるには）　助言者　塩谷あい・秋田美子他二名

⑦農山漁村の分科会　助言者～丸岡秀子他

⑧子供の分科会（子どもの幸せを守るためには）
助言者～乾孝他一名

二、平和と団結

①組織問題分科会（職場を地域で活動家を育て組織を強めるには）　助言者～帯刀貞代・[illegible]一他

No.

情報

九州炭労

年　月　日

⑦ 人権を守る分科会（不当弾圧をはねのけ基本的人権を守るには）　助言者（坪根たけ他一名

⑧ 学習の分科会（働く者の学習活動をすゝめるには）　助言者（平井潔　石井あやこ

⑨ 平和の分科会（平和憲法を守り、安保改定を阻止し完全軍縮をかちとるには）　助言者（福原琴、牧岡洋子他二名

三、職　種　別

① 医療関係（医療部門に働らく婦人の生活と権利を守るには）　助言者（泰労医療役員他一名

② 製造・繊維関係（製造現場に働らく婦人の生活と権利を守るには）　助言者（小松定孝（繊維労連）

③ 未組織関係（明るい職場をきずくため組織をつくるには）　助言者（吉村米一（全日一般）

◎　国際会議派遣について（世界婦人集会）

と　き　　四月二一日から四日間

ところ　　コペンハーゲン

ソビエト婦人委員会の厚意により、日本代表二〇名までの片道旅行代はソビエト負担となったので、代表費用は一人当り約四六万円。国際婦人デー五十周年「世界婦人集会」への代表派遣を既に決定しているところは、北海道、大阪、京都、広島、と、全日自労、自治労、全商校、日教組などであるが、その他でも現在代表派遣準備がすゝめられている模様。

◎　安保批准阻止、母と娘の集会

右のほか四月一六日、人権を守る婦人協議会（総評、婦団連、生協婦人協議会、共産党、社会党各婦人部など四五団体加盟）を中心にした「安保批准阻止、母と娘の集会」と、デモ行進が行われる

地域のとりくみ

今年は中央行動のみに重点をおいた従来の活動のやり方でなく、地方行動に主体をおき、地域、職場の中で統一行動をもりあげるようにと、才七回婦人月間実行委員会はよびかけているが、九州炭労傘下関係地域での設定行事の準備状況は次のとおり。

山口　平和を守る「母と娘のつどい」（県集会）を、三月六日（日）午前十時より、山口市労協会館で行う。午前中は意見発表（1、働く婦人の問題　2、家庭の婦人の問題　3、教育の問題　4、社会保障の問題　5、民族の問題）を行ない、午后討論と帯刀貞代氏の講演を予定している

福岡　国際婦人デー五十周年才七回福岡県婦人集会を、三月二七日（日）午前十時より開催する。場所は福岡市内（未定）。働く婦人の中央集会にならって、分科会、全体会議、講演の形式をとる。県下各地区では、県集会にさきだち地域でそれぞれとりくんでいる。

○田川―二月二八日午后二時より自治会館で炭婦協、自労、教組など一五団体の婦人が三月八日の五十周年をめざして婦人の斗いの歴史について学習会をする。三池主婦もこれに参加する

○飯塚―三月六日午前一一時より飯塚小学校（予定）で民主婦人懇談会を開き、国際婦人デーの意義と歴史の理解を深める。このほか飯塚地区婦人連絡協議会（現在準備会の段階）でも討論集会などの準備がすゝんでいる。

○八幡―三月八日夜、地区婦人連絡協議会で記念講演を渋永久子を招いて開催。映画上映を予定している

○福岡地区（福岡市内）朝鮮女性同盟の県集会を中央公民館で行う。後同所で地区国際婦人デー五十周年を記念し、意見発表と「世界の河は一つのうたをうたう」を上映する予定。

◎　以上のほか福岡県の自労婦人部は、三月八日半日休暇をとって県集会を開催するが、現在安保批准阻止破棄の署名活動とあわせて、国際婦人デー五十周年の意義てつていをはかっている。なお才七回婦人月間のバッチ（一ケ三〇円）を全員胸につけることを目標にしている。

No. 225
情報
九州炭労
1960年 3月 1日

貝島に合理化案提示！

徹底的に検討……

新安保条約調印にともなう「日米経済協力」の下で、労働者の犠牲による合理化がはげしく強行されることは必至であるが、貝島支部でも一八日会社側より「坑木保存の業者請負切替・職場規律（管理）、職場の適正配置」などについて交渉したい旨の申入れをうけた。組合は二十日執行委員会、二二日大会をひらいて「会社の説明をきき、その内容を十二分に検討して対策をたてる」ことを決定、二四日午前十時より会社の提案説明をきいた。二六日会社提案に組合側より質問し、これに対して二九日回答すると会社は答えた。以下は合理化案の内容である。

提案理由要旨

会社側は提案理由として「石炭界の危機は、今さら申すまでもなく、単なる好不況ではなくエネルギー革命によるものであり、貯炭が三月末七〇〇万トンになる見込みとはいえ、一、二〇〇円からの炭価引下げを行わねばならず解決にはならない。重油・輸入炭と対抗するためには如何にしてコストを下げるかである。当社の実情は全く苦しい。従って金融の風当りも厳しい。炭代だけがのぞみ、従って当社の高いコストを何とか引下げるため全ゆる角度から検討した。そのためには体質改善の必要を痛感し次のように提案する。格段のご協力を求める」

二四日この提案説明に対し組合は「今日まで数次にわたる合理化は認めてきた。しかるに又も我々だけに犠牲をしわよせする合理化案をだされている。内容の中には改定協定もあるし十二分に検討する」と、態度を表明した。

提案内容

〈第一　請負切替に伴う配置転換について〉

次の諸作業を業者請負に切替え、余剰人員は成る可く直接夫に配転を行いたい。

1、坑木仲仕作業、陸材運搬作業、中央倉庫運搬作業。この作業は業者に一括して請負わせ能率に於いて一元的に統轄するのがもっとも能率的である。余剰人員　八十四名は原則として直接夫に転職願いたい。

2　炭車修理業

各坑（除新坑）の木製炭車修理は一元的に業者に請負わせるのがもっとも効果的であるのでこれを請負に切替え、余剰人員二十八名は原則として直接夫に転職願いたい。

〈第二　適正配置について〉

次の通り適正配置を行いたい

1、中央発電所を廃止し余剰人員を配転したい

存置の必要性がなくなった中央発電所を廃止し、余剰人員　九名は直接夫に転職願いたい。

2、各坑修理工場の一部を中央工場に集約したい。

各坑修理工場の作業中　予備品的な部品製作及び機器修理は、今後中央工場に集約　これに伴う各坑の余剰人員二十二名は中央工場に配置転換し中央工場在籍者を含み、転職希望者はなるべく直接夫に転職させる。

3、洗炭場の適正配置

この際、作業実態に応じた適正配置を行う。即ち水洗配置を廃止すると共に余剰人員四名は成る可く直接夫へ転職願いたい。

〈第三、採炭夫の若返りについて〉

採炭夫の若返りのため、満五十一才以上の採炭夫は作業上必要な人を除き、他の職場に変ってもらいたい。他職場から若い人を採炭に入替えたい。なお身体障害者・病弱者など採炭作業に不適な人で同様転職願いたい。

〈第四、鉱務労働の適正化について協力願いたい〉

従来次の点については協力を願っているが、今後より一層円滑な運営に協力されたい。

1、就業時刻の一部変更の円滑化

① 各坑において作業の必要上、一部就業時刻を変更しようとする場合

② 或は作業上一部の従業員について就業時刻を臨時に変更する場合には時宜に適した円滑、迅速な運営を図れるよう格段の協力を願いたい。

2、職場、職種変更の円滑化。

今日最少限の人員で最大の効果をあげるため、各坑における職場、職種変更の円滑化、特に迅速な処理に今後一段の協力を願いたい。

3、有休の円滑化

作業遂行上必要、適切な有休について組合としても従業員が係員の指示に円滑、迅速に応ずる様協力ねがいたい。

4、就業率の向上

労働力を有効に活用する意味で、直接夫八五%以上、坑内間接夫九〇%以上、坑外夫九五%以上を目標とし、事前届出年次休暇の計画的な使用、その他の諸方策を実施するので協力願いたい、なお日別、方別、箇所別にムラのない就業状態の実現にも協力ねがいたい。

5、請負給、日々持歩の変更。

公平の原則、作業条件の面から、今後公正妥当な日々の持歩変更を実行したいので協力願いたい。

中央と打ち合せて組合長二九日帰山。斗争委員会（執行委員会）でこれに臨む態度を、具体的に検討する。

目尾

新三卸出水事故！

配転団交妥結…

既報（情報二二三号）のように目尾本坑新三卸出水事故にともなう配転交渉が進行し、中三払の五四名が二二日より部分ストに入っていたが、連日の数度交渉の結果、二四日午前九時左記のように了解点に達した。

妥結内容

1、新三左一片払は、現在の切羽より二間取るまでは平均賃金を保障する。

2、現在の七日間は、四函、さらに七日間は五函を六四五円（採炭平均賃金）として単価を設定する。
　以後は決定単価表による

3、片盤坑切羽、整備は、暫定期間に完成するよう努力する

4、本卸一部左二片五尺払は、当初三日間は平均賃金を保償する。

菱坑
福六

賃金カット提案！

早急に反撃かまえ

三菱六坑（三菱鉱業第二会社）では、新賃金斗争を前にした二月二二日の労使協議会で、会社から次のように賃金カットを提案してきた。

提案内容

一、総収入の一七％カット
二、特殊公休　八〇％（現行）→四〇％　公休割増　三四％（現行）→二五％
　山神祭　五〇％（〃）→三〇％　早出残業　二七％（〃）→二五％
三、就業規律の確立

協定期間は昭和三五年二月（三六年三月末

九州炭労としては、右提案に対しては九会労とも連絡の上、早急に反撃の構えをとろうとしている。即ち三菱鉱業の第二会社である同鉱の設立には、九会労も抗議をうけたいきさつもあるので、このような低賃金を組合員に強いるならば、同社の存続は認めがたいとの立場をとつて、徹底的抗議を行うよう九会労に要請。なお炭地共闘会議からも白紙撤回の斗いを指導するよう働きかけている。

この種の斗争について反省させられることは、第二会社や租鉱権の設定については、その労働条件についてよほどシッカリした条件をつけ、その条件の厳守を認めさせることを前提とする方針がつらぬかれねばならぬ。

No. 226

情報

九州炭労

1960年

3月1日

組合分裂に悩む富士月隈

閉山基地化反対共斗の機運熟す

組合員の過半をしめる愛山同志会―のち従業員組合となる―ができたり、閉山が目前にチラツイたり、「ヘタにさわげば解雇になつて所定の退職金がもらえなくなるぞ」という不安から、骨ぬきの形となつていた富士月隈の労働者の中から、ようやく組合を統一して閉山反対と条件斗争に立上ろうとする動きがではじめた。

この契機は、

1、経営者との折衝が進捗して、買上げの具体化が近づき条件斗争を急がねばならなくなつたこと

2、従業員組合の中に幹部不信感が広がり、条件斗争を炭労の指導下に行えとの意見が有力化したこと

3、鉱員の首切反対斗争を取上げた地区労のテコ入れで〃新労〃が生れ、組合の統一を促したこと

4、才一組合の中にも、速やかな組合統一の働きかけと、条件斗争の開始を促す声がたかまつたこと

などが数えられる。

九州炭労はこの契機をとらえて、次のような骨子にもとづく共斗会議を提唱して、二月二五日才一回の三派代表会議をもつた。

共斗会議規定

一、共斗会議の目的と性格

1、この共斗会議は、月隈炭鉱の基地化に反対して斗い、止むなく閉山に至つたときは、最大限の退職条件を獲得するために斗うものである。

2、又この共斗会議は、共斗を通じて三派の統一を実現することを目的とする。

二、構成と代表、その権限と義務

1、この共斗会議は、富士月隈炭鉱労働組合、富士月隈炭鉱従業員組合、全富士月隈炭鉱労働組合がその構成員の員数の多少に拘らず、同一の権限と義務をもつて構成する。

2、この共斗の目的達成のための交渉権、指令権および妥結権は、日本炭鉱労働組合九州地方本部（略称九州炭労）に委任する

3、この共斗会議の決議機関として共斗委員会を設ける。共斗委員は　名とし、三派から同数の委員を選出して合議制で運営する。議長は九州炭労派遣の執行委員があたるが議決権をもたない。

4、九州炭労は、その委任された権限の行使にあたつて共斗委の議決を必要とするが、三派の意見がまとまらず共斗の目的遂行を困難とするような事態となつたときは、三派の構成全員の無記名投票に訴えて方針を決定する権限を許される。

三、経費

この共斗の遂行に必要な経費は、三派全構成員の平等な負担によつてまかなわれる。

会計事務は　　　があたる。

× × × ×

才一回の会合における各派の意見は次のとおりであつた。

◎才一組合〈愛山同志会は非を認めて解散のうえ復帰せよ

◎従業員組合〈無条件復合同　但し新組合は炭労に加入し三役を炭労に一任する

◎新労〈共斗を通じて合同への炭労案が望ましい。

この各派の主張の対立を解消して統一へ向うためには、炭労提案に添うことが必要であろうということを強調し、各派の努力を要請し、才二回会合を二月二七日に開いたところ、才一、新労は炭労案を認めたが、従業員組合は即時合同を固執した。　これについては

イ、従業員組合のナダレコミ作戦とみるべきである

ロ、今まで三年間の苦しさは、先方の面子をたてての合同にふみきることを容易に許さない感情がある

の二点から、才一組合の同調を得られなかつたため、さらに各派が統一へのあゆみよりについて協議することとなつているが、合同については試案として次のような条件について話合われている。

1、各派とも現役員は立候補しない、各派全鉱員の大会で新役員をきめる

2、新組合は炭労に加入し三役を一任する

3、新組合には臨時夫をいれる

No. 227
情報
九州炭労
1960年3月3日

筑紫

閉山を撤回……

会社再建にふみきる

既報（情報二二二、二二四号）のように筑紫支部は、二月六日午前二時中卸左一六片に於いて出水事故がおこり、会社はそれに便乗して縮少案から閉山という最后通告を、二十日組合に申入れた。九州炭労は毛利、光永執行委員を現地に派遣し斗争指導にあたる一方　二五日現地で赤仮山代表者会議を招集・対策委員会を設置し、閉山反対の団交をすゝめた。閉山撤回と出水事故の責任追求の努力が団交と、組合側の斗争態勢確立を前に、ついに会社は閉山を撤回し三月一日午前三時再建協定書に調印、斗争態勢を解除した。

出水事故に伴う協定

一、遭難者援護救済の条件

1、弔慰金　五万円

別途香典を贈る（一万円）

2、遭難者の葬儀費用　実費支給

3、〃　墓造り墓碑等について便宜を供与する

（トラック等で実施されている）

4、遭難者の家族、遺体搬出までの間、福利厚生施設の利用は従来どおりとする

5、遭難者の就職斡旋について努力する。

二、罹災者（遭体）賃金は遺体搬出まで稼働日数を労働とみなして日額五四〇円を支給する

三、救出手当　直接夫　一方一〇〇円

間接夫（内部のみ）一方五〇円

四、救出日の直接夫労働賃金は、平均五三〇円を支給する。

五、出水事故現場において埋没紛失した作業道具は現金又は現物を以て保証する。

再建操業協定

一、昭和三五年三月以降の出炭を別記計画にもとづき月一九、〇〇〇トン確保する。

二、操業計画にもとづく計画人員の適正をはかるための一部配転を行う。

三、再建操業にあたっての努力採伯工数を、次のとおりに定める

直接夫　二二方以上

間接夫　二五方以上

坑外夫　二五方以上

四、再建操業のため就業時間中における職場規律を左記のとおり定める

㋑就業時間は出水前のとおりとする

㋺保安確保のため、係員の作業指示は厳守すること

㋩係員の許可なく職場をはなれ、早昇坑帰宅しないこと

五、会社は再建操業案実施にあたり、特に保安の確保と改善を行ない災害防止に努力する

六、計画炭量の終堀に伴ない残鉱炭量を閉山する場合会社は組合員の就職先を確保する。新規山口の就職あっせんについても努力する

七、本協定達成のため労使双方をもって再建委員会を構成し、毎月協議を行う。これが人員と諸條件については別途協議する。

（第一次再建案）出水事故現場一六片以深は放棄し、中卸区域約六千トンと上五尺層約五千トン　計一一、〇〇〇トンを六ヶ月の予定で採掘する。

（第二次再建案）資源開発の開発地域（約四百万トンと推定）を八月頃を目標に採掘するため、施策案を申請し炭命の延長に努力する

宇部

充員斗争態勢強化！

中斗に权を委譲……

既報（情報一九三号）のように宇部支部は、昨年一一月二七日、長期企業計画の提示と充員要求書を提出以来、数回におよぶ団体交渉、小委員会を開催してきたが、会社は一貫して「充員はできない、又長期計画は現在ではたたない」と主張してゆずらなかった。平和的解決は困難となり、二月一六日の斗争委員会は〃今后強力なる団体交渉を開催し、実力をとって事態の解決を図る旨を決定。二五日充員斗争に関する三枚委譲を中央に申請した。これに対し第三九回中央斗争委員会は、一枚をのぞく二枚を宇部支部に委譲し、九州炭労の指導にもとづいて斗争準備をはかるよう決定した。　交渉経過の主なものは次のとおり。

◇一二月一八日　企友小委員会

会社側〜現時点で人員は不足していない旨を説明。　組合側〜提示について受けいれられぬから、次回は就労から、職場・職種について提示したい旨申し入れた。

◇二月六日　企友小委員会

前回の交渉より相当期間をおいたので、従来の交渉を整理する範囲をでず。会社側は文書に配転その他により

職場が確立されるので、人員の具体的なものを提示したいと表示した。

◇二月八日　全只小委員会

各支部ごとに人員の必要箇所について組合側が具体的説明を行い、各鉱労務課長より各々答弁がなされたが、結果的に総括的として、「部分的には不足箇所は認められるも将来はそのようなこともなくなるし、当分の間現状の儘で頑張ってもらいたい」旨回答。次回に具体的に納得のいくよう説明するから、異論があればその時に又つてほしいと言うことで休憩の形で終了。

◇二月十日　全只小委員会

阿部副部長より「総体的に仕繰が不足していると組合がいわれたので現場を調査したところ、

／、増員するような現在ではない（現在とは今の処と理解されたい）

２、各鉱業所に概説するが、一～二年前より今日では坑道がよくなっている

３、各鉱業所にもいえるが、漸々に仕繰がふえる見透しである（ういてくる仕繰が若干いる）

したがつて組合が人員を主張されるように会社としては思つてはいない」と、従来以上に強硬であつた。

これに対し組合側は反論し、問題について執く追求、併せて人員職場の補足的列示を要求初として行つたが、最終的に、会社はさらに検討する旨答えた。

組合側では、今後小委員会で交渉をすゝめたとしても進展は望めないと判断し、団体交渉にもどして九州炭労の指導のもとに強力なる交渉をすゝめることになつた。

以　上

No. 228
情報
九州炭労
1960年 3月7日

高島、山元諸要求で四八スト

会社側要求を認めず逆提案

高島支部は客年一二月以降、職場、居住区要求、新規採用と入替採用などで、団交、小委員会を開いて解決のため努力していたが、本年二月二三日交渉が決裂の事態にはいり実力行使の通告を会社側におこなった。そのあと会社側よりの団交再開に応じ交渉は再開されたものの会社最終回答の内容は、賃金に関係するもの、労働条件に関するもの、福利厚生など費用のかかるものは全部拒否し僅かに事務上の手続きの変更などで、いくらかの譲歩をみせたもので、問題にならず、二九日交渉は完全に決裂、実力行使を指令した。

交渉一二回開催

要求内容は職場関係六九項目、福利厚生要求四九項目にわたっている。交渉は昨年一二月一日要求書提出以来団交四回小委員会八回（いずれも二月二三日現在）ひらかれたが、会社は期限付回答を要求した二三日、組合の要求を入れるどころか、全く逆提案をしてきた。

要するに要求には応じぬ

会社内部で検討したが、各職場より共通のものとして時間外労働、公休出勤などをふやせという要求は厳禁的ではあるが、諸統計を見ても社内随一の山であり、むしろ合理的に作業を進めて、時間外公休出勤はへらしてゆきたい。
また賃金関係では現在の賃金協定、賃金規則の期間中における要求には応じかねない。要するに御要望に副へるのは極めて少ない。とこたえた。

組合、方針を堅持

以上の回答は一二月以降数次にわたる交渉を頭から否定するものであり、組合の方針はいかなる意味においても現状より後退する条件、態度はあり得ないし、実質的な賃金を獲得するまでは斗いをやめないことを明らかにしている。

四八ストライキに突入

この方針にもとづき、二九日指標を山元諸要求並に入替採用、新規採用完全獲得をかかげ

第一波　三月一日、二日各方早抜時、一時間五〇分の時限スト（採炭夫の一斉入坑斗争を含む）に突入、さらに

第二波　四日五日、二四時間スト

第三波　三月七日、八日、四八ストに突入した。

大辻に企業整備提案さる

大辻支部に、三月四日企業整備案が出された。内容の詳細は後報にゆずるが、その大要は二坑の終掘に伴い人員の整備、配転を行うというものである。

提案の概要

㊀坑外掃取関係（現在人員一八七五人（一日平均）を一四七五人にする。標準作業量現行一・三二、六八一を二〇%増しとする（賃価据置）

㊁坑内掃取関係（二坑終掘（三月二七日終掘予定）にともない四名を減員して、稼働を引上げる。

㊂新大辻坑々道夫減員にともない、掘進夫の内四名を直接夫に転職し、稼働を引上げる。

組合は以上の提案について三月六日執行委員会を開き、会社提案を全面的に拒否する方針をたて斗うことをきめた。

京ノ上会社側揚炭をもくろむ

期末手当の獲得（三四年下期）と組織防衛斗争でスト三ヶ月をむかえる京ノ上支部は、いま会社側の新しい悪質な攻撃に当面して斗っている。

三月一日会社はいままではりめぐらしていた有刺鉄線のバリケードを強化し、立入禁止の掲示を鉱業所周辺に立てた。七日一番方より第二組合を使って坑内貯炭二五〇トンの搬出計画をたてるなど、明らかな挑発行為をかけて来た。これは貯炭揚炭で組合が阻止することを狙いそれを理由に警察の介入を予定しているものである。組合は明白なスキャップ行為（第二以外を使用してなど）があった時は完全阻止の方針で臨んでいる。これは六日に保安上と作業遂行上の困難を理由に坑内貯炭の揚炭を申入れてきたものである。この申入れに対して組合は、坑内保安には協力するし、入坑して共同調査を行うこと第二に保安委員会を開催することを提案したが、会社は組合の提案を無視して揚炭しようとしているものである。尚最近会社は仲裁保安全員に保安作業を勧誘させ不法行為をとると脅して社宅内外をはいかいして威圧をかけるなどしている

以上

No. 229

情報

九州炭労

1960年3月12日

貝島 希望退職募集内示！

既報（情報二二五号）のように、貝島支部は二四日会社の合理化提案をうけ、全項目にわたっての質問事項をまとめ二六日第二回団交にのぞんだ。組合はまず今次合理化案を前白して退職や配転を勧告する肩叩きをやらせない旨会社側に確約させ質問を行ったが、会社側は鋭い追求に即答できなかった。二九日第三回団交で回答。以後組合側は七日斗争委員会、九日臨時大会を開いて、合理化反対斗争を炭労の基本方針どおり進めることを確認した。三月十日詳細は十二日の団交で説明するとして、会社側より希望退職募集を行いたい旨大綱次のような内示があった。

組合の基本態度

三月七日の斗争委員会で次のように決定した。

一、合理化に対する態度

(一) 請負切替えに伴う配置転換について

1、坑木仲仕、資材運搬、中央倉庫作業について、炭労の方針どうり常傭夫、臨時夫を本雇鉱員に採用する努力を重ねていく。かゝる基本原則にたって今次会社提案の業者請負切替えは、我々の思想と相反するものであり、本雇鉱員がいる職場をなくすことは根本的に反対である。

2、炭車修理作業については、昭和三二年一月の職場範囲の斗いの中で、明確に鉱員職場であると労使の協定を行っている実態から、提案は労使の協議にもとる協定違反行為であるので反対。

(二) 適正配置について

1、中央発電所の廃止は忍び難いが、現時点における諸般の実状から判断し条件斗争に切りかえざるを得ない。従って最大限の条件を獲得する要求を行う。

衛、給水ポンプ方四名（会社提案）を臨時夫に切替え作置することに対しても、少くとも生命をあづかる職場を臨時夫に作業させることは、容認できないのであくまでも本雇鉱員とする。

2、各坑修理工場の一部を中央工場に集約することは、必然的に人員縮少をきたし、残された人員による各坑の作業実態は労働強化を伴い、生産面でも能率的に相当支障がある。従って中央工場に集約統合することは反対。

3、洗炭場の適正配置については、現行作業の実務は水番を廃止する状態ではない。

(三) 採炭夫の番返りについて

労坑で停年制が明確になっており、個人の意志を無視する制度化は反対。

(四) 超過労働の適正化について

採炭夫を除く直接、内間、坑外は超過労働を抑制している実情から、なおこれ以上の抑制協力要請は、我々の生活実態を無視したもので反対。

(五) 職場管理について

1、始業時刻の一部変更の円滑化。2、職種職場変更の円滑化。3、有休の円滑化。4、就業率の向上

5、請負給、日々時歩の変更は、職場民主化の阻害になり、係員の権限を拡大する措置なので反対。

以上の基本方針を三月九日の臨時大会で確認した。臨時大会は希望退職をめぐる対策を中心に論議され、これを阻止する体制を強力にせよと力説された。

希望退職募集内示

一〇日会社から「詳細は一二日の団交で説明する」として次のような内示があった。

1、一割程度の希望退職募集を行いたい。

2、入坑採用の制限をしたい。

3、増産賞与の改訂を行いたい。

4、新炭の配給基準、価格の改訂を行いたい。

大峰 不況宣伝に終始した合理化に反論

大会后一斉に職場点検

既報（情報二〇一号）のように古河大峯支部は、企業合理化自衛斗争を目指して一月一七日臨時大会を開催し、具体的な斗いの方針を決定した。組合は会社の意図を粉砕するため職場点検を行い内部体制を確立すると共に、積極的な団交を継続中である。三月九日まで通算一七回の団交を開催、二三項目にわたる会社案内容について政策的な質問を行ったが、今日は組合側が反論することになった。これまでの団交を通じて組合は「生産計画およびこれに伴う適切な人員計画をあきらかにせよ」と迫ったが、これをしぶり「企業再建にのりださないと山の将来に全然希望がもてないし、閉山を止むを得ない事態になるのでぜひ協力をおねがいしたい」と不況宣伝一点ばりであった。しかし九日の団交では坑内関係の人員は現在より減らさないが、坑外については何名を整理するかはいえないと説明をさけ、殊に女子鉱員には不安定職場を提供しなしくずしに首切りを強行する意図をロコツに示した。組合側反論は一一日以降に行うが、当面基本線として、

1．標準作業量設定と職場闘争にふみきることについては基本的に了承する
2．機械化導入について機械化そのものには反対しない。新機械交代については購入予算を立てる時に組合に連絡させる
3．その他労働条件・職場環境・福利厚生の問題については徹底した反論を行う

旨、態度をあきらかにした。

No. 230
情報
九州炭労
1960年 3月12日

大正中鉱配転斗争！

首切り反対の要求を貫ぬき妥結

××××××××××××

新中鶴炭鉱の開坑と本坑両立体制の問題について去る二月五日、会社より合理化提案をうけた大正支部は、数回にわたる執委、斗委、職場、地区委員会、労使協議会などを開催。①新中鶴炭鉱への安定職場の拡大と職場の安定を図る②基本的、具体的要求条件の確立を前提とした中で配転に応ずる態度をきめ、精力的な交渉の結果、事実上ストライキ決行の力の中で、三月一日、首切り排除の要求を貫き通し、スト中止を決した。さらに中鶴鉱業学校の卒業生の不採用を打出していた会社に、完全ではなかったが本年三月卒業生は臨時夫として採用し、明年四月本採用に切替えす覚を取交わし、会社の首切えの意図を完全に粉砕することができた。

協定書

大正鉱業株式会社と大正鉱業労働組合とは、新中鶴炭鉱の直轄採掘に伴う起業要員の編成、配転及びその処遇等に関し、左記の通り協定する。

記

一、基本項目

1. 会社は安定職場の拡大を図り、雇傭の安定に努力する。

2. 新中鶴炭鉱の起業要員は原則として本坑の周辺稼働希望者をもって編成する。

（覚1）起業要員が不足し、編成困難な場合は、会社組合間で協議する。

（覚2）起業要員の編成並びに配転の具体的実施に当っては労使会を設け業務の推進を図る。

（覚3）今次転種転換者にして将来生産計画上係数に必要人員を生じた場合は優先的に復帰せしめる。

（覚4）新中鶴炭鉱の起業計画上必要人員を生じた場合は別途協議する。

3. 配転実施直後の生産計画について、会社・組合間で協議する。

（議事確認）　配転実施後の生産計画の検討の中より、採鉱約を必要とする場合は、従来の慣行を尊重し、当該関係者間で協議する。右確認する。

4. 会社は今次転換実施に当り、労働条件を低下させる意図はない。

二、転坑、転種転換者の処遇

新中鶴炭鉱への転坑者及び転種転換者の処遇は次の通りとする。

(1) 転坑料

勤務場所を新中鶴炭鉱に転換する者（以下転坑者という）に対しては、転坑料として一人当り二、一〇〇円を支給する。

(2) 転種転換料

転坑に伴う転種転換者又は残留者の転種転換者に対しては、次の区分により転種転換料を支給する。

1. 坑内直接夫より坑外夫に転換する場合　五、五〇〇円
坑内直接夫より坑内間接夫に転換する場合　二、五〇〇円
坑内間接夫より坑外夫に転換する場合　二、五〇〇円

2、前者に定められた区分の逆転換の場合の転換料は夫々に定められた正転換料と同額とする。

一、〇〇〇円

(3) 1 保安教育及びその賃金取扱いは従来の通りとする。

(4) 転坑者の賃金取扱いについては現行協定による。但し、転坑時の過渡的な理由、或いは新中鶴の作業の特殊性から生ずる細部事項について別途協議する。

（別記　賃金取扱い事項に明細）

(5) 通勤手当

通勤手当は次の通りとする。

1 会社の都合によって社宅の貸与がない者で借家居住をなし、家賃を支払う者
イ、転坑により通勤距離の近くなる者　十五円
（注）八幡地区から通勤する者
ロ、転坑により通勤距離の遠くなる者　十九円
（注）中間市から通勤する人

2 社命による作業場所の通勤者並びに会社の都合によって社宅の貸与がないⅠ以外の者
イ、転坑により通勤距離の近くなる者　二円
（注）八幡地区から自宅通勤する人、但し社宅請求している人
ロ、a 本坑社宅　十二円
b 一坑社宅　十三円
c 通勤距離の遠くなる者　十三円
（注）中間市から自宅通勤する人、但し社宅請求している人

通勤距離の遠近の判断は、本坑、新中鶴周辺に居住する者については中間市、八幡市の行政区画によって行うものとし、其の他の地域よりの新中鶴に於ける新規採用者の通勤手当は本坑への通勤者の取扱いを準用する。

(6) 転坑後、新作業場に配置された当日については作業場の遠近を考慮勘案して新転種本人給を支給する。

三、福利厚生関係

福利厚生施設については作業計画上の緊急度に応じて逐次整備に努める。

（確認事項）

一、診療所については速やかに対策を検討する。

二、配給所の設置又は他への委託（生活協同組合を含む）をなす場合は組合と協議する。

右確認する。

四、転宅に伴う処遇

(1)　支度料

転坑者で社宅の転換を行なった場合支度料転坑者で社宅の転換を行なった場合支度料として次の通り支給する。

世帯主　二、〇〇〇円
単身者　一、〇〇〇円

(2)　転宅休暇

世帯主　二日（公休を含む）
単身者　一日（公休を含む）

(3)　輸送及び荷造り費

転宅輸送費は会社の負担とし、必要限度の荷造り材料は現物貸与する。

但し、輸送具は会社に於いて準備したものによるものとし、作業上転宅の緊急度に応じて実施する。

(4)　転坑者の扶養家族である中、小学生が転校のため新たに教科書を購入しなければならないものについては具体的に調査の上現物を支給する。

No. 231

情報

九州炭労

1960年 3月14日

三池　会社の組織攪乱工作とみに深まる

十五日・中央委員会開催

三池会社側の分裂策動は昨今とみに露骨になって来た。あせればあせる程組織切りくずしは強引になってくる。組合は三月九日中央委員会を開催し「当面の具体方針その七」及び非常事態宣言を採択、総反撃の態勢を確立した。即ち会社の組織攪乱の署名運動に対して、組合からの先制攻撃をかけるため、一二日夜緊急に地域分会長会議を開いて決定し、全組合員の意志を確認する「署名運動」を行い、一三日は敵側の「三池炭鉱再建同志支援市民大会」と時を同じくして、三川支部は現不田で港務所支部は諏訪神社、その他の支部は地域分会毎に決起大会を開催した。批判勢力からの緊急中央委員会開催の要請、三田村学校に約三〇〇人参加させるなど名実共の挑戦に対して、組合役員・オルグ・組合員・主婦連が一体となって個人説得と大衆説得に、眠る時間も削って東奔西走している。今日程優秀なオルグの必要が痛感されたことはかつてなかった。静かなる対決といわれた三池は、俄かに緊張した空気に包まれ、早朝から深夜まで抗争の声と話の音が絶えない。四者会談の決定で九州炭労傘下より近日中に一千名のオルグが現地に入る予定である。

中央委開催の要請

三月一日午后三時すぎ、中央委員一四名が組合本部に来て「中央委員会を一四、五日頃に開催されたい。今次斗争の早期解決をしたいのだが、詳細は中央委員会で述べる」という要請を行い、署名簿を提出した。署名内訳は、宮浦十名、四山二三名、三川二八名、港務所八名であった。これに対し執行部は「執行委員会にはかり開催するが、署名した人たちの意志確認を行う」と答えた。直ちに午后四時半より執行委員会を開催、検討した結果、一四日三池労組執行委員会、一五日中央委員会の開催を決定した。

会社と結んだ批判勢力

右の一四名が緊急中央委員会開催の要請を行う前に、既に大牟田日々新聞（従来も会社側だといわれていた）は、これについての号外を発行していた。これは会社側と批判勢力とがいかに固く結びついているかをはっきり示している。又一日は早朝から記者・カメラマンが組合に待機していたし、会社側と結んだ批判勢力が如何に計画的であり宣伝効果を狙っているかも暴露した。

会社側は一一日以降は以前にまして分裂工作を進めておるが、特に宣伝カー（会社名のもの三台、再建同盟のもの二台、灯をともす会三台）八台をフルに動かし機動性をもって組織攪乱を図っている。

これに対し組合側はオルグを中心に活動を行っており、宣伝カーは国鉄労組本部宣伝車（九日～一九日）、明炭労宣伝車（九日～一八日）、杵島労宣伝車（斗争終了まで）の三台と、日本窒素水俣支部一台、三池支部の二台計六台であるが、この中二台はオルグ受入、配置及び連絡その他に常時必要であるので、機動性に於ても優位を占めるため各組合を通じて宣伝カー派遣を要請している。又九州炭労は特別指導オルグ団の他に、一三日までに四〇名オルグを傘下支部より派遣した。炭婦協のオルグ団も一三ー一四日中に約二〇名入ることになっている。

意思確認の署名活動

一二日夜、緊急地域分会長会議を開いて、組合員の意思を確認するための署名活動を行うことをきめた。署名活動は、緊急地域分会長会議の終了後直ちに開始され、一三日に集約される。現在集約が完成していないので正確にその数を掴むことはできないが、予想外の署名数が現在すゝめられている模様である。例えば港務所支部新港分会三一三名の組合員の中で現在署名を拒否したもの四名、もう少し考えさせてくれという者六名でその他は全員署名した。

署名運動の訴え

その署名の意義について組合は次のように訴えている。

周知の通り敵の切りくずしは全ゆる手段ー即ち組合員に対する誘惑、脅迫やいやがらせ等、まさに悪辣の数々を示して来ました。私たちが首切りをはねかえす力こそが、労働組合の基本であると考え、しかも今日長年に亘る職場、地域に於ける輝かしい権利と自由を守るため、首切り撤回斗争を推進してきたのです。そしてこの斗争方針の正しさは炭労、三鉱連をはじめ総評傘下全組合員の支援体制がかってなく強大で益々拡大されている事実で明らかです。私たちは、いかなる圧力にも耐えて次の二つのことを誓い合い、署名したいと思います。

一、首切りをはね返すために炭労、三鉱連、三鉱労組の指令指示にしたがって斗い抜きます。

二、どんな甘言が用いられても組織分裂は利敵行為となることを再確認し、いかなることがあっても組織分裂には絶対に反対します。

一九六〇年　三月

署名取消しの真相

四山支部福岡関社宅才一分会の署名取消し騒ぎについて商業紙で報道されているが、この分会は炭労野口副委員長、執行のオルグの説得にも拘らず、批判勢力が約半数いるとみられていたところであり、そこで署名